

総 研 し ギ ー ト

日 EU・EPA の合意内容と 日本農業への影響

本レポートは、2017 年 12 月に合意となった日 EU・EPA（経済連携協定）が、今後、我が国の農業に及ぼす影響について検討するにあたり、正しく基礎的な情報を提供することに重点をおいて取りまとめたものである。

農林中金総合研究所

はしがき

日EU・EPA（経済連携協定）が2017年12月に合意となり、批准・発効に向けた準備が進められようとしているが、国内で得られる情報は今のところ限られているのが実情である。日EU・EPAは、今後、我が国の農業に影響を及ぼすとみられるため、正しく基礎的な情報の把握が求められている。

本レポートは、以上の目的のもとに農林中金総合研究所が執筆チームを編成し、EPAの概要、日本農業への影響などについて取りまとめたものである。

なお、本レポートは以下の分担で作成した。

第1部 日EU・EPAの概要

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I. 日EU・EPAの背景と交渉経緯 | 清水徹朗・植田展大 |
| II. EUの概況 | 清水徹朗・植田展大 |
| III. 合意内容の概要 | 清水徹朗・平澤明彦・長谷祐・植田展大 |
| IV. 今後の見通し | 清水徹朗・植田展大 |

第2部 品目別の影響

- | | |
|-----------------|-----------|
| I. 乳製品 | 小田志保 |
| II. 豚肉 | 北原克彦・石田一喜 |
| III. スパゲティ・マカロニ | 植田展大 |
| IV. ワイン | 長谷祐 |
| V. トマト加工品 | 植田展大 |
| VI. 牛肉 | 清水徹朗 |
| VII. 菓子・チョコレート | 清水徹朗 |
| VIII. 林産物 | 安藤範親 |

2018年3月
農林中金総合研究所

日EU・EPAの合意内容と日本農業への影響



第1部 日EU・EPAの概要・・・・・・・・・・2

I 日EU・EPAの背景と交渉経緯・・・・・・・・・・2

II EUの概況・・・・・・・・・・4

III 合意内容とその影響・・・・・・・・・・8

IV 今後の見通し・・・・・・・・・・17

第2部 品目別の影響・・・・・・・・・・19

I 乳製品・・・・・・・・・・19

II 豚肉・・・・・・・・・・29

III スパゲティ・マカロニ・・・・・・・・・・38

IV ワイン・・・・・・・・・・42

V トマト加工品・・・・・・・・・・47

VI 牛肉・・・・・・・・・・49

VII 菓子・チョコレート・・・・・・・・・・51

VIII 林産物・・・・・・・・・・53

第1部 日EU・EPAの概要

©2018 Norinchukin Research Institute

I 日EU・EPAの背景と交渉経緯

1 日EU・EPAの背景

(1) 経済活動のグローバル化と世界経済のルール形成

- 生産活動のグローバル化により国際展開する企業が製品・部品の関税撤廃要求を強めている。
- 中国の台頭と国際ルール形成の主導権争い。
- ウルグアイラウンドでの合意内容（GATS, TRIPS, TRIMS等）のさらなる深化。

(2) WTO交渉の停滞と世界的なFTA網形成

- ドーハラウンド（2001年～）は、カンクーン閣僚会議以降、先進国と途上国の対立により交渉は進展していない。←シンガポールイシュー（投資、知的財産権、競争政策）を巡る対立。
- WTO交渉停滞の中で世界的にFTA締結の動きが進展している。
- 韓国が米国（12年3月発効）、EU（15年12月発効）とFTA締結。→経済界が米国、EUとのFTAを要求。

(3) 日本のFTA推進政策

- 日本は2000年頃よりFTA推進政策に転換し、アジア諸国を中心に15の国・地域とFTAを締結。
- さらなるFTA拡大を目指して安倍政権のもとTPP、日EU・EPA、RCEPの交渉を進めた。

(4) 米国のTPP離脱とTPP11

- TPP交渉は大筋合意（15年10月）、署名（16年2月）、批准（16年12月）と進んだが、米国トランプ大統領就任により米国がTPPから離脱した（17年1月）。
- 米国を除いた11ヶ国で交渉を進め、18年1月に合意し、3月に署名（TPP11）。
- 日本は日EU・EPAとTPP11を進めることにより米国がTPPに復帰することを期待している。

2 日EU・EPAの意義（政府文書より作成）

(1) 日EU貿易投資拡大

- EUは日本の重要な貿易・投資の相手（貿易額は中国、米国に続き第3位、投資先として米国に次ぐ第2位、投資元としては第1位）。
- 日EU・EPAにより相互の企業にとってよりよいビジネス環境を整備。

(2) 地域・世界経済成長への寄与

- 日本とEU合計で世界人口の約1割、貿易額の約3割、GDPの約3割を占める。
- 日EU・EPAは「メガFTA」の一つであり、EPAによる経済成長を通じて世界経済全体の発展に貢献。

(3) 世界のルール作りの先導役

- 日本とEUは経済・社会において基本的価値観を共有する先進地域。
- 規制分野での調和、非関税措置、知的財産、投資・サービス、政府調達、環境、労働等の幅広い分野で世界のルール作りをリード。

(4) 日本側の主な関心事項

- EU市場の鉱工業品関税撤廃（自動車10%、電子機器14%等）。
- 欧州側の規制の透明性確保・運用改善。
- 投資・サービス（人の移動、コンテンツ等）。

(5) EU側の主な関心事項

- 日本側の自動車、医薬品、医療機器、食品添加物等の非関税措置。
- 政府調達分野の開放。
- EU側から輸出の多い品目の関税撤廃（加工農産品、ワイン等）。
- 地理的表示（GI）。

©2018 Norinchukin Research Institute

3 交渉開始の経緯と交渉過程

- 韓国がEUとFTA交渉を開始（2007年5月）したのに対抗するため、日本でもEUとのFTAを検討した。
- 韓国EU・FTAの合意（09年7月）、暫定発効（11年7月）、日本とEUは13年3月にFTA交渉を開始した。
- 日本はこの間、TPP、日EU・EPA、RCEPの3つの交渉を同時に進行している。
- 日EU・EPAは13年4月より17年4月まで4年間で計18回の交渉が行われた。

交渉の経緯

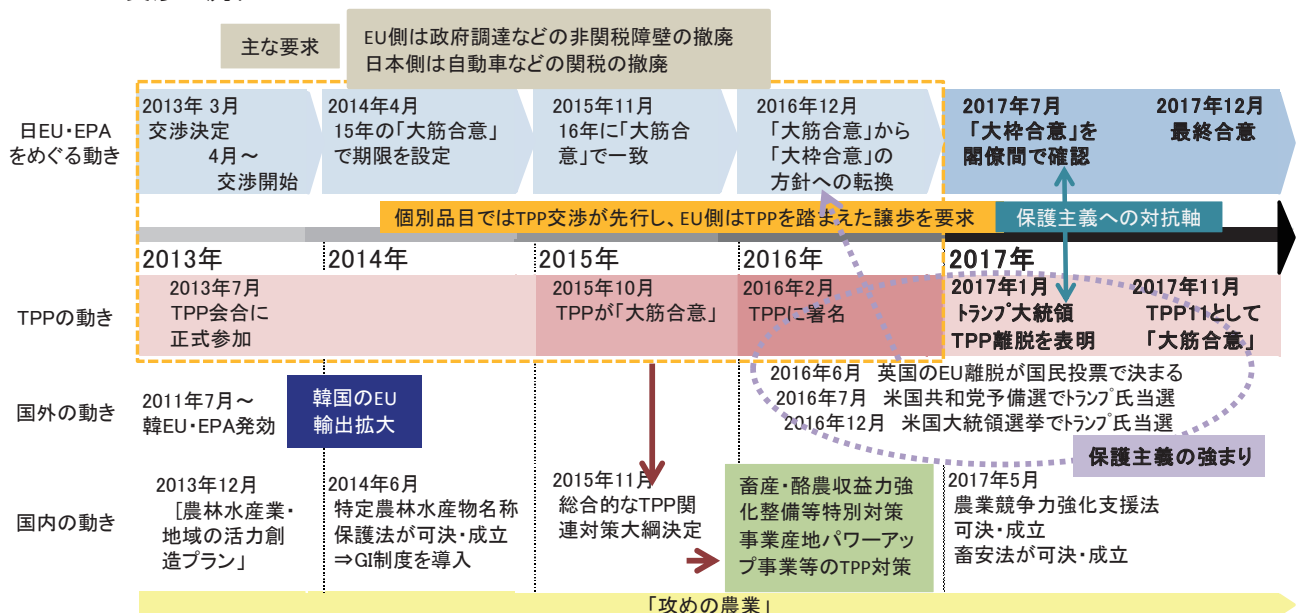
2007年 5月	韓国とEUがFTA交渉を開始
6月	日本経団連が日EU・EPAの共同研究開始を提言
2008年 7月	日EU共同研究会報告書発表（事務局JETRO）
2009年 3月	韓国EU・FTA合意→2011年7月暫定発効
2010年 7月～11年5月	日EU共同検討作業
2012年 5月	交渉範囲決定（スコーピング）← 2011年5月より交渉
11月	欧州委員会が交渉権限獲得
2013年 3月	日EU・EPA交渉開始合意←TPP交渉開始表明（13年3月）
4月～17年4月	計18回の交渉
2015年 10月	TPP大筋合意
2016年 2月	TPP署名
12月	TPP批准
2017年 7月	日EU・EPA大枠合意

資料 農中総研作成

4 合意までの流れ

- EU側が交渉の進展を採点して継続の是非を決めるなど、日本側は当初から譲歩しながら交渉を進めた。
- EU側の主な要求は日本国内の政府調達へのEU企業の参加、自動車の安全基準統一、食品の規制緩和など非関税障壁の撤廃であり、日本側は自動車などの関税の撤廃であった。先行するTPP交渉を踏まえ具体的な品目の関税引下げが決まるなど、TPPの動向を見ながら交渉は進められた。
- イギリスの国民投票でのEU離脱派の勝利、米国のTPP離脱など保護主義の動きの強まりの中で交渉は停滞するかにみえたが、2017年7月に「大枠合意」した。さらに、残った項目について交渉を続け、対立していた投資条項を外すことで17年12月に最終合意に至った。

日EU・EPA交渉の流れ



資料 各種公開資料から農中総研作成

©2018 Norinchukin Research Institute

II EUの概況

1 EUの概要

- 欧州は、二度の大戦の反省から地域間の統合・連携を検討し、1958年に6ヶ国によるEECを結成した。
- その後、加盟国を徐々に拡大し、統合を深化させてきた。
- しかし、2016年6月にイギリスがEU離脱を決定し、ギリシャ危機、移民問題等の難問にも直面している。

EUの概要

	概要	日本との比較
面積	438万km ²	日本の11.6倍
人口	500百万人	日本の3.9倍
GDP	16.2兆ドル	日本の3.9倍
加盟国	28ヶ国(ただし、イギリスが脱退を決定)	-

EUの機構

	概要
欧州理事会	首相、大統領クラス
閣僚理事会	大臣クラス
欧州委員会	行政執行機関
欧州議会	議員751名
主要機関	ブリュッセル(ベルギー)

EUの歴史

1958年	フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6ヶ国でEEC結成(関税同盟)
1973年	イギリス、デンマーク、アイルランド加盟
1981年～95年	スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア、スウェーデン、フィンランド加盟
1989年	東欧革命
1990年	東西ドイツ統合
1991年	ソ連崩壊
1992年	マーストリヒト条約……統合深化、EU結成
1999年	統一通貨ユーロ導入
2004年～07年	中東欧諸国等12ヶ国加盟

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

2 EUの農業と農業政策

- EUは農業を重視し、手厚い農業保護政策を実施しており、食料自給率が高い。
- 国により農業構造、農産物貿易構造が異なるが、全体として畜産・酪農の比重が高い。

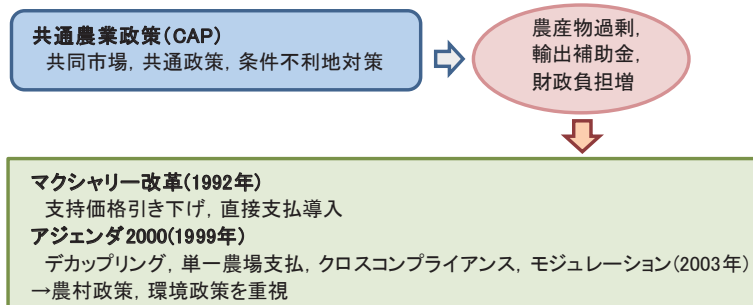
EU農業の概況

	概要
耕地面積	18,626万ha(日本の41倍)
穀物生産量	335百万t(小麦157百万t, トウモロコシ77百万t, 大麦61百万t, 米3.6百万t)
肉類生産量	4,520万t(豚肉2,263万t, 鶏肉1,098万t, 牛肉741万t)
牛乳生産量	16,415万t
油糧種子生産量	ナタネ2,429万t, ヒマワリ928万t, 大豆185万t

EU内の国より異なる農業規模

	主な国
小規模農場が多数の国	ルーマニア, ポーランド, イタリア, スペイン
大規模農場が支配的な国(旧社会主義国)	チェコ, ハンガリー, ブルガリア, 旧東ドイツ
中規模農場が多数の国(平均50~60ha)	イギリス, フランス, 旧西ドイツ

EU内の農業政策の変遷



©2018 Norinchukin Research Institute

3 EUの貿易構造と貿易政策

- 輸出入とも加盟国間(域内貿易)が大部分を占める。
- 貿易政策は重層的であり、域内は関税を撤廃しており、周辺国とFTAを締結。
- 欧州外とのFTAは限定的であるが、市場拡大を目指して徐々に拡大しつつある。

EUの貿易構造

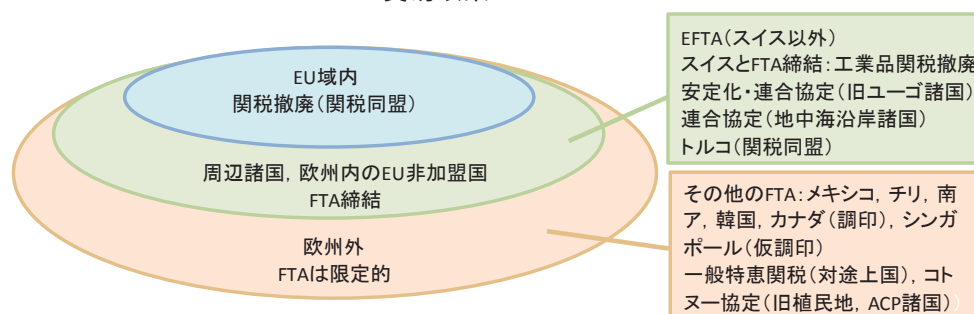
	相手国	日本との関係
EUの主な輸出先	米国, 中国, スイス	3.2%(第5位)
EUの主な輸入元	米国, ロシア, 中国	3.3%(第5位)

日本の貿易黒字

	主な品目	主な食品	
		項目	食品の割合
EUの主な輸出品目	機械類, 化学品, 雑製品	飲料(ワイン, ビール等), 乳製品, 加工食品	4.6%
EUの主な輸入品目	機械類, 鉱物性燃料, 雑製品	果実, コーヒー, 茶	5.8%

農産物貿易は全体として輸入超過

EUの貿易政策

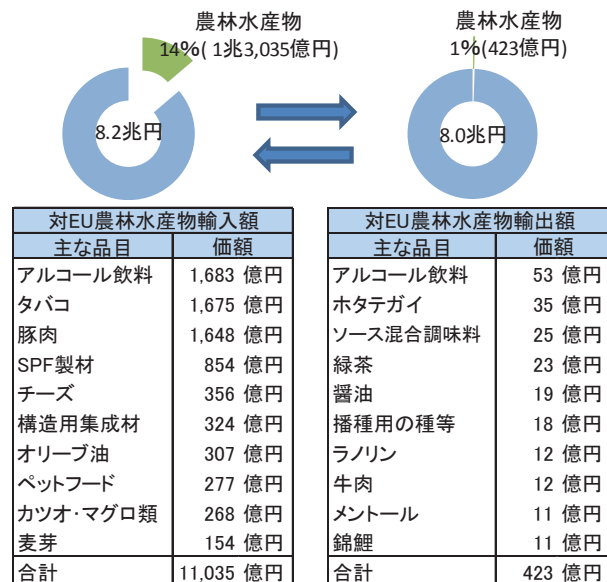


©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

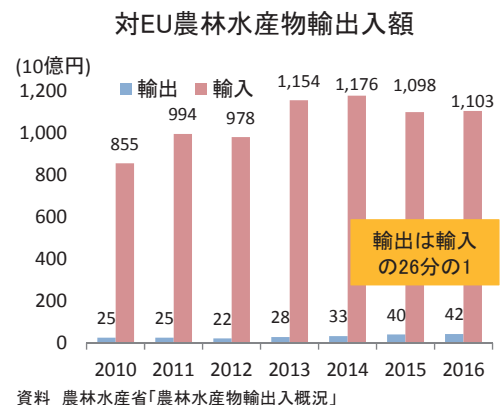
4 日EU間の農林水産物貿易

- EUからの農林水産物輸入額は1兆1,035億円で、輸出額の423億円を大幅に上回る輸入超過状態にある。EUからの輸入額の14%が農林水産物である。日本政府が「攻めの農業」として力を入れるEU向けの農林水産物輸出は近年伸びているが、EU向けの輸出額はEUからの輸入額の26分の1に過ぎない。
- EUからの農林水産物輸入のうちアルコール飲料が1,683億円で最も多く、なかでもワイン（1,186億円）の割合が高い。豚肉は1,648億円で食品ではアルコール飲料とともに日本の輸入が多い。
- 日本からEU向けの農林水産物輸出では、アルコール飲料、ホタテガイ、ソース混合調味料、緑茶、牛肉などの品目が多くなっている。牛肉は2013年にEU向け輸入が解禁され、輸出額を伸ばしている。

対EU輸入額占める 農林水産物の割合(2016年) 対EU輸出額占める 農林水産物の割合(2016年)



資料 農林水産省、財務省公開資料より作成



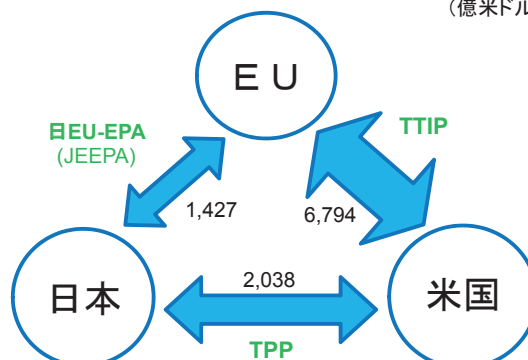
©2018 Norinchukin Research Institute

5 米国との大西洋横断貿易投資協定(TTIP)

米国との大規模で高水準な自由貿易協定、交渉は停滞中

- EUと米国の自由貿易交渉は2013年から始まり、16年10月までに15回の交渉ラウンド実施の後、停滞している。
- 日本・米国・EU間の3つの二国間自由貿易協定交渉の一角をなす。その規模（人口、経済、貿易）の大きさと、水準の高さから重要である。
- EU、米国の双方とも規制やルールの分野でWT0など世界基準や新興国への影響を及ぼすことを目指しており、対立している。
- 関税率は既に低い。農業・食品・繊維製品などの分野が問題となっている。
- EUは2014年10月から交渉権限内容、2015年からEU側の提案条文を公開している。交渉開始時、欧州委員会は交渉文書の公表を30年間禁止して市民社会から強い反発を受けた。

EU・日・米間の貿易額(2014年)と交渉 (億米ドル)



資料: UN Comtrade Database

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

世界標準化を視野に規制やルールで対立、従来からの対立分野も多い

- 投資家・国家紛争制度（ISDS）：EUは裁判所の設置，政府の規制する権利，文書やヒアリングの公開，利害相反の禁止などを主張して米国と対立。EUは同様の構想を広く各国に向け打ち出している。二審制の導入については双方とも希望。EUは既にカナダやシンガポールとのFTAでISDSの内容公開や倫理要件を盛り込んでいる。なお，現状EU加盟国のうち21か国は，米国との間に投資保護の二国間協定を有している。リスボン条約（EUの基本条約改訂）により，投資制度（対外投資）はEUの管轄（加盟国との共管）となった。
- 地理的表示（GI）：国際競争にさらされたEUが主唱，韓国などFTA相手国も制度を導入。それに対して米国は自国の各種ブランドがGIの影響を被るため従来から否定的であり，商標の利用を主張している。TTIP交渉でも米国はEUのGI産品について受入れ交渉を拒絶。なお，日本は独自のGI制度を有しており，日EU・EPAではEUのGIを認める合意がなされた。
- 衛生植物検疫（SPS）ルール：EUは「予防原則」を主唱し，環境に深刻あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には科学的な証明が十分得られなくても規制を行う立場をとっている。それに対して米国は反発しており，科学的基礎に基づく費用便益分析を主張し，EUと対立している。これは遺伝子組換え農産物（GMO）などの新技術に影響する問題である。
- 公的調達：EU側は，米国の自由化はEUのそれに比べ不十分と主張している。
- 農業：関税，地理的表示（GI）や，遺伝子組換え農産物（GMO）などで対立している。

TTIPはEUの立場を理解する上で重要

- TTIP交渉の争点は世界標準ルールを巡る両者のEUと米国の対立点を示している。EUがそうした事項について日本とのEPA交渉で譲歩を得ることは，世界的なEU側の影響力を高めることになるため，EUの国際通商戦略にとって重要である。日本にとっては，日EU・EPA交渉のカードになり得るだけでなく，交渉結果が世界のルール形成に影響を及ぼすことを認識・理解する必要がある。

©2018 Norinchukin Research Institute

6 カナダとの大西洋横断貿易投資協定（CETA）

EUとカナダの高水準な自由貿易協定，投資の章を除き暫定発効

- CETAはEUとカナダの自由貿易協定。2009年に交渉を開始し，13年に原則的合意，14年に条文を完成し公表して16年に署名した。さらに，17年に双方の議会が承認し，17年9月に暫定発効した。原則合意から署名までに3年間，暫定発効までに4年間が経過した。正式発効は未定である。
- EUにとって初の主要先進国とのFTAとなる。高水準な新世代のFTA（知的財産権，持続可能性，投資などを含む）として，シンガポールに続くものである。EUは交渉結果を高く評価している。
- 暫定発効は投資の章を除外している。対外投資は近年基本条約の改正（リスボン条約）でEUの権限が生じたものの，加盟国との共管であるため，全ての加盟国（国によっては地方）議会による承認が必要である。欧州委員会は当初EU権限であるとの立場をとっていたが，加盟国の反発で妥協した。一部の加盟国・地域には協定見直しや反対の動きもある。
- 投資の章では，ISDSの代わりに常設の投資裁判所を設置した。外国企業による訴訟を懸念する市民団体の反発に対応している。

日EU・EPAの先例として重要

- 日EU・EPAについても大筋合意から発効までには長い時間を要する可能性がある。
- 日EU・EPAもISDSなど投資を扱う場合には，全ての加盟国（や地方）議会による承認が必要となる。投資を除外した今般の妥結はカナダの例を踏襲した形。EU内では，今後のFTAからは投資を切り離してEUレベルのみで承認できるようにすべきとの議論もある。なお，投資裁判所の導入については，日本が費用を理由に反対して日EU・EPAの大きな障害となっていた。

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

Ⅲ 合意内容とその影響

1 市場アクセスの合意内容

- 日本は農林水産物についてほぼTPP並みの関税削減・撤廃。一部TPPを上回る譲歩。米は「除外」。
- 日本は工業製品について100%関税撤廃。ただし、皮革は11年目、履物は16年目に撤廃。
- EU側は農林水産物はほぼ全ての品目の関税撤廃。米は「除外」。
- EUは工業製品の100%を関税撤廃。乗用車では8年目の撤廃。自動車部品は9割以上の品目で即時撤廃。

関税に関する合意内容

	品目	合意内容
日本側	農林水産物	ほぼTPP並みの関税削減・撤廃、一部TPPを上回る譲歩 米は「除外」
	工業製品	100%関税撤廃 (皮革、履物は11年、16年目に撤廃)
EU側	農林水産物	ほぼ全ての品目の関税撤廃、米は「除外」
	工業製品	100%関税撤廃

[参考]

TPPにおける日本の
関税撤廃率

区 分	関税 撤廃率
全品目	95.1%
鉱工業品	100.0%
農林水産物	81.0%
うち重要5品目	29.7%
その他品目	98.2%

資料 政府発表資料より作成

EUの主な工業製品の合意内容

	現行関税	合意内容
乗用車	10%	8年目に撤廃
自動車部品	3～4.5%	9割以上の品目で即時撤廃
テレビ	14%	6年目に撤廃
鉄鋼	1.7～7%	即時撤廃
綿織物	3.2～8%	即時撤廃
衣料品	6.3～12%	即時撤廃

©2018 Norinchukin Research Institute

[参考]日本の農産物関税率

- 日本はGATT加盟（1955年）以降、貿易自由化を進め、多くの農産物を自由化。
- ウルグアイラウンドの結果、全ての農産物を関税化したが、米・小麦・乳製品等の重要品目は国家貿易を維持、あるいは関税割当を導入し、高い二次関税を設定した。
- ドーハラウンドで関税率削減交渉が行われたが、先進国と途上国の対立で決裂。
- これまでのFTAでは重要農産物は除外し、日豪EPAでも牛肉以外は重要品目を除外した。

重要品目の概況と国境措置

品 目	国内 生産量 (千t)	生産額 (億円)	生産 者数 (千戸)	UR前の 国境措置	UR後の 国境措置	アクセス機会		関税率 (税率)
						(千t)	(税率)	
米	8,718	17,807	1,169	輸入数量制限 国家貿易	国家貿易	682	無税	341円/kg
小 麦	812	280	46			5,740		55円/kg
大 麦	183	150	19			1,369		39円/kg
砂 糖	686	623	33	糖価安定制度	糖価調整制度			粗糖71.8円/kg、精製糖103.1円/kg
でん 粉	223	439	31	輸入数量制限	関税割当	167	25%	119円/kg
乳 製 品	7,448	6,824 (生乳)	23	輸入数量制限 (チーズ:関税)	国家貿易 関税割当	137	脱脂粉乳0～25%	369円/kg+21.3%
							バター35%	985円/kg+29.8%
牛 肉	506	5,189	67	関税率 50%	関 税	-	-	38.5%
豚 肉	1,310	5,746	5	差額関税制度	差額関税、基準輸入価格546.5円/kg	-	-	4.3%

資料 農林水産省「農産物貿易レポート」等より作成、生産量・生産金額は2013年、生産者数は2010年

日本の農産物の関税構造(1,907品目)

関税率	品目数	品 目
0%	434	大豆、コーヒー生豆、菜種、飼料用とうもろこし
0～9.9%	421	生鮮野菜(一部を除く)、冷凍野菜(一部品目を除く)、熱帯果実(パパイヤ、ドリアン)
10～19.9%	273	緑茶、みかん(生鮮)、りんご(生鮮)、鶏肉
20～29.9%	220	トマトジュース、トマトケチャップ、オレンジジュース、鶏卵
30%以上	27	牛肉、プロセスチーズ、あられ・せんべい
従量税等	166	パスタ、豚肉、たまねぎ(生鮮)、ワイン、砂糖、オレンジ(生鮮)
関税割当品目(国家貿易品目を含む)	366	米・麦類、小豆、落花生、こんにゃく芋、とうもろこし(コーンスターチ製造用等)、バター、脱脂粉乳

資料 農林水産省

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

2 農林水産物の合意内容（日本側）

ソフト系チーズ、スパゲティ、ワインなどでTPP以上の譲歩、米は対象外

- 日本政府は、農林水産業の再生産が可能になる国境措置を確保し、輸出促進の環境整備ができたとして説明。
- 米は関税削減・撤廃の対象から「除外」された。
- 豚肉、牛肉などではセーフガードが維持されるなど輸入の急拡大への予防措置を確保。
- スパゲティ・マカロニ、ワイン、ソフト系チーズ、SPF製材などEUに強みがある項目でTPP以上に譲歩した。
- 輸入全体に占めるEUの割合が高いトマト加工品や麦芽などはTPPと同水準。

日EU・EPAに伴う合意内容（輸入[2016年]）

		対EU輸入量 (EU/世界)	対EU輸入額 (EU/世界)	現在の国境措置	セーフガード維持 合意内容	TPPとの関係
牛肉		0.5千t(0.1%)	6億円(0.2%)	38.5円/kg、セーフガード	16年目に9%、セーフガード	同水準だがEUの輸入量は少ない
豚肉		314千t(36%)	1,648億円(36%)	差額関税制度、 セーフガード 低価格帯は482円/kg 高価格帯は4.3%	差額関税は縮小も維持、10年 目に従量税は50円/kgに削 減、従価税は撤廃、セーフガード	同水準
チーズ	ソフト系	77千t(30%)	356億円(34%)	29.8%(モッツアレラ・カマンベール等)	EUに無税枠(3.1万t)を新設、 枠外維持	ソフト系をTPPより譲歩
	ハード系			29.8%(クリーム・チェダー・ゴーダ)	16年目に撤廃	
小麦		156千t(3%)	36億円(3%)	カレントアクセスの枠内無税(574万t)+ マークアップ、枠外55円/kg	EUに無税枠(発効時200t、7年 目270t)を新設、枠外維持	同水準だがTPPの方が無税枠が 大きい
スパゲティ・ マカロニ		72千t(50%)	100億円(54%)	30円/kg	11年目に撤廃	9年目12円/kgのTPP以上の譲歩
麦芽		272千t(53%)	154億円(48%)	現行の国を指定しない関税枠内(495千t) は無税、枠外は21.3円/kg	EUに無税枠(186千t)を新設、 枠外維持	無税枠(当初189千t、11年目201千 t)を新設、枠外は同水準

資料 農林水産省、財務省、農林中金資料などをもとに農中総研作成

©2018 Norinchukin Research Institute

日EU・EPAに伴う合意内容（輸入[2016年]） 続き

	対EU輸入量 (EU/世界)	対EU輸入額 (EU/世界)	現在の国境措置	合意内容	TPPとの関係
チョコレート菓子	11千t(43%)	150億円(53%)	10%	11年目に撤廃	枠内無税(18千t)設定の TPPより譲歩
ワイン	142千kl(51%)	1,186億円(73%)	15%又は125円/ℓの低い方(容器入)	発効時に撤廃	8年目撤廃のTPPより譲歩
トマトピューレ・ペースト、 トマトケチャップなど	143千t(63%)	155億円(60%)	関税枠内無税・枠外16%(トマト ピューレ)、17～29.8%(トマトケチャ ップ)	トマトピューレは6年目に撤廃、トマト ケチャップは6～11年目に撤廃	同水準だが、輸入量が多く 影響が大
SPF製材	－	854億円(51%)	4.8%	8年目に撤廃	セーフガード・期間でTPPより 譲歩
構造用集成材	－	324億円(90%)	3.9%		TPPでは即時撤廃
カツオ・マグロ類	－	268億円(14%)	3.5%	大西洋クロマグロ(生鮮)は6年 目、冷凍は即時	同水準

資料 農林水産省、財務省、農林中金資料などをもとに農中総研作成

3 農林水産物の合意内容（EU側）

大部分の品目について即時撤廃に合意したが、非関税障壁が残る

- 大部分の品目について関税の即時撤廃に合意し、政府は輸出拡大に向けた環境が整備されたとしている。
- しかし、畜産品を中心に高い残留農薬基準や食肉輸出規制等の非関税障壁が残る。

日EU・EPAの合意内容（EU側）

		対EU輸出額 (EU/世界)	現在の関税	合意内容
加工食品	ソース混合調味料	22億円(10%)	無税～10.2%	即時撤廃
	醤油	19億円(29%)	7.7%(醤油)	即時撤廃
緑 茶		23億円(20%)	3.2%(3kg以下の小口用)	即時撤廃
花 き		7億円(8%)	6.5～10%	即時撤廃
木製品(小像、食器)		50億円(12%)	6～10%	即時撤廃
牛 肉		12億円(9%)	12.8%+1,414～3,041ユーロ/トン	即時撤廃
豚 肉		現在は 輸出不可	467～869ユーロ/トン	即時撤廃
鶏 肉			6.4%、187～1,024ユーロ/トン	即時撤廃
乳 製 品			1,118ユーロ/トン等(脱脂粉乳)、 1,896ユーロ/トン等(バター)	即時撤廃
水産物	ホタテガイ	35億円(6%)	8%(冷凍)	8年目に撤廃
	錦鯉	11億円(31%)	無税	－
	ブリ	3億円(2%)	15%(冷凍フィレ)	即時撤廃

資料 農林水産省、財務省、農林中金資料などをもとに農中総研作成
注 対EU輸出額は2016年

©2018 Norinchukin Research Institute

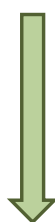
EU向け農産物輸出における主な非関税障壁

	EUの規制	合意内容と対応
緑 茶	残留農薬基準が日本よりも厳しい	EUの残留農薬基準設定に向け申請を支援 現在の基準にも適合するように防除マニュアルを作成
牛 肉	EUの基準を満たして2013年から輸出が可能となったが、EUの規制に対応した食肉処理設備・施設が必要	取扱施設が群馬県1か所、岐阜県1か所、鹿児島県2か所のみで、政府が認定申請などを支援する方針
ワ イン	EUワイン醸造規則(補糖量2.5～5%以下、補酸量2.5g/l以下、ブドウ品種をヴィニフェラ種及びそのハイブリッド種に限定)に従い、証明書添付	EPA交渉でEUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能、自己証明書で可能(詳細は今後決定)
焼酎など蒸留酒	EU基準の容量規制で四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8l)の輸出ができない(日本酒除く)	協定発効後は、四合瓶、一升瓶での輸出が可能

資料 厚生労働省、農林水産省日本農業新聞、JETRO公開資料から農中総研が作成

EU向け畜産輸出認可までのプロセス

1	動物医薬品や農薬などの残留モニタリング計画	日本からEUへ提出済
2	サルモネラや鳥インフルエンザなどの動物疾患のプログラム	EU側の現地視察で判断
3	食品衛生の法令やその順守状況などの衛生管理システム	EU側の現地視察で判断



⇒3項目での承認で「第3国リスト」入り

+ EUの規制に対応した食肉処理設備・施設

4 ルール分野の合意状況

- TPPと同様に幅広い分野を交渉。
- ただし、日本政府は交渉の詳細を明らかにしていない。

ルール分野に関する概要

	概要
サービス	ネガティブリスト方式採用(GATSはポジティブリスト方式)
	GATS(WTO)より自由化分野拡大(EU側)
	社会保険、教育、エネルギー事業については留保(日本側)
投資	原則自由化、ネガティブリスト方式を採用
	日本側は一部分野(社会保険、教育等)を留保し、政策の裁量性を確保
	ISDSは協議を継続
政府調達	WTO政府調達協定(GPA)を基本、一部対象を拡大

資料 外務省

ルール分野の交渉内容

交渉分野	概要	交渉分野	概要
1 総則	協定の目的等	13 国有企業	国有企業に関するルール
2 物品貿易一般ルール	物品貿易の基本的ルール	14 補助金	補助金の通報、協議、禁止規定
3 貿易救済	セーフガードの発動要件等	15 知的財産	特許権、著作権等に関するルール
4 原産地規則	原産地と認める要件、証明手続き	16 政府調達	政府の物品・サービス調達のルール
5 税関・貿易円滑化	税関・貿易手続きの透明化・簡素化	17 コーポレートガバナンス	企業統治の原則、ルール
6 衛生植物検疫措置	食品安全基準や動植物検疫のルール	18 貿易と持続的な開発	環境、労働に関するルール
7 貿易の技術的障害	製品企画の手続き、透明性	19 農業協力	農林水産物の貿易促進、安全性
8 サービス	金融、電気通信等に関する規定	20 規制協力	規制案の公表、意見提出、評価
9 投資	投資に関するルール、投資保護	21 中小企業	中小企業の市場参入等
10 電子商取引	電子商取引ルール、個人情報保護	22 透明性	法令等の公表、意見提出
11 資本移動・支払・移転	資本移動の自由、セーフガード措置	23 紛争解決	紛争解決のための手続き
12 反トラスト及び企業連合	反競争的行為に対する措置	24 最終規定	改正、発効、委員会設置等

©2018 Norinchukin Research Institute

5 地理的表示に関する合意内容

(1) 地理的表示(GI: Geographical Indications)の概要

国際的な知的財産権として各国で保護する動きがある

- 1994年のTRIPS協定成立によって、地理的表示は知的財産権として認められるようになり、WTO加盟国は地理的表示の保護が求められるようになった。(22条, 23条)
- 一方で、TRIPS協定では地理的表示の定義や意義が盛り込まれたが、実際の運用をどのようにするかは、各国に任された。
- そのため、EUや日本のように地理的表示を独自の法制度で保護している国や、アメリカのように商標レベルでの保護しかない国など、対応はまちまち。

TRIPS協定における定義(第22条1)

ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

⇒『品質、社会的評価その他の特性が地理的原産地に主として帰せられる』ことの証明方法は国によって異なる

各国における地理的表示の保護

独自の法制度で保護	知的財産権の一部として保護	商標と地理的表示が併存	商標法で保護
EU 日本 インド等	ロシア ブラジル メキシコ等	中国 韓国 スイス等	アメリカ カナダ オーストラリア等

資料 日本国際知的財産保護協会「諸外国の地理的表示保護制度及び同保護を巡る国際的動向に関する調査研究」

(2) EUのGI

EUは早くからGIの保護に取り組んでおり、厳しい基準を設けている

- 1919年における原産地呼称法、1935年のAOC法（統制原産地呼称法）の制定など、フランスはこの分野では先駆的に取り組んできた。
- 1992年にECで「地理的表示及び原産地呼称に関する理事会規則」が採択され、EC内での原産地呼称・地理的表示の保護が決まった。
- EUの地理的表示制度の特徴は、生産基準を公表し、それによって生産されていないと地理的表示の使用が認められない点である。また、「保護原産地呼称（PDO/AOP）」と「保護地理的表示（PGI/IGP）」の2種類の地理的表示を定めており、PDOの方がPGIよりも規制が強い。ただし、TRIPS協定による地理的表示の定義はPGIと同等。

EUにおける地理的表示制度

項目	PDO	PGI	(参考)TRIPS協定
原産地の範囲	地域、地方または国	地域、地方または国	国または地域、地方
原産地に由来するもの	- 品質 - 特質 のいずれかが本質的にその地理的(自然的・人的要因含む)な環境に由来	- 一定の品質 - 名声 - その他の特性 のいずれか	- 確立した品質 - 社会的評価 - その他の特性 のいずれか
生産段階	生産段階のすべてが決められた地域で行われる	生産段階の少なくとも一つが決められた地理的な場所で行われる	(言及なし)
生産方法	生産基準に従って生産	生産基準に従って生産	(言及なし)

資料 経済産業省特許庁「欧州議会及び理事会規則(EU)No.1151/2012」,「TRIPS協定」

©2018 Norinchukin Research Institute

(3) 日本のGI

15年より地理的表示法が施行され、独自の法による保護の体制ができあがる

- 日本は2014年に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が成立し（15年6月運用開始）、現在までに58品目が登録。日本の規定はTRIPS協定を参考としているが、品質、社会的評価、その他特性のすべてが原産地に由来すべきとされており、TRIPS協定よりも厳しいものとなっている。
- 17年9月には初の海外産品として「プロシュット ディ パルマ」（イタリア）が登録された。
- 対象品目は、酒類、医薬品を除く、食用の農林水産物および飲食料品。ただし、花卉や工芸農作物、木材などの、食用でない一部の農林水産物も対象となる。
- 地域団体商標で既に登録されている場合は、地理的表示の登録は出来ない。ただし、商標権者等の承諾を得た場合に限り、地理的表示の登録が可能。
- 酒類に関しては、TRIPS協定を受けて1995年に「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」が改正され、国税庁長官告示による地理的表示が行われている。現在、8産地が指定されている。

日本の地理的表示制度

項目	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律	(参考)TRIPS協定
原産地の範囲	特定の場所、地域又は国	国または地域、地方
原産地に由来するもの	- 品質 - 社会的評価 - その他の確立した特性	- 確立した品質 - 社会的評価 - その他の特性 のいずれか
生産段階	(言及なし)	(言及なし)
生産方法	生産行程管理業務規程に従って生産	(言及なし)

資料 農林水産省「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」経済産業省特許庁「TRIPS協定」

日本のGIマーク



資料 農林水産省Webサイト

(4) 日EU・EPAの合意内容

EU側71産品、日本側48産品について相互に高いレベルでの保護を行う

- 日EU双方で、TRIPS協定23条相当の高いレベルでの保護（「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現も禁止）を行うことが決定。また、産品の表示のみならず、広告・インターネット等のサービスの名称使用についても規制されることとなった。
- 2017年7月からの公示および審査を経て、12月に農林水産物についてはEU側GIの71産品、日本側GIの48産品、18年1月に酒類でEU側139産品、日本側8産品での保護が決まった。今後、新たな産品の追加も公示手続および審査を経て行われる。
- ただし、①複合語のGIの一部が普通名称と認識されているもの、②複合語の一部を単体で利用できるもの、③「パルメザン」の名称、④品種名称と地理的名称が同一のもの、については真正品との誤認混同を生じない限り使用可能。
- 既に日本国内で利用されている名称については、農林水産物で7年、酒類で5年の猶予期間が設けられる。

主なGI保護産品		保護が及ばないもの（一部）	
地域	産品名	対象外となる理由	名称
EU側	カマンベール・ド・ノルマンディ	複合語GIの一部が普通名称	カマンベール
	パルミジャーノ・レッジャーノ		モッツアレラ
	ゴルゴンゾーラ		チェダー
	モッツアレラ・ディ・ブファラ・カンパーナ		エダム
	ゴーダ・ホラント		ゴーダ
	シャンパーニュ	複合語の一部を使用可能	モルタデッラ/ボローニャ
日本側	グラッパ	国内での流通実態から区別可能	グラナ/バダーノ
	神戸ビーフ	品種名称と地理的名称が同一	パルメザン
	夕張メロン		ヴァレンシアオレンジ
	下関ふく		
	特産松阪牛		
	日本酒		

注 真正品と誤認混同させる使用方法は不可

資料 農林水産省「日EU・EPA(GI分野)の概要」(平成29年12月15日公開)。

国税庁「日EU・EPAにおける酒類の地理的表示の相互保護について」(平成30年1月19日公開)

©2018 Norinchukin Research Institute

(5) 補足資料 EUと他国の二国間協におけるGIの取り扱い

➤ EU韓EPA

- 韓国とEUとのEPAでは、韓国側はEUの要求を受け入れ、①地理的表示を独立した制度として整備、②追加的保護の広範囲な適用、③先行する商標と地理的表示の併存、を認めた。
- 追加的保護の適用により、アメリカ産の「フェタ」チーズが韓国内で取り扱えなくなった一方で、「パルミジャーノ・レッジャーノ」は複合語としての保護であるため、アメリカ産の「パルメザン」の取り扱いは可能とされた。
- その後、米韓FTAの交渉時にはアメリカから、商標と地理的表示の併存の廃止などを要求された。結果として韓国は、証明商標による地理的表示の保護、追加的保護を不正競争防止法によって対応する、などの制度変更を行なった。

➤ CETA(EU・カナダEPA)

- 「アジアーゴ」「ゴルゴンゾーラ」「フェタ」「フォンティナ」「マンステール」は、北米市場では広く浸透し、普通名称であるとして追加的保護の対象から除外された。
 - * (既に使用されていたものは継続使用可。新しく作る際は「style」「type」「kind」「imitation」の用語を付ける)
- カナダで既に商標登録されているものについても、地理的表示と併存を認め、貿易取引が可能
- カナダは複合語の部分使用が可能（「ブリ・ド・モー」の「ブリ」、「オランダ・エダム」の「エダム」など）とされた。

6 日EU・EPAの農業・食品産業への影響

日EU・EPAが発効するとEUから加工食品を中心に輸入が増加する見込み

- 関税撤廃・削減により、EUからの農産物・加工食品の輸入が増加し価格も低下する見込み。
- 特に、チーズ、豚肉、トマト加工品、チョコレート、ワインなどの輸入が増加する可能性が高い。
- ただし、EUからの輸入は限られており、日本農業が根本的な打撃を受けることはないであろう。
- 日EU・EPAが引き金になってTPP、RCEPが進展・発効することの影響のほうが大きい。

日EU・EPAの影響

品目	合意内容	影響度	日本農業への影響	食品業界への影響
米	除外	×	米は除外され影響がない	影響はない
小麦	無税のEU枠設定、スパゲティ・マカロニ、ビスケットの関税撤廃(11年目)	△	小麦粉加工品の輸入増で国産小麦価格低下	製粉メーカーや製麺、菓子業界に影響
大麦	麦芽について無税のEU枠設定(枠外維持)	△	麦芽の輸入価格低下で国産麦芽の価格低下	ビールメーカーの原料コスト低下
砂糖	チョコレート、砂糖菓子、ココア調製品の関税撤廃	△	砂糖を含む菓子類の輸入が増大し砂糖需要が減少	チョコレートを中心に菓子市場に影響
乳製品	ソフト系チーズに無税枠新設、ハード系チーズ関税撤廃、ホエイ関税削減	■	チーズ輸入の増大で国産の生乳の需要が減少し価格が低下	乳業メーカーの原料調達、国内チーズ生産に影響
豚肉	従価税撤廃、従量税削減	▲	EUからの輸入増大し価格が低下	食肉企業の原料調達、ハム・ソーセージ市場に影響
牛肉	16年目に9%に関税率削減	△	EUからの輸入量は少なく、輸出余力も大きいいため、大きな影響はない	大きな影響はない
トマト加工品	6-11年目に関税撤廃	▲	加工用トマトの価格低下	トマト加工メーカーの原料調達に影響
ワイン	即時関税撤廃	▲	EU産ワインの輸入増加で国産ワイン生産に影響	アルコール飲料の需要構造に影響

資料 農中総研作成

注 ×: 影響なし、△: 多少影響、▲: ある程度影響、■: 影響大

©2018 Norinchukin Research Institute

日EU・EPAの農業・食品産業への影響(まとめ)

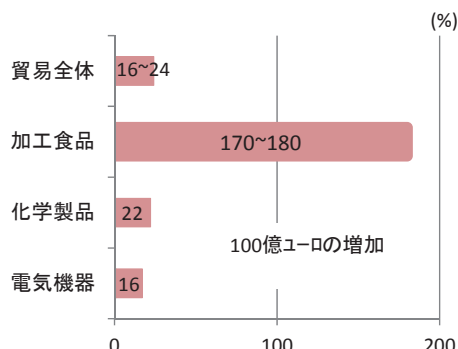
輸入増大・国内生産縮小	関税撤廃・削減、新たな輸入枠拡大により 輸入が増大し、国内農業生産は縮小。
農産物価格低下	輸入価格が低下するため、競合する国内の 農産物価格も下落。
農産物・食品市場の競争激化	輸入品が多く出回り人口減少で縮小傾向にある日本の農産物・食品市場の 競争が激化。
食品企業のグローバル展開	内外市場の一体化が進み食品企業の 国際展開 が進む。
基準・表示のルール変更	安全基準、食品表示、地理的表示等、 新しいルールへの対応 が必要になる。
他のFTA交渉の進展	日EU・EPAが発効すれば、RCEP(ASEAN+6)や 他のFTA交渉が進展 する。

資料 農中総研作成

[EU側の試算]

- EU側は日EU・EPAにより日本への加工食品輸出が170%から180%増加すると試算している。

EUの貿易増加見込(EU側の試算)



資料 European Commission

EUから日本への純輸出増加額(欧州委員会の試算)(2025年)

	保守的 シナリオ (百万ユーロ)	野心的 シナリオ (百万ユーロ)	日本の 国内生産額 (億円)
豚肉・鶏肉	431	1,041	9,788
乳製品	250	667	23,154
飲料	146	148	60,014
牛肉・羊肉	16	58	7,969
果物・野菜	9	9	31,754
砂糖	6	15	2,124
穀物(小麦など)・油糧種子	4	9	15,513

資料 Boulanger et. al (2016) "Cumulative economic impact of future trade agreements on EU agriculture", 「生産農業所得統計」(90年), 「工業統計」(14年)

注 保守的シナリオ: 97%完全自由化, 3%が税25%削減。野心的シナリオ: 98.5%完全自由化。1.5%関税50%削減。日本の生産額のうち乳製品、飲料、精製糖は工業統計の出荷額、それ以外は生産農業所得統計の総生産額。

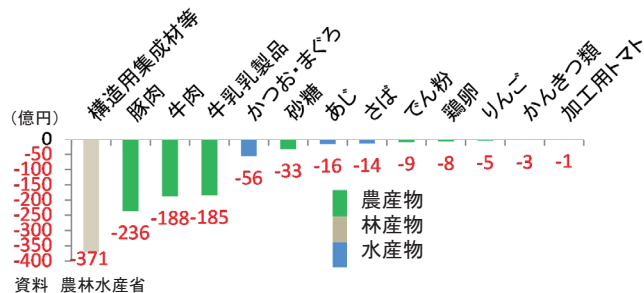
©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

[日本側の試算]

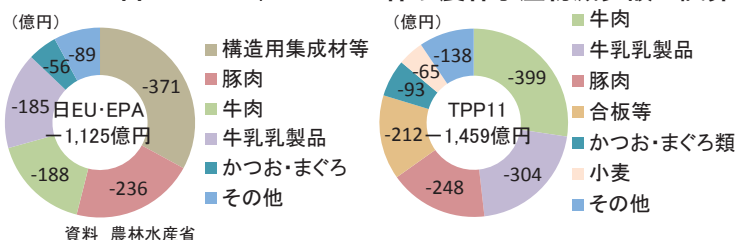
日本側の試算の対象、方法には課題が多く、実態をどれだけ示すかは不明確

- 対象品目は除外を獲得した品目を除いた関税率10%以上の18品目の農作物、10品目の林水産物に限定。
- 国内対策を加味し、影響そのものの試算ではない。
- 農林水産物の生産減少額は最大で1,100億円、最少でも600億円の減少となっている。
- 食料自給率はカロリーベース、生産額ベースともに2016年の38%、68%を維持。

日EU・EPAに伴う農林水産物への影響試算



日EU・EPA, TPP11に伴う農林水産物減少額の試算



主な品目の試算の考え方

	生産減少額	試算の考え方
砂糖	約33億円	糖価調整制度を維持。制度外に加糖調整品は、EUからの現行輸入量が全輸入量の5%程度と大きくないことに加え、体質強化対策や経営所得安定対策等を適切に実施して国内生産量を維持。
牛肉	約94億～188億円	長期の関税削減期間を確保するとともにセーフガードを措置。国内産牛肉のうち、和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で輸入牛肉と差別化されていることなどから、当面、輸入の急増は見込み難く、体質強化対策や経営所得安定対策等を適切に実施して国内生産量を維持。
豚肉	約118億～236億円	長期の関税削減期間を確保し、差額関税制度・分岐点価格を維持するとともに、セーフガードを措置。コンビネーション輸入が継続すると想定されることなどから、当面、輸入急増は見込み難く、体質強化対策や経営所得安定対策等を適切に実施して国内生産量を維持。
牛乳乳製品	約122億～185億円	バター・脱脂粉乳等は現行の枠外税率を維持した上で、EU枠を設定。ホエイは関税削減に留め、セーフガードを設置し、ソフト系チーズは横断的な関税割当の設定に留め、ハード系チーズ等は長期の関税撤廃期間を確保することから、当面、輸入の急増は見込み難く、体質強化対策や経営所得安定対策を適切に実施して国内生産量を維持。
構造用集成材等	約186億～371億円	即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保したことに加え、体質強化対策を適切に実施して国内生産量を維持。

資料 農林水産省

©2018 Norinchukin Research Institute

[日EU・EPAの「大枠合意」に対する生産者・関係業者の反応]

- 発効によって酪農・畜産など川上の生産には影響があるとの懸念が強い。国内メーカーは原料調達先の違いや輸出に対する考え方で見方が異なるが、流通・小売業界は総じて調達コスト削減にメリットがあるとみている。

「大枠合意」に対する各業界の反応

生産者	酪農	▶北海道産生乳は国内生産シェアが5割を超える。生乳の需給調整弁として乳製品が生産されているが、在庫圧から生乳価格が低下し、さらに北海道産の加工原料用の生乳が飲用に回ることによって都府県酪農にも影響を与える可能性を指摘されている。 ▶関税が下がれば、国産チーズの需要が落ち生乳買取価格も下がる。メーカーは買取価格を維持して欲しい(JA道東あさひ・北海道) ▲ ▶高品質な乳製品を海外市場に売り込むチャンス(ちえのわ事業協・北海道) ○ ▶EU産の価格が今まで以上に下がり、個人経営の多い国内生産者の販路が狭まる(日本チーズ生産者の会副会長) ○
	畜産	▶現在は差額関税制度から安価な豚肉と高価な豚肉を組み合わせる「コンビネーション輸入」が中心であるが、差額関税制度の縮小に伴って安価な豚肉の流入が進む可能性が指摘されている。 ▶低価格の輸入豚が国内に出回れば、国内豚もつられて安くなり、生産者の経営は益々苦しくなる(茨城県畜産農協連会長) ▲ ▶輸入豚に対して銘柄豚は幾分か差別化できるが、一般の豚は厳しくなる(茨城県畜産協会) ▲ ▶海外産と価格で太刀打ちできず一定の打撃はある、地元ブランド戦略を強化する必要がある(大和畜産組合・香川県) ▲
流通・小売	商社	▶豚肉・チーズを輸入し加工メーカー・外食店に販売しており好影響があるとみられる。ソフト系チーズの低関税は枠内で影響は限定的との見方も。 ▶チーズ需要が拡大すれば輸入ビジネスにとって追い風(伊藤忠商事) ○ ▶食品輸入をしているのでEPA成立のメリットは大きい(マルハニチロ) ○
	外食	▶パスタやチーズ、ワインを輸入している場合には価格低下の恩恵を受け、総じて好影響がでるとみられる。 ▶年間8億円のプラス。ワインだけで2億8000万円のコストダウン。品質を高めたり、価格を下げたりすることができる(サイゼリア) ○
	小売	▶輸入食品の価格低下を受けて、小売価格の引下げや商品構成を増やすなどの対応が可能になり好影響がでるとみられる。 ▶EU産がワイン売上げの半数。販売に注力(イオン) ○ ▶チーズの関税がゼロになれば15%の小売価格の引下げになり、調達を増やせる(いなげや) ○

資料 各種新聞・雑誌等より農中総研作成

○ プラスに働く ▲ マイナスに働く

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

メーカー	乳製品	▶政府の方針に従って設備投資を進めてきたメーカーもあり、輸入品の増加によって事業の縮小・再編を迫られる可能性がある。 ▶カマンベールチーズやクリームチーズを作る乳業メーカーには逆風があると危機感(Jミルク) ▲ ▶北海道でのカマンベールチーズ増産計画に逆風(明治HD) ▲ ▶生乳供給量が減少する中で5月にチーズを値上げしており価格競争力低下懸念。研究所で付加価値の高い国産チーズを開発する(雪印メグ) ▲
	食肉加工	▶大手メーカーはデンマーク産やスペイン産豚肉を使用して ハム・ソーセージを生産しており、原料調達コストの引下げ効果があるとみられる。 ▶汎用品のハム、ソーセージ原料にデンマーク産、スペイン産豚肉使用(日本ハム) ○ ▶主カロスハム原料にデンマーク産豚肉を使用(プリマハム) ○
	スパゲティ・マカロニ	▶国内製造16万tに対し、EUからの輸入は8万t。通関時の平均価格170円/kgから140円/kgに下がる。国内メーカーは輸入原料を用いており、厳しい競争環境の中でEU産の値段が更に下がれば国内メーカーの打撃になるとみられる。 ▶高級品でEU産との競合懸念(日清製粉) ▲
	集成材	▶EU産の流入によって政府の進める林業の成長産業化の進展を阻害する可能性が指摘されている。 ▶規模を大きくし、機械化を進めて競争力をつけなければいけない(北海道木材産業協) ▲ ▶加工の仕組みを変える必要(銘建工業・岡山県) ▲
	酒類	▶日本酒メーカーでは輸出の追い風とみる反面、ワイン輸入の増加で国内需要が低迷するとの懸念がある。輸入原料を用いた国産ワインの製造は、輸入ワイン増加によって減少するとの見方もある。 ▶欧州で日本食材卸ビジネスを展開、日本酒輸出にも追い風(宝HLD) ○ ▶日本酒の関税はもともと高くないので、ワイン輸入が増えることによる国内販売の影響の方が気がかり(朝日酒造・長岡市) ▲ ▶ワイン輸入にはメリットがあるが、輸入果汁を使って国内で醸造する国産ワインが欧州産と競合する可能性(メルシヤン) ○ ▲
	日本茶	▶輸出拡大につながるという見方がある一方、残留農薬規制などの非関税障壁から輸出量に大きな変化はないという見方もある。 ▶5年以内のEU進出を検討しており、緑茶販売に弾みがつく(伊藤園) ○ ▶輸出量に大きな変化はない、厳格な農薬規制が輸出のネック(全国茶生産団体連合会)

資料 各種新聞・雑誌等より農中総研作成

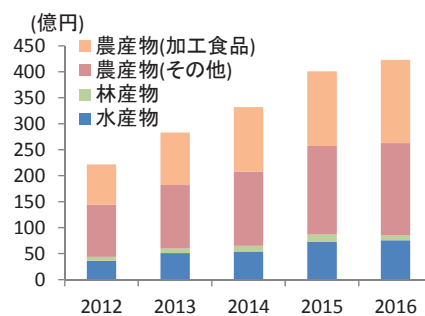
©2018 Norinchukin Research Institute

7 EU向け輸出拡大の可能性

政府はEU向け農林水産物輸出の増加を見込んでいるが、危惧がある

- 日本からEUに向けた農林水産物輸出は15年に400億円を超え、5年間で150億円増加した。アルコール類、ホタテ、緑茶等を中心に輸出が増加している。
- EUの農林水産物輸入に占める日本の割合は1%以下であり、EUにとって農林水産物輸入国としての日本の存在感は薄い。日本からの輸出品は奢侈的な性格が強く、EUの経済状況の変化や日本食ブームの状況によって、EU向け輸出は変動する可能性がある。
- EU向けの農林水産物輸出拡大には、残留農薬基準や動物検疫への対応が必要。農林水産省は、発効までに現在は輸出が禁止されている豚肉・鶏卵・牛乳・乳製品の畜産4品目の輸出が可能となるようEUの基準に合わせた環境整備を進めている。

EU向け農林水産物輸出額の推移



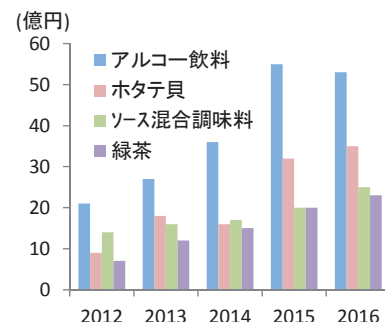
資料 農林水産省

日本からEU向けの主な輸出品目

品目	輸出金額 (2016年)	増加率 (2012-16年)	備考
アルコール飲料	53億円	152 %	ウイスキーは人気、日本酒の認知度は低い
ホタテガイ	35億円	289 %	冷凍船便輸送、フランス料理の食材として需要が拡大
ソース混合調味料	25億円	79 %	ウスターソース類、マヨネーズ類
緑茶	23億円	229 %	オーガニック緑茶、ほうじ茶
醤油	19億円	73 %	日本料理店などで使用が伸びる
牛肉	12億円	- %	2013年に輸入解禁があり顕著な伸び
錦鯉	11億円	38 %	高価格帯、低価格帯とも観賞用として一定の需要

資料 農林水産省、首相官邸公開資料より作成

主な農林水産物輸出額の推移



資料 農林水産省

IV 今後の見通し

1 合意内容の詳細

合意内容の詳細は明らかにされておらず、国会審議で明確化する必要がある

EUとの間の情報開示の格差： EUの公表資料「EU-Japan EPA - The Agreement in Principle」は、日本政府が公表した「日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート」よりも格段に詳細な説明を提供。

■ 地理的表示（GI）

EUの地理的表示（GI）は所定の生産基準に従い生産された産品に適用される。EUの資料では、アルコール飲料のGIについては協定発効後5年以内に日本国内で使用されていた以前のGIを段階的に廃止し、食品のGIについても7年以内に廃止するとある。しかし、最終合意となった12月まで食品のGI廃止が7年以内であることを、日本側は明らかにしていなかった。また、GIの問題は国内の生産品だけに留まらず、国内に流入する輸入品にも及ぶため、日本に農産物を輸入するアメリカなどとの間でも調整が必要になるとみられる。

■ 衛生植物検疫措置（SPS）

SPSについては安全基準を下げたり、ホルモンや遺伝子組換え生物の使用などの問題で相手国の政策を変更するように要求することは相互に認められないとしており、両者の説明に大きな違いはない。しかし、EU側の資料だけに、日本からの畜産品の輸出にEUの食品衛生基準を満たす施設が必要になるという記載がある。日本からEU向けの輸出品は、EUの高い安全基準に合わせて輸出されることになる。生産者・製造業者のコストを考えると、「強い農林水産業」による輸出拡大という政府の思惑通りにはいかない可能性が高いとみられる。

⇒EU側が情報を開示している場合でも、日本政府側が詳細やその存在を示していない情報が多い。交渉内容が具体的に明らかになるなかで新たな問題に発展する可能性がある。

⇒なお、「大枠合意」時点で今後の交渉の際に最大の課題になると目されていたISDSは、2017年12月の最終合意の際に外された。

©2018 Norinchukin Research Institute

2 政府の対策

政府はTPP対策をもとに日EU・EPA対策を打ち出している

- 政府は、2015年に策定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、畜産・酪農集積力強化整備等特別事業、産地パワーアップ事業等に補助金を交付してきた。
- 政府はTPPとは異なり重要品目を定めない方針をとっている。17年7月に新たに内閣官房内に設けられたTPP等総合対策本部は「強い農林水産業のための基本方針」を発表し、チーズ、構造用集成材、パスタ・菓子などの品目に対する措置を示した。11月には「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂して「総合的なTPP等関連政策大綱」を公表し、新たに上記の品目を中心に対策を講じることとしている。
- また、EU向けに輸出を目指す豚肉・鶏卵・牛乳・乳製品の畜産4品目については、発効までにEU基準に合わせるべく、農林水産省などが環境整備を始めている。

「強い農林水産業構築のための基本方針」(2017年7月6日)

項目	内容
総合的なTPP関連政策大綱に盛り込まれている施策	体質強化対策の実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施。 ・補填率の引上げや国庫負担水準の引上げなどの畜産経営安定対策(牛・豚マルキン等)の拡大、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、産地パワーアップ事業。
チーズを中心とする乳製品	原料面で原料乳の低コスト・高品質化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進。 ・チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産拡大対策。 ・製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援等。
構造用集成材等の木材製品	加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進。 ・効率的な林業経営が実現できる地域への路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実施。 ・木材加工施設の生産性向上及び競争力のある品目への転換支援等。
パスタ・菓子等	国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から、必要な措置。
輸出環境の整備等	EU側の関税撤廃等を最大限に生かして、EU向け農林水産品・食品輸出の拡大を推進するため、豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品といった畜産物、加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備。 乳製品、木材製品等、農林水産物の必要な国内外での消費拡大対策も含め、強い農林水産業構築のための方策を幅広く検討。

資料 農林水産省

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

産業政策として側面を強める「総合的なTPP等関連対策大綱」の変更

「総合的なTPP等関連対策大綱」の農林水産業に関する主な変更点
2015年 2017年

体質強化対策 基本姿勢	「攻めの農林水産業」	「強い農林水産業」
追加事項	「強い農林水産業」(産業政策) 「美しく活力ある農山漁村」(地域政策) ⇒産業政策と地域政策を両輪とした政策	チーズ - 競争力強化、需要確保、安定的な生産の維持。 - 原料乳の低コスト・高品質化、製造コストの低減・品質向上ブランド化。 構造用集成材 - 加工施設の効率化、競争力のある製品に転換、効率的な林業経営のできる地域の原木供給の低コスト化。 - 国際競争力強化。 ばれいしょ - 工場等の再編整備。 農業競争力強化プログラム(2016年11月)の着実な実施。
追加事項	経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)	パスタ・菓子(小麦) - 小麦のマークアップ実質撤廃(パスタ原料)・引下げ。 - 製造業等を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置の対象に追加。 乳製品 2017年度から生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加、補給金単価一本化。
農林水産物・食品の輸出	2020年までに1兆円	2019年までに1兆円
海外市場開拓	コンビニやショッピングモールとの連携	削除
TPP	「国民に対し合意内容を正確かつ丁寧に説明することを等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限に努力する。」	「食の安全、国民皆保険等に関し寄せられた様々な懸念や不安に対し、これまで国民に対し協定内容を生活かつ丁寧に説明し、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことを明らかにしてきた。」

資料 農林水産省

©2018 Norinchukin Research Institute

3 批准・発効の見通し

発効実現にはまだ時間を要する可能性がある

- 2017年12月にISDS条項を外して合意となったが、批准に向けて協定文の確定が必要な論点も多く、スケジュール通りの発効は困難だと考えられる。
 - 日本政府では対策を踏まえた上での影響試算を12月に公表したが、試算はTPP同様に生産量の減少はないことを前提としており、日EU・EPA発効に伴う影響を軽微としている。
 - 貿易交渉はEUに権限が委譲される分野(排他的分野)とみなされ、欧州理事会の授権に基づき欧州委員会が交渉している。最終合意が行われると、欧州理事会の決定に基づき署名が行われるが、協定発効のためには欧州議会の同意が必要となる。韓EUFTAやカナダEUFTAは発効までに2～3年を要しており、発効は早くても19年以降になる。しかし、この発効は暫定発効であり、加盟国の承認が必要な分野(共有権限に属する分野)には、欧州理事会の決定、欧州議会の同意に加え各加盟国の批准も必要であり、正式発効にはさらに時間を要する。
 - 近年、加盟国の同意なしにEPA・FTAを発効させようとするEUに対する反発が強まっており、これらの動向が日EU・EPAの発効にも波及する可能性が残る。
- ✓ 17年初頭に暫定発効する予定であったカナダEUFTAは、ベルギーの農業地帯ワロン地域の地域議会が反発し、ルーマニア、ブルガリアも慎重姿勢に転じ、17年9月からの暫定適用となった。
 - ✓ 17年5月にEU司法裁判所(ECJ)はEUシンガポールFTAについて、ポートフォリオ投資とISDSの2分野についてはEUと加盟国が権限を共有しており、同協定の発効は加盟国の承諾も必要とする意見書を発表した。日本とEUとのEPA交渉でも各国議会での批准が必要な可能性があり、その場合、発効はさらに長期化するとみられる。

第2部 品目別の影響

©2018 Norinchukin Research Institute

乳製品

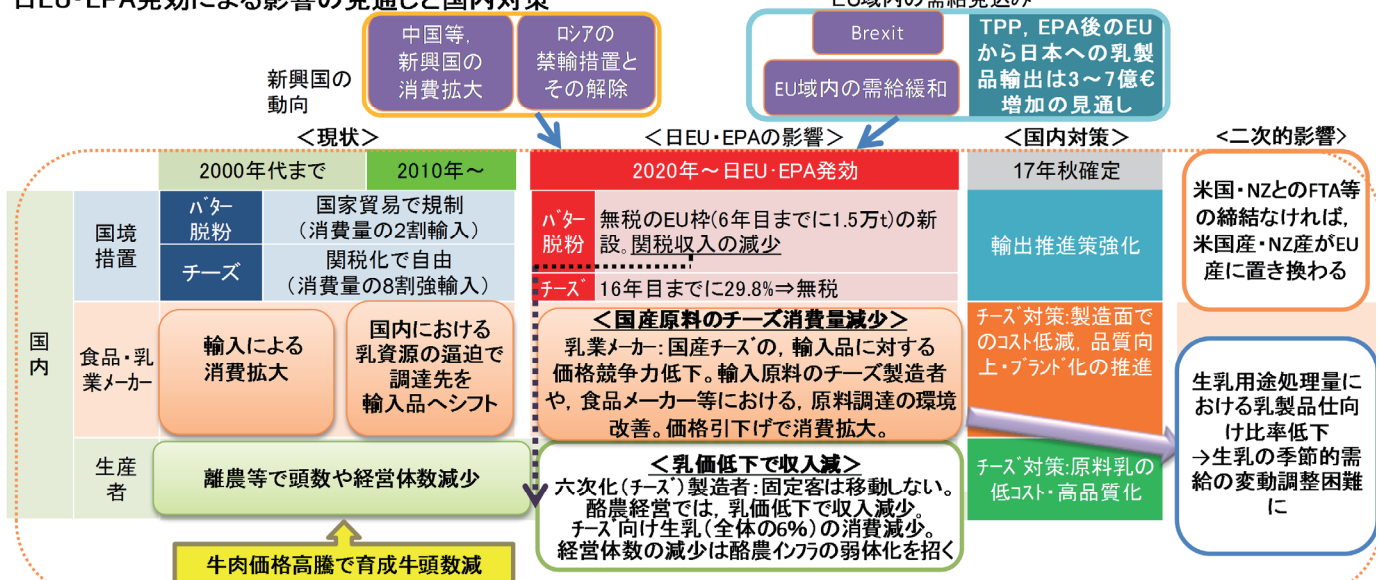
I 乳製品

<要約>国内のチーズ製造及びチーズ向け生乳生産への影響が大きい

- これまで国内の乳製品の消費は輸入量の増加を伴いながら拡大してきた。近年でも国内の生乳減産を背景に食品・乳業メーカーの原料調達における輸入比率はますます上昇しつつある。
- 日EU・EPAの発効はチーズ関連で影響が大きいと見込まれる。輸入チーズを原料として使用するメーカーの調達環境は改善する一方、最終製品としてチーズに関しては関税引下げでブランド力のあるEU産チーズの相場が下がる可能性もある。
- 生産者にとっては乳価の低下やチーズに仕向けられる生乳の量（2016年度の生乳生産量の6%）が減少する懸念がある。「フェルミエチーズ（農家が製造するチーズ）」は固定客を獲得しており、短期的な影響は無いものの地域の酪農経営体数が減ることで獣医師等、酪農インフラが弱体化する恐れがある。

日EU・EPA発効による影響の見通しと国内対策

EU域内の需給見込み

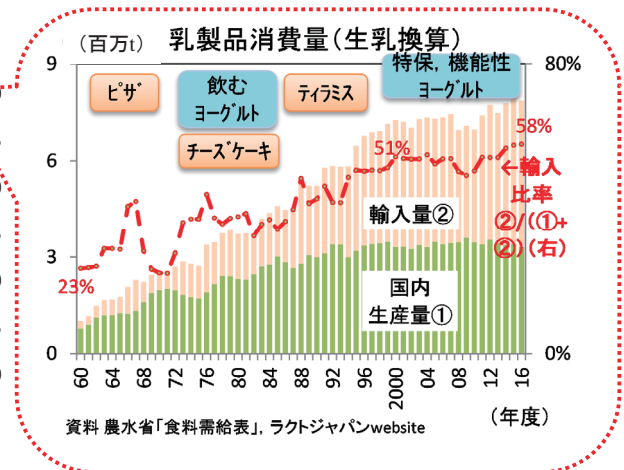
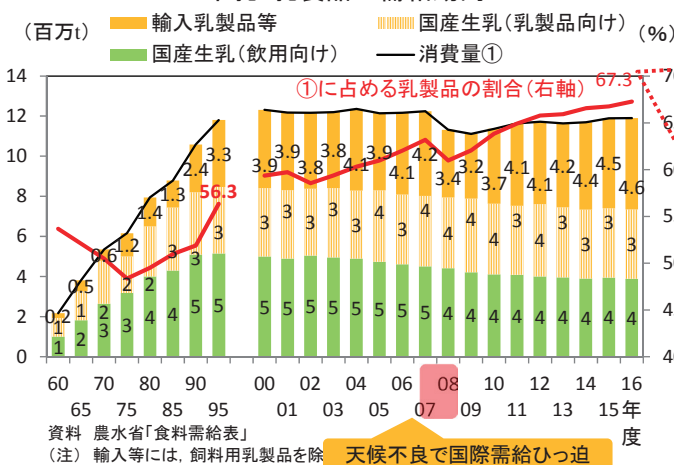


(1) 国内の牛乳・乳製品の需給構造

a 牛乳・乳製品の消費動向

- 2000年以降の牛乳・乳製品の消費量（生乳換算ベース）は12百万トン台で横ばい。消費量に占める乳製品の割合は1970年代以降は上昇傾向にあり、16年度には67.3%に達した。
- 生乳は搾乳後すぐに加工しなければならず、消費期限が短い牛乳等へ仕向けられる。乳製品は消費期限が相対的に長い輸入が可能である。
- 10年度以降、生乳生産量の減少から国内の乳資源は逼迫しており、食品・乳業メーカーの原料調達において輸入比率は上昇している。輸入乳製品等の消費量は2000年度の3.9百万トンから16年度の4.6百万トンへ増加。乳製品の消費量全体における輸入品の割合は、UR合意直後の90年代後半の50%前後から16年度の58%へ上昇。
- 国内の乳製品の消費拡大は、60年代のピザ、70年代のチーズケーキや飲むヨーグルト、80年代のティラミスといったブームが牽引してきた。ただし、日本人の平均乳製品消費量は10kg/年とEUの1/2未満。

牛乳・乳製品の需給動向

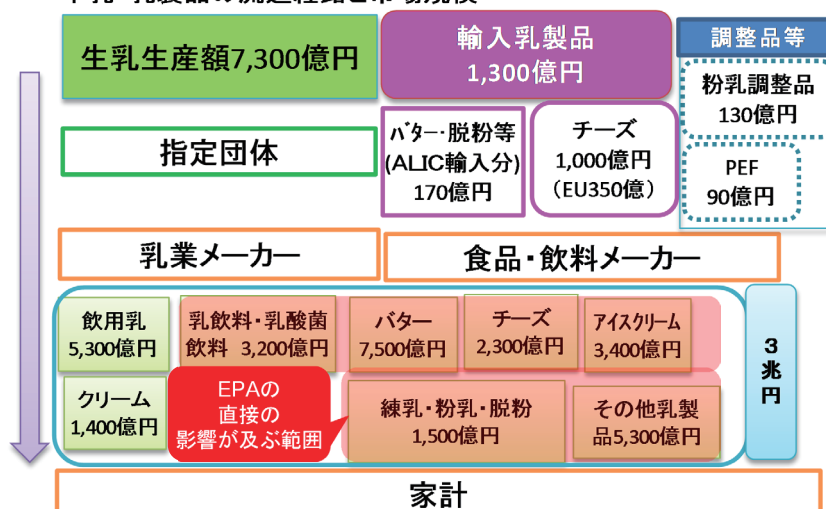


©2018 Norinchukin Research Institute

牛乳・乳製品の流通経路と市場規模

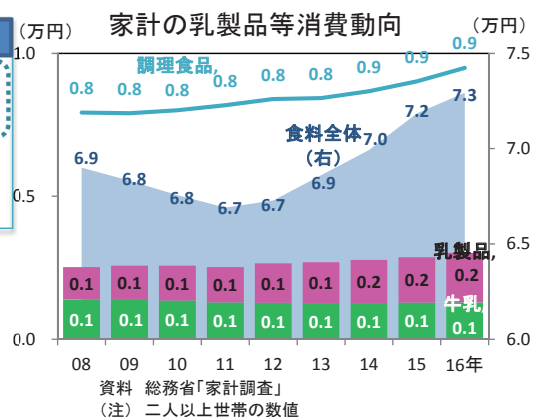
- 2016年の生乳生産額は7,300億円（生産者直売段階）。輸入乳製品は1,300億円で、粉乳調整品は130億円。
- ALICによる国家貿易は170億円程。国家貿易外でチーズの輸入額が1,000億と大きく350億円はEU産。
- 主要な乳製品の工場出荷時点での総額は3兆円ほど。飲用乳・クリーム類以外でEPAの影響を受ける。
- 家計消費の動向をみると食料全体への支出額は11年以降に増加傾向。そのうち牛乳への支出額は微減で、乳製品への支出額は漸増した。08年以降、調理食品への支出額は増加している。家計は中食や外食への支出額を増やしていると思われる。
- 今後は食品原料となる業務用のナチュラルチーズや粉乳調整品などの調整品の輸入動向が注目される。

牛乳・乳製品の流通経路と市場規模



資料 財務省「貿易統計」、Jミルクwebsite、経産省「工業統計」
注 粉乳調整品は、HSコード1901-90-211、1901-90-219、2106-90-284
PEFは、HSコード2106.90-121～123の合計

家計の乳製品等消費動向



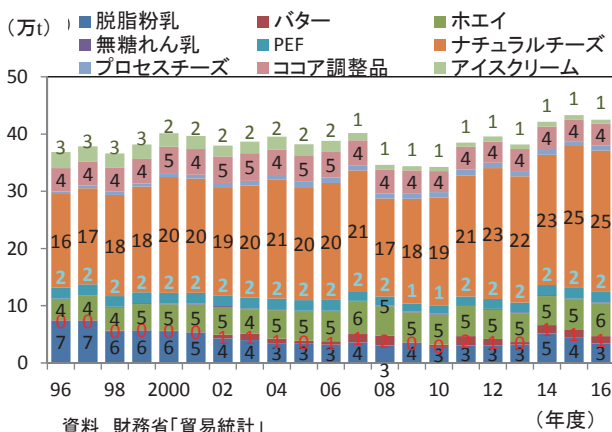
©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

b 乳製品の輸入動向

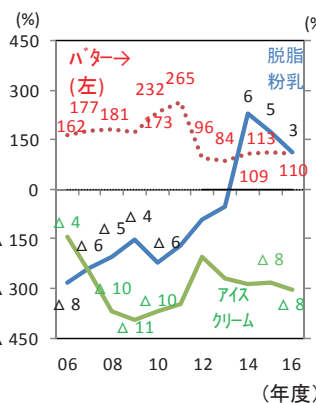
乳製品の輸入増の中心はナチュラルチーズ。近年は脱粉・バター等の増加も顕著

- 過去20年間について乳製品の種類別に輸入量をみると、ナチュラルチーズ（直接消費用とプロセスチーズ原料用）が最も多く、増加幅も大きい。ナチュラルチーズ輸入量の前年度比増加率は2008～10年度は横ばい、10年度以降上昇。
- 16年度のバターと脱脂粉乳の輸入量は合計4万t程。00年代後半以降、前年度比増加率はバターで100%超と高く、14年度以降は脱脂粉乳の前年度比増加率もプラスで推移。
- 主に製菓・製パン、調理食品などの原料となる調整食用脂（PEF）や無糖れん乳などにおいても近年の増加率は上昇している。
- ココア調整品（チョコレート原料）やアイスクリームの輸入量は前年度比マイナスで推移している。

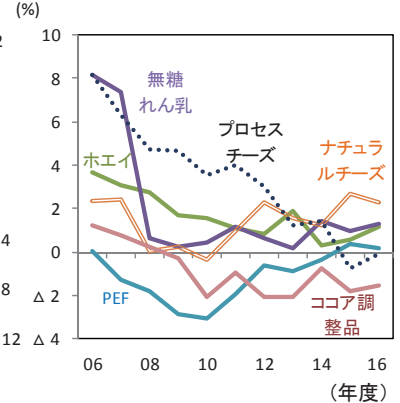
乳製品の輸入量の推移(1996年～2016年度)



輸入量増加率(バター、脱脂粉乳、アイスクリーム)



輸入増加率(その他)



©2018 Norinchukin Research Institute

乳製品輸入におけるEU産の位置づけ-EU産チーズの存在感は大きい-

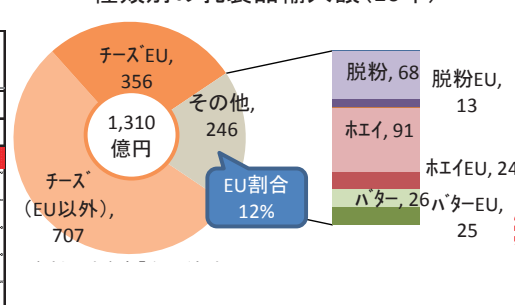
- 16年の乳製品輸入量は368.4千トンで輸出量は5.9千トン。輸入全体に占めるEUの割合は26.3%。
- 乳製品輸入量を種類別にみると、チーズが257.6千トンと全体の7割を占め、うち29.9%がEU産。
- 乳製品輸入額でみると、輸入額1,310億円のうち8割がチーズであり、チーズ輸入額の33.5%がEU産が占める。一方、チーズ以外の品目におけるEU産品の割合は12%程度。
- 輸入乳製品の単価を種類別・輸出国別にみるとEU産品の単価は全ての種類において全体よりも高い。一方、NZ産品は全ての種類において単価が安いとみられる。
- EUから世界向けの輸出品の単価をみるとEUから日本向け輸出品の単価を下回る水準である。EUから日本へは価格が高めの乳製品が輸出されているとみられる。
- EUから米国へ輸出されたチーズの単価は5.6米ドル/kgと日本へ輸出されたチーズの単価（4.6米ドル/kg）を上回り、スペシャルティチーズのような付加価値の高い商品の比率が相対的に高いと考えられる。

日本の乳製品輸出入量(16年)

	輸入	輸出	輸入量EU割合
合計	368.4	5.9	26.3
HS			
0401 主にクリーム	0.0	4.2	
0402 主に脱脂粉乳	36.4	0.3	11.6
0403 主にヨーグルト	0.0	0.2	45.3
0404 主にホエイ	61.5	0.6	16.2
0405 主にバター	12.8	0.0	45.7
0406 チーズ	257.6	0.6	29.9

資料 UN「Comtrade」、財務省「貿易統計」

種類別の乳製品輸入額(16年)



輸入乳製品の種類別・輸出国別の単価(16年)

	脱粉	ホエイ	バター	チーズ
全体	2.0	1.7	3.6	3.8
豪州	2.1	1.6	3.8	3.4
NZ	1.8	1.6	3.3	3.5
米国	2.0	1.4	5.7	4.4
EU	3.0	2.4	4.2	4.6
(参考) EUから世界向	2.0	1.2	3.6	4.1
米国向け	3.1	2.5	3.8	5.6

資料 UN「Comtrade」、Eurostat
 注1 網掛けは全体を上回るセグメント
 注2 単価はCIF価格、EUから世界向けはFOB価格
 注3 EUから世界・米国向けはユーロ単価に16年平均為替レートに乗じて算出

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

(2) EUの牛乳・乳製品の需給構造

a 生産動向

- 2015年3月末に生乳クォータ制度が廃止された。EU加盟国の多くで生乳出荷量が過去10年間（07年と16年で比較）に増加した。オランダ、アイルランド、ベルギー、ポーランドでは3割増の増加率である。
- 16年の生乳出荷量が日本より多いEUの国はドイツ、フランス、英国、オランダ、ポーランド、イタリアの6ヶ国。乳用牛飼養頭数はドイツ4,251千頭、フランス3,737千頭と多い。また、デンマーク、イタリア、オランダ、ドイツでは大規模化が進み、総頭数に占める大規模経営体の割合は日本（41%）以上。
- 12年の西欧地域の生産費は18～25米ドル/100ポンド。米国（19米ドル/100ポンド）、オセアニア（16米ドル/100ポンド）を上回っているが（IFCN, 2013）、日本（40.4米ドル/100ポンド）の半分程度（農林水産省「生産費調査」）。
- 生乳クォータ制度廃止後、経産牛の平均搾乳量はEUの酪農主要国と日本とで同等である。

EU加盟各国の生乳出荷量

(単位 百万トン, %)

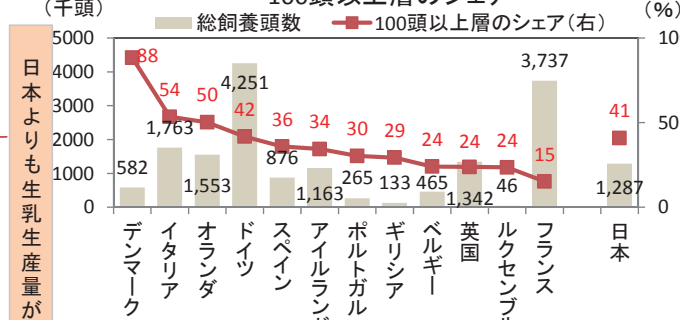
	07 ①	16年 ②	①-②の 増加率
EU28カ国	-	152.4	-
ドイツ	27.3	32.0	17.0
フランス	23.0	24.7	7.5
英国	13.6	14.5	6.6
オランダ	10.7	14.3	33.4
ポーランド	8.7	11.1	27.4
イタリア	10.3	10.8	4.9
スペイン	5.7	6.9	20.1
アイルランド	5.2	6.9	31.1
デンマーク	4.5	5.3	16.9
ベルギー	2.9	3.9	34.8
オーストリア	2.7	3.1	16.2
スウェーデン	3.0	2.9	△ 4.1
チェコ	2.4	2.8	14.2
フィンランド	2.3	2.4	4.2
その他	12.2	11.8	△ 2.8

資料 EUROSTAT

(注) 農場出荷段階

国別の乳用牛飼養頭数および

100頭以上層のシェア



資料 Deutsche Milchindustrie Verband web, 農林水産省「畜産統計」

注 EU加盟国は2013年、日本は2017年数値

(注) EU加盟国は2013年、日本は2017年の数値

経産牛の平均年間
の搾乳量(16年)
(kg/年)

米国 ^(イ)	10,928
デンマーク	10,008
カナダ	10,292
スウェーデン	9,759
オランダ	9,442
日本★	8,526
ドイツ	8,467
フランス	8,432
イギリス	8,430
オーストラリア ^(注)	6,976
NZ ^(注)	5,391

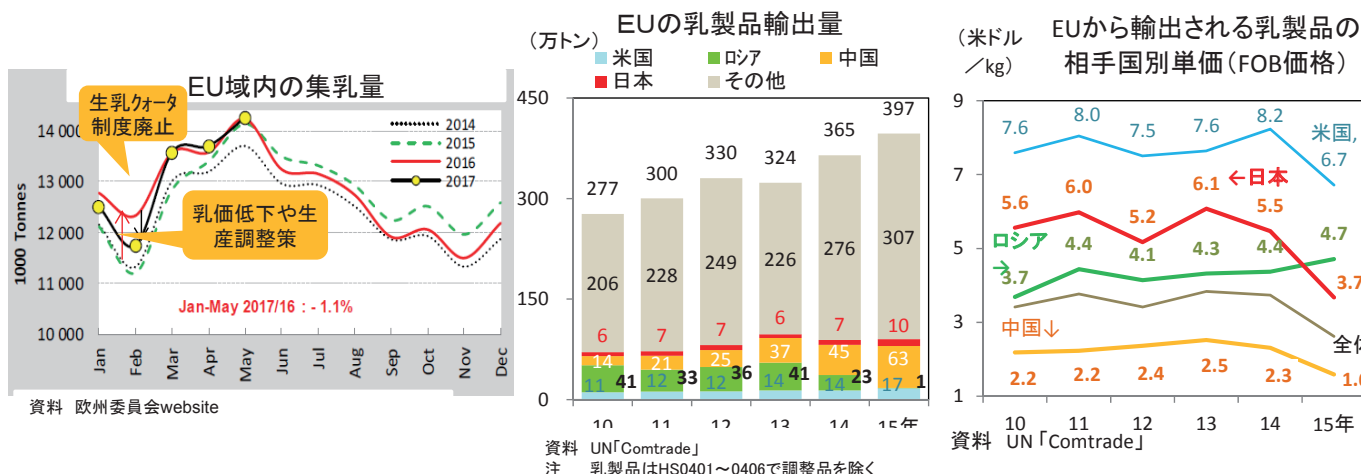
資料 (一社)中央酪農
会議「日本の酪農」注 米国、オーストラリア
は15年、NZは14年

©2018 Norinchukin Research Institute

b 需給動向

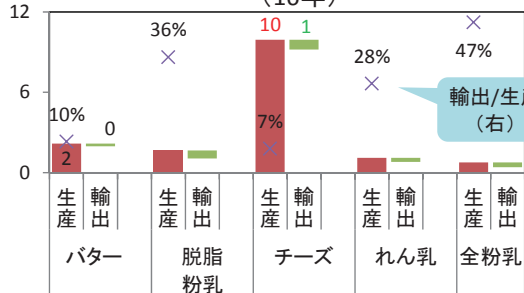
生乳クォータ制度廃止による供給量増加で輸出が拡大

- EUの生乳クォータ制度が2015年3月末に廃止された。16年まで各国の生乳生産量は増加し、域内は供給過剰に。乳価の低下や緊急的な生産調整の実施を受け、17年の域内生乳生産量は前年比減少。
- EUからEU域外への乳製品輸出量は10年の277万トンから15年の397万トンへ4割増。14年8月にロシアがEU産品に対する禁輸措置を導入したため、それまで増加傾向にあったロシア向け輸出量が急減。この間、EUは中国向け輸出量を増加させており、全体としては乳製品輸出量は拡大。
- 日本向け輸出量も足元で増加しており、15年には10万トンに達した。
- EUから輸出される乳製品の相手国別単価をみると米国向けが7～8米ドル/kg台と最も高い。次いで日本向けが高いものの、13年以降は低下傾向にある。中国向け乳製品の単価は低い。
- 17年9月初旬から10月末にかけて中国は欧州産のカマンベールなどソフトチーズの輸入を禁止し、EUは非科学的根拠を元にした禁輸と非難した。中国では食の欧米化に伴いチーズ輸入が拡大しているものの、EUにとって中国への輸出はリスクが高い。

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.norchuri.co.jp/

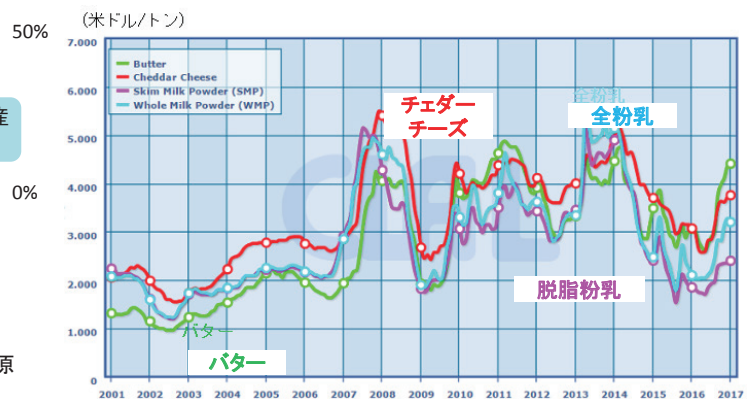
EU産乳製品は域内消費が多いものの、農産物市場自由化に伴い乳価変動幅拡大

- EUでは牛乳等に仕向けられる生乳は生産量の1/4未満と小さく、大部分は乳製品向けに加工される。
- 域内で生産された乳製品の多くが域内で消費され、輸出比率（輸出量/生産量）は高くない。
 - ・ 16年におけるEU域内の乳製品生産量と輸出量を種類別にみると、チーズの生産量が最多で10百万t。しかし、チーズの輸出量は100万tに留まり、輸出比率は7%程と低い。
 - ・ 基幹的乳製品であるバターにおいても、輸出比率は10%程度と低い。
 - ・ 全粉乳や脱脂粉乳の輸出比率は高く、脱脂粉乳の生産量の36%が輸出向け。
- 世界の生乳生産量に対して国際市場での乳製品取扱量は少ない。天候不良などによる供給量の減少は需給のひっ迫を招きやすく、価格が変動しやすい構造にある。
- 2000年代以降、バター・脱脂粉乳についてのEUの政府介入価格引き下げとともに国際市場における米国産、オセアニア産、EU産の価格差は縮小している。

EUの各乳製品生産量と輸出量
(百万トン) (16年)

資料 Milch Industrie Verband website,
http://milchindustrie.de/marktdaten/faq-zum-milchmarkt/, 原
資料はEurostat

乳製品の種類別価格(オセアニア地域)



©2018 Norinchukin Research Institute

c EUにおける今後の需給見通し

今後10年間でEUの乳製品輸出量は拡大の見込み

- 欧州委員会の中期見通しによるとチーズ、バター、ホエイのいずれも、2015年からの10年間で生産量が拡大する見込みである。一方、EU域内人口の高齢化などにより、消費量の伸びは小さいと見込まれており、生産消費ギャップ〔(生産量-消費量)/生産量〕の拡大を背景に輸出量を大きく増やす方針。
 - ・ プロセスチーズ原料用チーズなど製品格差が無い乳製品向けの生乳に関して生産量が増加。スプレッドチーズなど付加価値の高い乳製品向けの生乳は高泌乳化は進まず、生産量は増えない。
- 脱脂粉乳では生産消費ギャップの縮小が予測され、生産量よりも消費量の伸びが大きいと見込まれているものの、輸出量も増加する見込みである。

EUにおける乳製品の需給見通し

(千トン)

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26年
生乳生産量(百万t)	162.9	163.9	164.4	166.3	167.6	169.0	170.2	171.6	172.9	174.3	175.7	177.1
生産量	9,893	9,996	10,094	10,283	10,385	10,486	10,584	10,679	10,774	10,869	10,963	11,057
消費量	9,207	9,307	9,406	9,481	9,556	9,635	9,707	9,783	9,858	9,933	10,008	10,082
生産消費ギャップ	6.9%	6.9%	6.8%	7.8%	8.0%	8.1%	8.3%	8.4%	8.5%	8.6%	8.7%	8.8%
輸出量	718	783	816	885	907	928	954	974	994	1,013	1,033	1,053
生産量	2,358	2,429	2,453	2,478	2,502	2,532	2,555	2,582	2,607	2,634	2,660	2,687
消費量	2,180	2,229	2,254	2,260	2,287	2,310	2,335	2,353	2,372	2,391	2,411	2,433
生産消費ギャップ	7.6%	8.2%	8.1%	8.8%	8.6%	8.7%	8.6%	8.9%	9.0%	9.2%	9.4%	9.5%
輸出量	171	214	232	230	230	241	240	249	255	262	269	274
生産量	1,534	1,602	1,534	1,489	1,564	1,684	1,739	1,794	1,850	1,907	1,963	2,020
消費量	739	775	811	845	860	872	889	923	960	997	1,034	1,071
生産消費ギャップ	51.9%	51.7%	47.1%	43.3%	45.0%	48.3%	48.9%	48.6%	48.1%	47.7%	47.3%	47.0%
輸出量	690	621	728	863	848	837	853	875	894	913	933	953
生産量	1,994	2,017	2,040	2,069	2,100	2,129	2,159	2,189	2,219	2,249	2,279	2,309
消費量	1,471	1,472	1,473	1,476	1,494	1,503	1,522	1,536	1,551	1,567	1,579	1,599
生産消費ギャップ	26.2%	27.0%	27.8%	28.7%	28.9%	29.4%	29.5%	29.8%	30.1%	30.3%	30.7%	30.7%
輸出量	530	551	574	601	613	633	643	660	674	689	706	716

資料 欧州委員会website, https://ec.europa.eu/agriculture/markets-and-prices/medium-term-outlook_en (2016年12月6日更新)

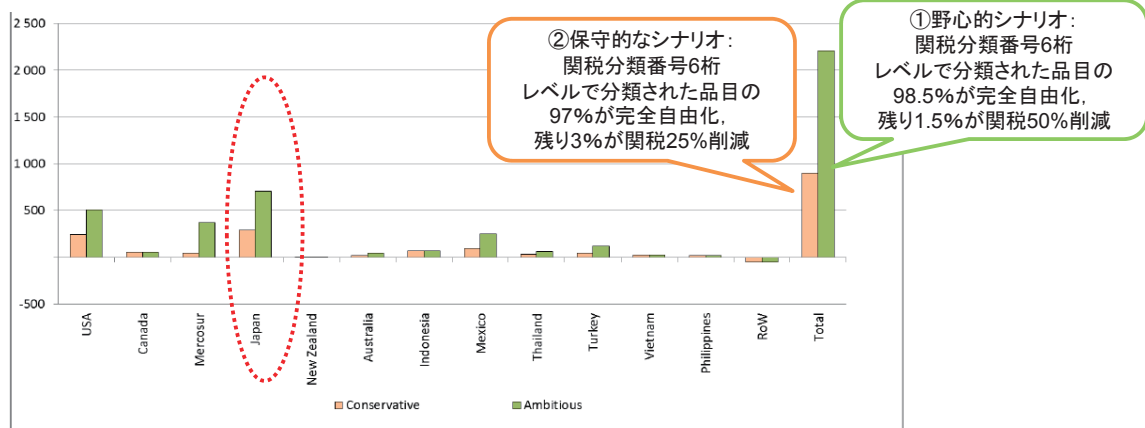
(注) 生産消費ギャップは、(生産量-消費量)/生産量×100。

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

2025年までに、EUから日本への乳製品輸出額は400-900億円増加する見込み

- 欧州委員会による日EU・EPAやTPP（米国を含む12か国）の発効の影響見通しでは、乳製品が今後の農産物輸出拡大の中心的位置を占めるとされる。特にチーズと脱脂粉乳は農産物輸出拡大を牽引する存在と位置づけられている。輸出先としての日本は重要で、日本への輸出額増加額は他国向けを上回る。
- 欧州委員会は2015年から10年間に①野心的なシナリオによれば898億円、②保守的なシナリオによれば384億円増えると試算している（Joint Research Centre(JRC), the European Commission's science and knowledge serviceが2016年に刊行した報告書に依拠）。
 - ・ ただし、農林水産物の関税撤廃率（タリフラインベース）は、12年目以降撤廃の品目も合わせると82%であり、②のシナリオより保守的か。
 - ・ 日本では生産者段階の生乳生産額607.1億円の減少が見込まれる（「EPA発効後の生乳生産額の減少額見込み」（28ページ））。

(100万€) 2015年から25年までの乳製品の輸出額の変化幅(輸出相手国別)



資料 Pierre Boulanger et al. (2016), Cumulative economic impact of future trade agreements on EU agriculture
(注) TPPの影響も加味されている。

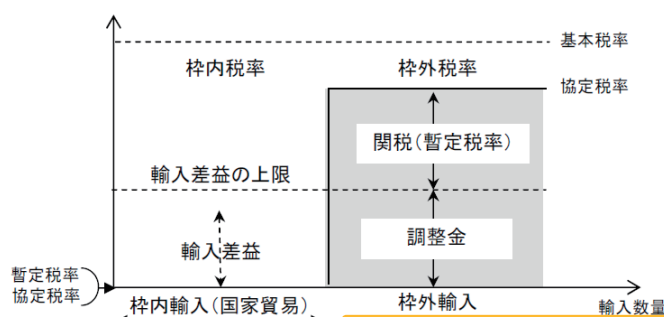
©2018 Norinchukin Research Institute

(3) 国境措置の現状と合意内容

a 乳製品輸入にかかる現行制度の概要

- 乳製品輸入については関税割当制度が設けられている。関税割当制度とは輸入数量枠内は無税又は低税率（国家貿易：一次税率）で、枠超過分は高税率（民間貿易：二次税率）。
- バターや脱脂粉乳などの基幹的乳製品は二次税率が高く、国家貿易以外での輸入は少ない。
- ナチュラルチーズは1951年に輸入自由化された。その後、国産チーズ振興を目的に70年にプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズを対象に関税割当制度を導入した。
- その後、95年のUR合意で、脱脂粉乳・バター等の関税割当に従来の輸入実績に相当するカレントアクセス（CA）枠を新設。その際、脱脂粉乳、無糖れん乳、ホエイ等、バター及びバターオイル等が関税化。
 - ・ UR合意以前には、飼料用など用途を限定した脱脂粉乳等は関税割当制度で輸入。
- 現在、関税割当制度の対象品目はほぼ枠内輸入。16年度の実績では輸入量合計に占める枠外輸入の割合は、ナチュラルチーズ、無糖れん乳以外の品目で5%未満。単価を比べると、枠外輸入されるナチュラルチーズはプロセス原料用チーズより価格が高いチーズを多く含むと推測される。

関税率 関税割当制度の概要



資料 関税・外国為替等審議会（15年10月27日）資料

乳製品の輸入量（2016年度） (トン, %)

		関税割当枠内		枠外輸入	輸入量合計	枠外割合
		国家貿易	民間貿易			
関税割当対象	脱脂粉乳	3,908	28,090	1,091	33,089	3.3
	バター	11,778	216	286	12,279	2.3
	ホエイ	4,465	51,957	897	57,319	1.6
	無糖れん乳	-	1,283	402	1,685	23.9
	PEF(調整食用脂)	-	18,494	113	18,607	0.6
	ナチュラルチーズ	-	42,129	204,316	246,446	82.9
関税化	プロセスチーズ	-	-	-	9,127	-
	ココア調整品	-	-	-	39,115	-
	アイスクリーム	-	-	-	7,470	-

プロセス
チーズ原料
350~380円/kg

415
円/kg

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

TPP11の合意内容との差は、ソフト系チーズの無税枠新設の追加

- ハート[®]系に分類され日本で消費量が多いクリームチーズ[®]（乳脂肪分45%未満）にEU産は少なく影響は小さい。

チーズに関する合意内容の比較(日EUEPAとTPP11)

ソフト系	クリーム※1 モッツアレラ等 ブルーチーズ ガムバール等	29.8%	TPP11	日EU
	シュレット	22.4%	即時10%削減	
	粉(プロセス)	40.0%	シュレット原料用無税枠 関税50%引下げ	
	プロセス		変更無し	
			16年目までに 関税撤廃	
			無税枠 新設 (15年間で段階的に無税化)	
チーズ系	クリーム※2 ハード系	29.8%	15年間で段階的に 無税化	
	粉(NC)	26.3%	(量の規制は無い)	
	プロ原チーズ	0.0%	国産割合せ要件付、変更無し。	

資料 農水省website, 財務省「貿易統計」より農中総研作成

(注) ※1クリームチーズは、乳脂肪分45%以上。※2は未満。

©2018 Norinchukin Research Institute

乳製品

- チーズ消費量の内訳
- ※における抱合
関税割当制度の
利用率
- (千トン)
- (%)
- プロセステース(輸入品由来)※
プロセステース(国産品由来)
ナチュラルチーズ直接消費(輸入品)
ナチュラルチーズ直接消費(国産)
- 44 69 82 73 68 89 77 82 90 89 87 90 86 87 86 82 76
- 52 47 54 22 76 89 87 87 85 76 80 83 92 88 88 89 97
- 26 39 67 94 132 130 136 145 112 121 125 140 160 152 157 171
- 1980 85 90 95 2000 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15
- 資料 農林水産省「チーズの需給表」
- 年度

北海道における主なチーズ工場の配置

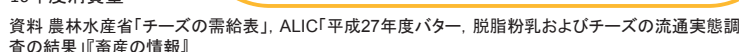


資料 北海道「北海道の酪農・畜産をめぐる情勢」(2015年2月)

©2018 農林中金総合研究所 Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

c バター・脱粉等の合意内容の詳細

- 国家貿易枠の新設の影響は、酪農生産を支える補給金財源の縮小につながる懸念

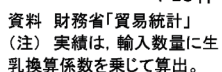


©2018 Norinchukin Research Institute

c バター・脱粉等の合意内容の詳細

国家貿易枠の新設の影響は、酪農生産を支える補給金財源の縮小につながる懸念

- バター脱粉等の
国家貿易実績
とEU枠



15年度
資料 ALIC「27年度業務報告書」

©2018 Noochuri Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

d ホエイの合意内容

関税率は11年目までの引き下げ幅はTPP11以上

- ホエイとは生乳からチーズを製造する際に発生する副産物（水溶液）を乾燥させたもの。特に乳タンパク質を濃縮させ、タンパク質含有量を34～36%に調整したWPC34は脱脂粉乳の代替品となる。
- 16年の輸入額実績は115億円。無機質濃縮ホエイ（用途調味料）、配合飼料用、乳児用2～3割ずつ。
- ホエイの輸入額を国別にみると、米国や豪州、シンガポールなどTPP参加国が主要国。主な製品はヒタパク濃縮物（WPC、タンパク質含有量は多様）と、分離ヒタパク質（WPI、同90%以上）、ホエイ透過物。
- 日EU・EPAは11年目までにホエイの関税を7割削減。15～16年目までの引き下げ幅はTPP11以上。
- セーフガードについてはTPP11を下回る水準で導入。しかし、元々の内外価格差が大きいため、そもそもセーフガード措置が輸入増の歯止めとはならないと考えられている。

ホエイと脱脂粉乳の成分比較

	脱脂粉乳	ホエイ	
		ホエイパウダー	WPC34
タンパク質含有量	34%	11～15%	34～36%
色		白色	
風味	乳風味	乳風味、脱粉と異なる	

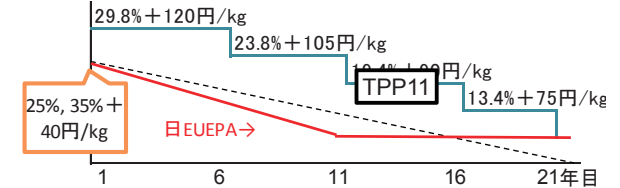
資料 農水省web

輸入額と種類別割合

輸入額	115億円	関税割当
国家貿易	5%	
無機質濃縮ホエイ	20%	
配合飼料用	24%	
乳児用	30%	
その他	9%	
その他	11%	

資料 財務省「貿易統計」

ホエイ(タンパク質含有量25～45%)の関税水準とSG税率

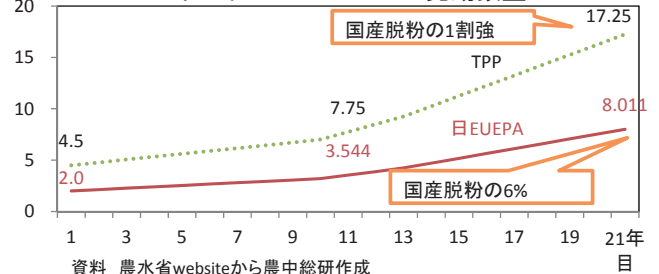


ホエイの国別輸入額(16年)



資料 財務省「貿易統計」

ホエイのセーフガードの発動数量

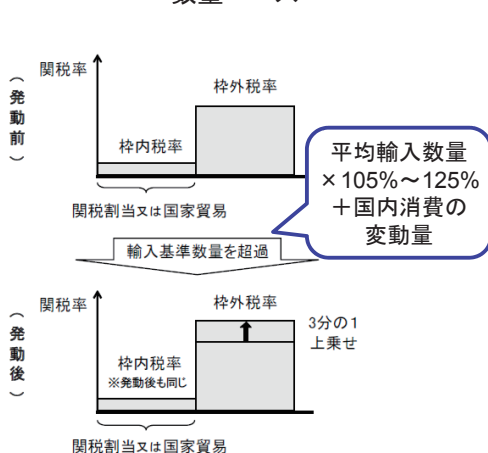


資料 農水省websiteから農中総研作成

＜参考＞乳製品にかかる特別セーフガードの発動実績

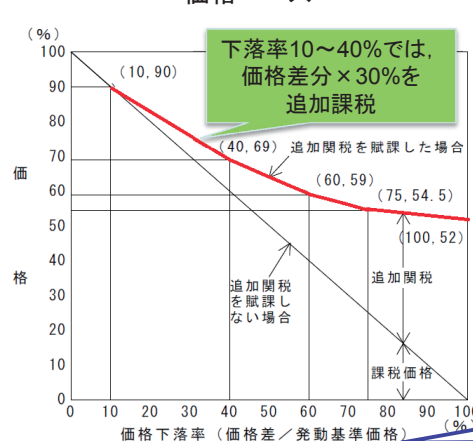
- 日EU・EPAではセーフガードに関する制度改正はない。一般に乳製品に関するセーフガードの発動実績は多い。
- UR合意で関税化した乳製品（その他の乳製品、脱脂粉乳、無糖れん乳、ホエイ等、バター及びバターオイル等）は、WTO・農業協定第5条に基づき、特別セーフガード（SSG）の対象品目となっている。
- SSGは①輸入数量が増加した場合に関税を引き上げる「数量ベース」と②輸入価格が下落した場合に関税を引き上げる「価格ベース」がある。
- 乳製品については2010年度以降、数量ベースと価格ベースいずれも多くて5～6件の発動実績であったが、16年度は価格ベースで11件と発動件数が増えている。

数量ベース



資料 税関ウェブサイト

価格ベース



特別セーフガード発動実績

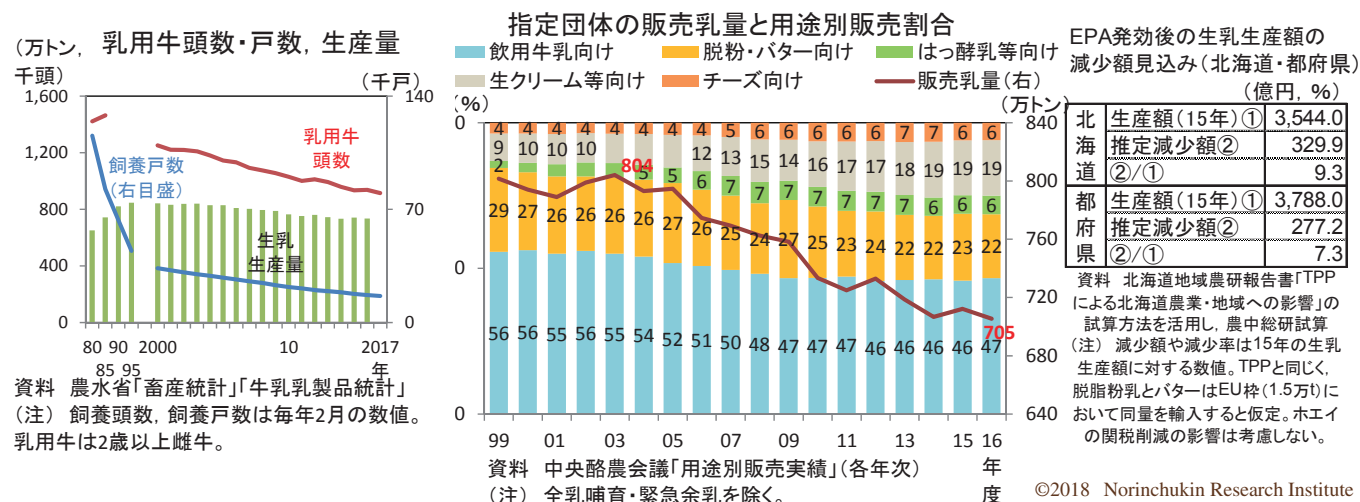
	数量ベース	乳製品		価格ベース	乳製品	
		数量	乳製品		数量	乳製品
10	4	2	16	0		
11	6	6	15	2		
12	4	3	24	3		
13	1	0	20	3		
14	2	1	15	3		
15	6	5	23	5		
16年度	1	0	19	11		

資料 税関ウェブサイト
(注) 乳製品は調整品を除く。

(4) 日EU・EPAの影響

a 生産者への影響

- 近年、離農による減産量が酪農経営の規模拡大による増産量を上回り、生乳生産量は減少。
- 国産生乳のほぼ全量を扱う指定団体の16年度販売乳量は705万トン。その6%がチーズ向けであり、過去20年間に於いて同割合は拡大。日EU・EPAでブランド力があるEU産チーズの価格が下がれば、国産チーズの相場引き下げや製造量減少が懸念され、その結果、チーズ向けの生乳量の減少が引き起こされる。
 - ・ 政府は改訂後の環太平洋連携協定（TPP）関連政策大綱に基づき、チーズ向け生乳に対して12円/kgの奨励金を交付。加えてチーズ製造・販売に取組む生産者には3円/kgを交付。
- 輸入しやすくなり、乳製品消費量における輸入比率が高まり、国産生乳の大部分が日持ちしない牛乳等へ仕向けられるようになると、季節変動する国内の生乳生産量の需給調整が一層困難となる。
- 農林水産省試算では牛乳・乳製品の生産減少額は最大で約203億円。一方、日EU・EPA発効後の生乳生産額（15年比）北海道で9.3%減の329.9億円減少、都府県で7.3%減の277.2億円減少。



b 食品・乳業メーカーへの影響

- 輸入品に比べ、高価格の国産シェルトチーズ、カンパールチーズの生産額は減少する。関税割当制度の形骸化により、プロセス原料用ナチュラルチーズの製造構造が変化し、国内の乳業工場の配置等に変化がありえる。
- 食品原料用など、業務用チーズの調達環境は改善する。
- 政府は日EU・EPA対策として、チーズ製造メーカーにおけるコスト低減や品質向上・ブランド化の推進を行う。
- 日本人の味覚に合わせて開発してきた。カンパール等国産チーズは、EU産と食味が違い差別化が可能。

c その他の変動要因（輸入業者等へのヒアリング結果から）

<国際市場の需給状況>

- 中国：取引量は大きく、動向が注視される。ただし、海外サプライヤーは、爆買い後の契約不当解除などの経験から、チャイナリスクを認識している。
- アジア地域の乳製品消費量は0.2kg（日本の1/10）と小さく、今後爆発的に普及する可能性がある。
- ロシア：禁輸措置が解ければ、EU産はロシアに向かう。または、今回の禁輸措置に対する経験から、今後はロシアへの一極的な輸出を控えるサプライヤーが増える可能性もある。
- Brexit：英国とEU加盟国との乳製品貿易は、英国の輸入超過である。英国がEU離脱すれば、EUから英国への輸出品に関税がかかるため、英国向けが日本向けにシフトする可能性はある。
- TPP11に加えて米国向けアクセス枠を設定すると、さらに負の影響を受ける。

<EUから日本への輸入量の増加見込み>

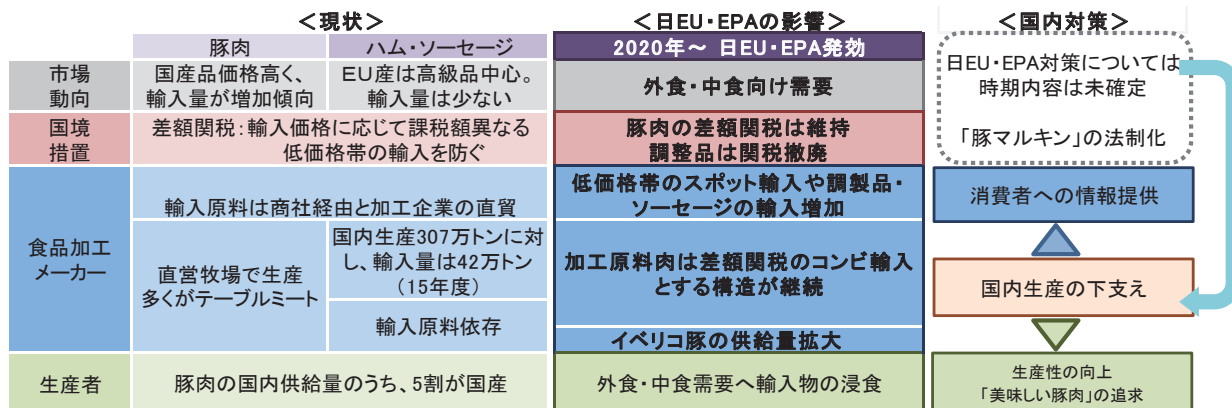
- 関税引下げを見越して、元々の卸売価格を引き上げる海外サプライヤーもあろう。その場合は輸入量は増えない見込み。そもそも国際市場はひっ迫気味。
- チーズ：日本の食品メーカーにとって、チーズは人気商材。調達価格が下がれば、増量を図る見込み。
 - ・ 輸入業者としては、取引コストの関係から、フリースト・カピタ社など、大口供給者とししか取引しない。仏のフェルミチーズ等の高付加価値チーズは、小口で取引量が増えるとは思われない。
- 粉乳類や調整品等：国内メーカーは、すでに海外拠点で脱脂粉乳とココアや砂糖を混ぜ、調整品に加工し低関税で輸入する体制は整備済み。この観点からいえば、日EU・EPA発効による影響は無い。

Ⅱ 豚肉

＜要約＞生産者や食肉関連企業に影響が出る見込み

- 国内の豚肉消費は、国産と輸入で分け合っている構造にある。また、豚肉調整品であるハム・ソーセージの輸入は少ないものの、徐々に増える傾向にある。
- EPA合意では豚肉輸入の差額関税制度が維持された。実質関税負担の面から食肉加企業はコンビネーション輸入を継続するとみられるが、従量税が大幅に削減されるため、為替や豚肉市況変動のなかで、低価格部位のスポット輸入が増えると思われる。
- 豚肉調整品ではハム・ソーセージ以外の関税が6年目に撤廃されるため、加工原料のシーズンドポークの輸入増加が懸念される。
- 国産豚肉は業務用（外食・中食）向けに生産量の3割が仕向けられているが、業務用は輸入冷凍肉のユーザーが多いため、輸入物と競合する低価格部位への影響が出てくる可能性がある。

日EU・EPA発効による影響見通し



資料 政府資料等を基に農中総研作成

©2018 Norinchukin Research Institute

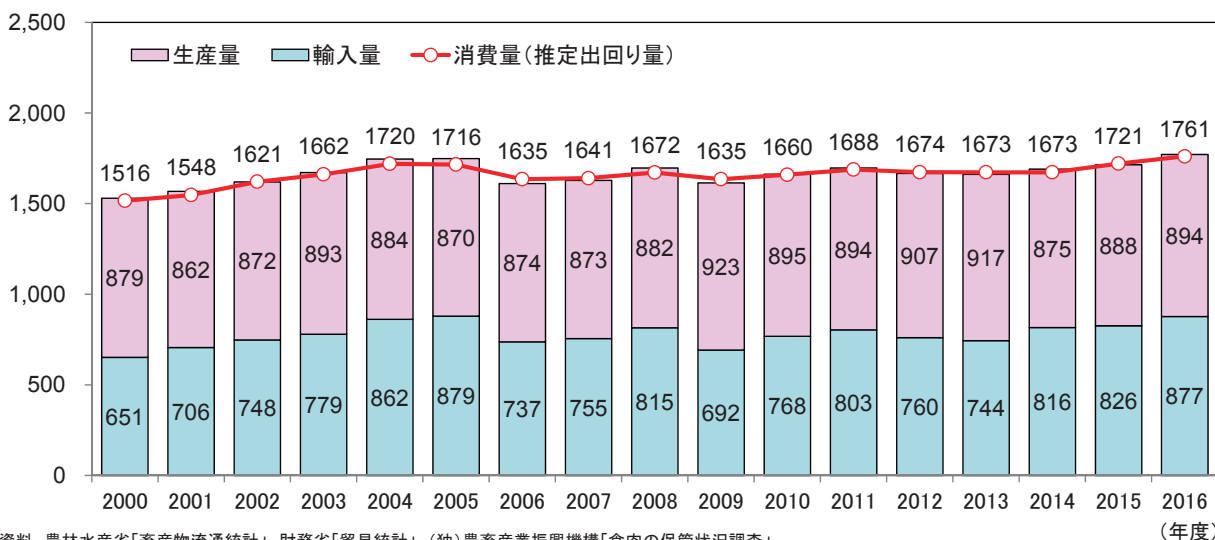
(1) 国内の豚肉・豚肉調整品の需給構造

a 国内の豚肉需給動向

- 豚肉の消費量は、BSE・鶏インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要によって、2004年度まで増加。以後は160～170万tの横ばいで推移。15年度から再び増加傾向となっている。
- 消費量のほぼ半分を国内生産と輸入で分け合う傾向が10年以上続いている。
- なお、輸出は2千t未満と少なく、期末在庫量も国内消費量1か月強相当の15～20万tの水準で推移している。

(千t)

豚肉需給(部分肉ベース)の推移

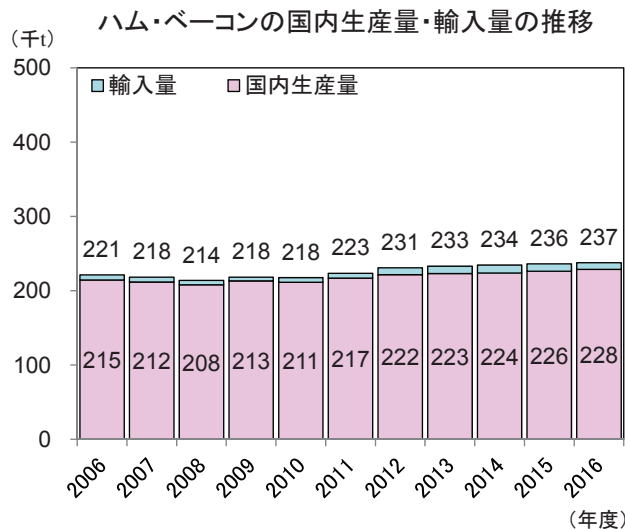


資料 農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注 推定で出回り量＝生産量＋輸入量－前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

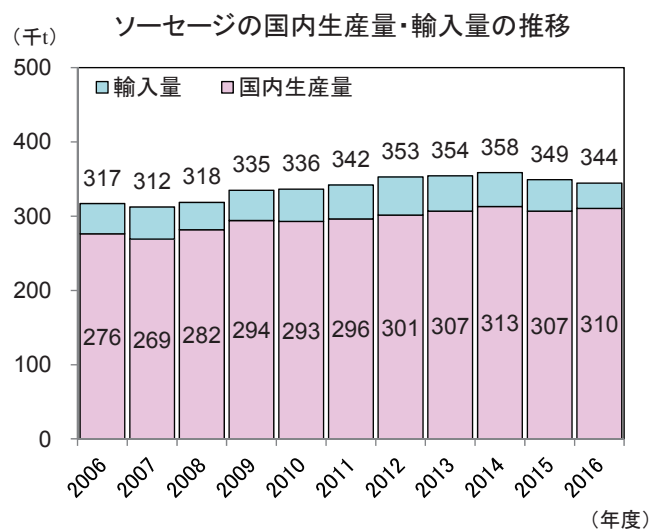
©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

b 国内の豚肉調整品(ハム・ソーセージ)の消費動向

- 食肉加工品市場は1975年に30万t規模であったが、87年に50万t台に乗り、2015年度には国内生産・輸入合計で58.1万t(うち23.7万tがハム・ベーコン、34.4万tがソーセージ)である。市場規模は7,700億円程度と推計(日刊経済通信社)されているが、国内市場はほぼ飽和状態とみられる。
- 輸入ソーセージは業務用・加工用向けが大半を占め、中国・米国・タイからの輸入が8割。消費に占める輸入シェアは12~13%で推移している。
- ハム・ベーコン、ソーセージなど豚肉調整品にも差額関税制度が適用されている。8.5%の従価税が課されるkg当たり単価が897.59円を超える高価格帯の輸入量が多い。



資料 日本ハム・ソーセージ工業協同組合、財務省「貿易統計」
注 図中には国内生産量と輸入量の合計値を示した



資料 日本ハム・ソーセージ工業協同組合、財務省「貿易統計」
注 図中には国内生産量と輸入量の合計値を示した

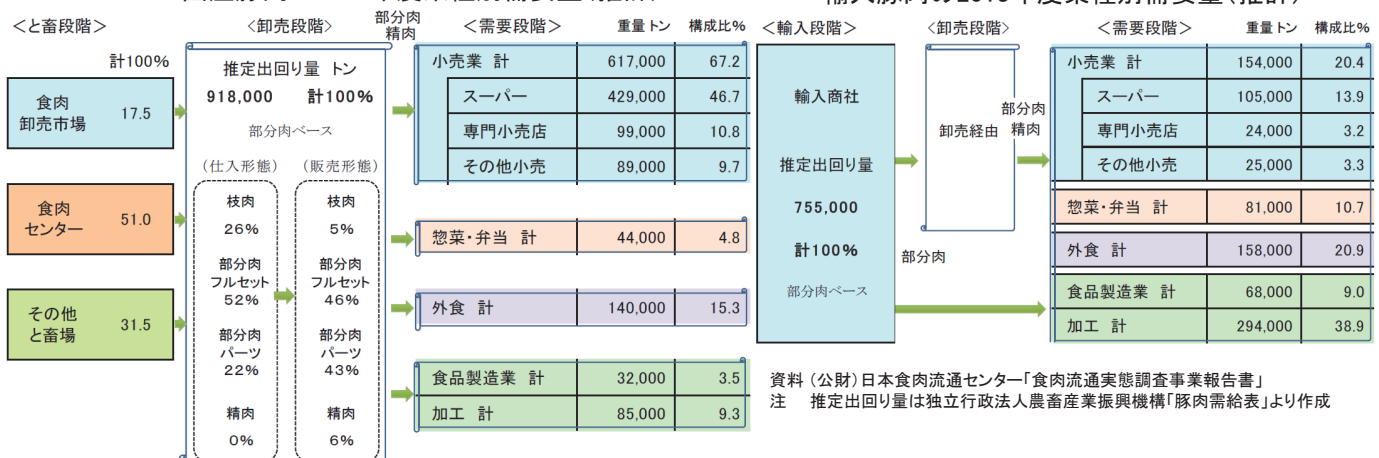
©2018 Norinchukin Research Institute

c 豚肉の流通経路と需要構成

- 国産豚肉は7割程度が家計消費、2割が中食・外食の業務用、1割が加工用となっている。
- 輸入豚肉は部分肉の形態で輸入され、うち5割が加工用、3割が業務用として消費されている。
- 家計消費される2割の輸入豚肉は、主に北米産チルド部分肉と推定される。

国産豚肉の2013年度業種別需要量(推計)

輸入豚肉の2013年度業種別需要量(推計)



資料 (公財) 日本食肉流通センター「食肉流通実態調査事業報告書」

注 推定出回り量は独立行政法人農畜産業振興機構「豚肉需給表」より作成

資料 (公財) 日本食肉流通センター「食肉流通実態調査事業報告書」

注 と畜段階は農林水産省、推定出回り量は独立行政法人農畜産業振興機構「豚肉需給表」より作成

豚肉の2013年度需要構成割合(推計) (%)



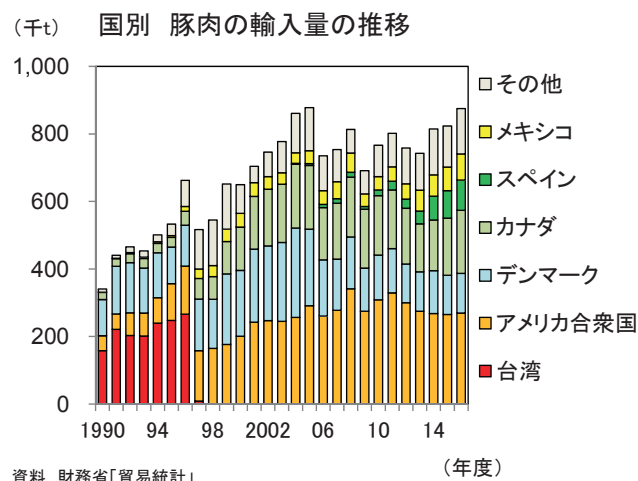
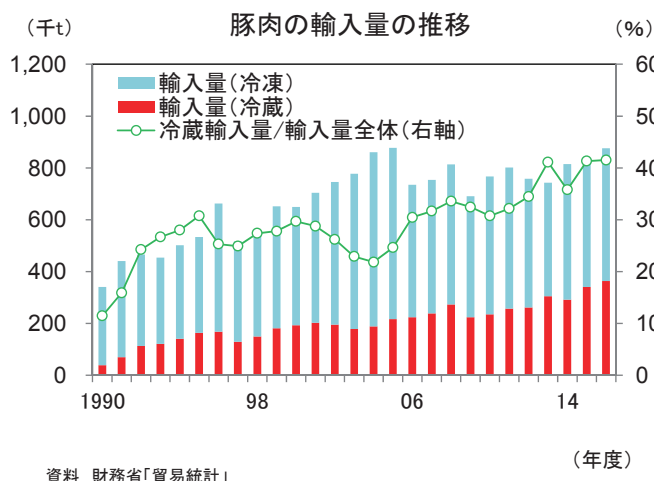
資料 (公財) 日本食肉流通センター「食肉流通実態調査事業報告書」

©2018 Norinchukin Research Institute

<https://www.nochuri.co.jp/>

d 豚肉の輸入動向

- 輸入量は在庫調整対応や国内生産の変動によって左右されるものの、概ね750～800千tで推移。冷蔵品（チルド）のシェアが高まっている。
- 1990年代中頃までは台湾からの輸入が多かったが、97年の口蹄疫発生により、現在では冷蔵品を主体とする米国・カナダからの輸入と、冷凍肉を中心とするデンマークからの輸入が多い。
- 海外の豚肉は脂肪交雑割合が1%程度の赤身肉が主体。これは健康を考慮した消費者が脂肪交雑の多い豚肉を買い控えるためと言われている。また、EUの消費形態の8割は加工品であり、加工原料肉への脂肪交雑ニーズは低い。
- なお、国産豚肉の脂肪交雑は2～3%程度あり、1%以下は消費者からあまり好まれない傾向。



©2018 Norinchukin Research Institute

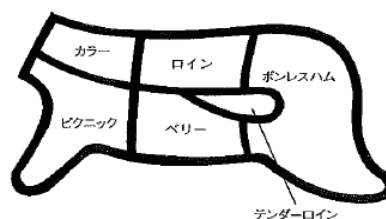
商社の輸入豚肉は食肉卸経由で国内流通へ、冷凍肉は業務用向け

- 国内需要はロイン系のロース、ヒレとバラ（ベリー）が多いため、差額関税制度によって、ロースとバラ、もしくはロース・バラとモモ等のセットによる輸入が多いとみられる。
- 外食・給食、惣菜・弁当などの業務向けは、

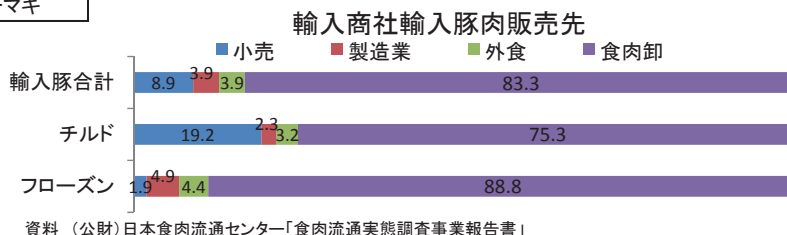
豚肉の部位別呼称

主要部位	デンマーク	日本
ショルダー	カラー	カタロース
	ピクニック	ウデ
ロイン	ロイン	ロース
ベリー	ベリー	バラ
テンダーロイン	テンダーロイン	ヒレ
ハム	ボンレスハム	モモ
その他	-	チマキ

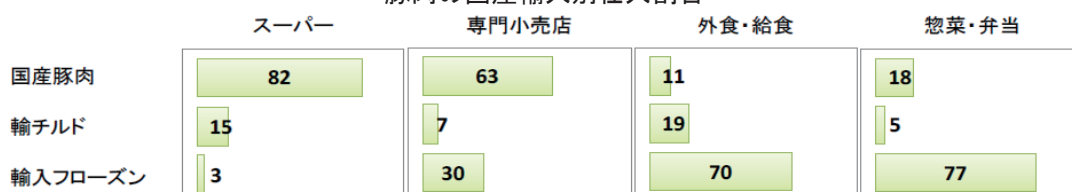
デンマーク式カット



- 商社の輸入豚肉は8割が食肉卸経由で国内流通へ入る。



豚肉の国産輸入別仕入割合

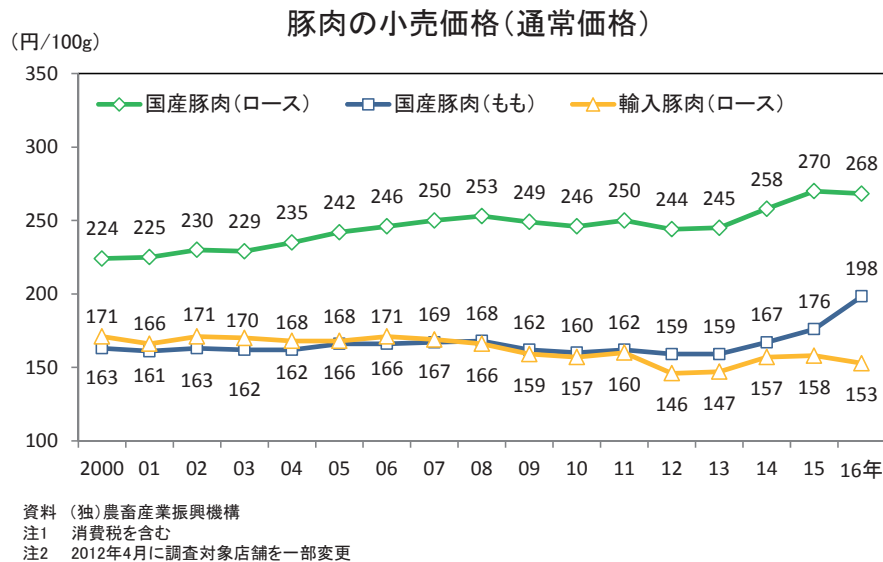


資料（公財）日本食肉流通センター「食肉流通実態調査事業報告書」

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

e 豚肉小売価格推移

- 日本人の好む豚肉の部位はロース、ヒレ、バラに偏り、モモは余剰傾向。小売価格も部位別需給格差を反映したものとなっている。
- 国産豚肉と輸入豚肉との小売価格差は拡大傾向にあり、足元では消費者の低価格指向から輸入豚肉の小売シェアが上昇しているとみられる。小売される輸入豚肉はほとんどがチルドであるが、スペイン産イベリコ豚（解凍品）を販売する量販店も出ている。



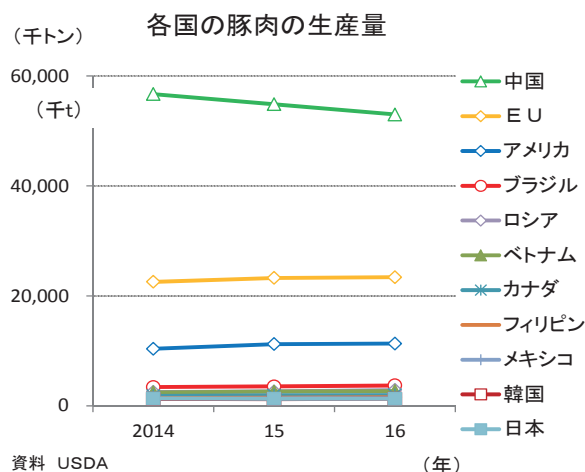
©2018 Norinchukin Research Institute

(2) EUの豚肉の需給構造

a 世界におけるEUの豚肉生産・輸出の地位

EUの生産量は中国に次いで大きく、輸出量は最大

- 豚肉の生産量は中国が世界最大。次いでEU、アメリカとなっている。2016年は中国・アメリカが減産傾向だったが、EUは増産となった。
- 各国の国内需給をみると、EUは生産量と消費量の差が最も大きく、域外への輸出量が最も大きい。一方、中国は日本を抜いて16年に世界最大の輸入国となった。



2016年の各国の豚肉需給

国名	生産量－消費量	生産量 国内消費量		輸出量	輸入量
		生産量	国内消費量		
EU	3,114	23,400	20,286	3,126	12
アメリカ	1,842	11,319	9,477	2,374	495
カナダ	999	1,955	956	1,319	215
ブラジル	830	3,700	2,870	832	2
ベトナム	25	2,675	2,650	35	10
フィリピン	△ 194	1,540	1,734	1	195
ロシア	△ 322	2,870	3,192	25	347
韓国	△ 628	1,266	1,894	2	615
メキシコ	△ 880	1,376	2,256	141	1,021
日本	△ 1,347	1,279	2,626	3	1,361
中国	△ 1,990	52,990	54,980	191	2,181

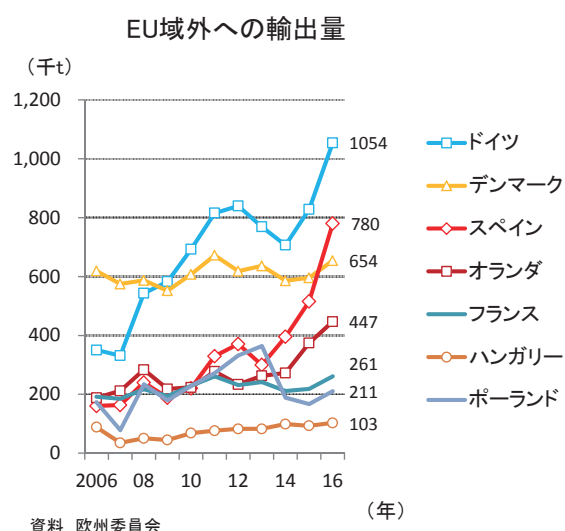
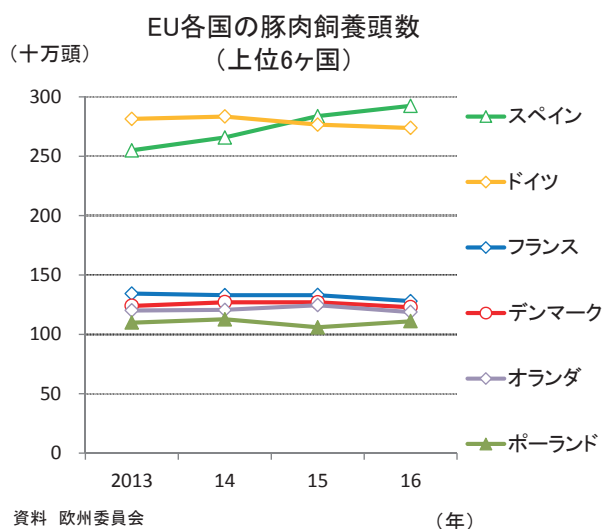
資料 USDA

注 生産量、国内消費量、輸出量、輸入量はすべて枝肉ベース

b EUの域外輸出動向

15年以降、スペインがEU最大の豚肉生産国に、輸出量も急増

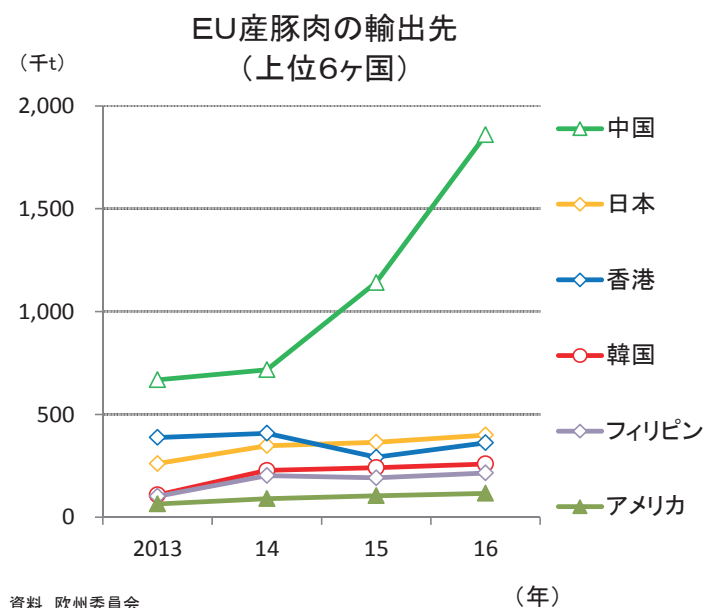
- EU各国の豚肉飼養頭数は、2015年にスペインがドイツの飼養頭数を抜き、EU最大の生産国となった。
- EU域外の輸出量はドイツ、スペイン、デンマークの順に多い。これまではドイツに次いでデンマークの輸出量が多かったが、増産に伴う輸出急増により、16年にはスペインがドイツに次ぐ輸出国となった。



©2018 Norinchukin Research Institute

EU産豚肉の域外輸出先は中国が最大

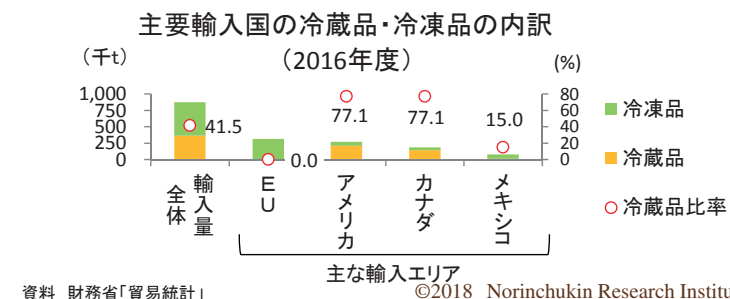
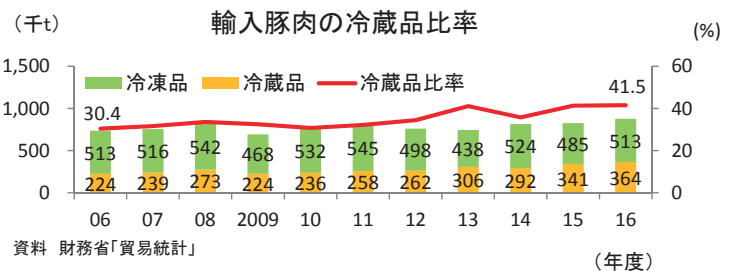
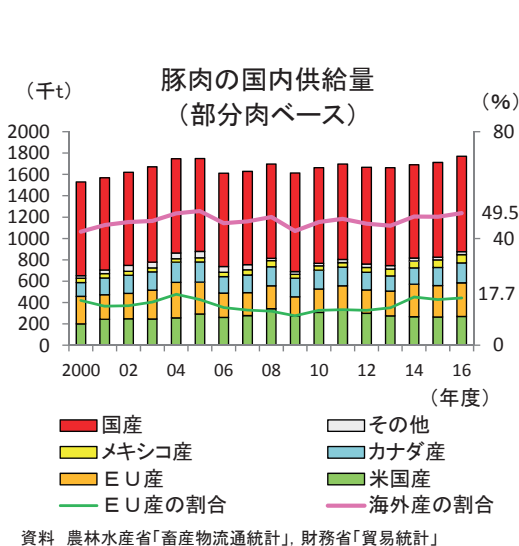
- EU産豚肉の中国輸出量は2015・16年に大幅に伸びている。ロシアによる輸入禁止措置の影響を受けた、ドイツ・スペイン産豚肉が含まれるとみられる。

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

c EU産輸入動向(豚肉)

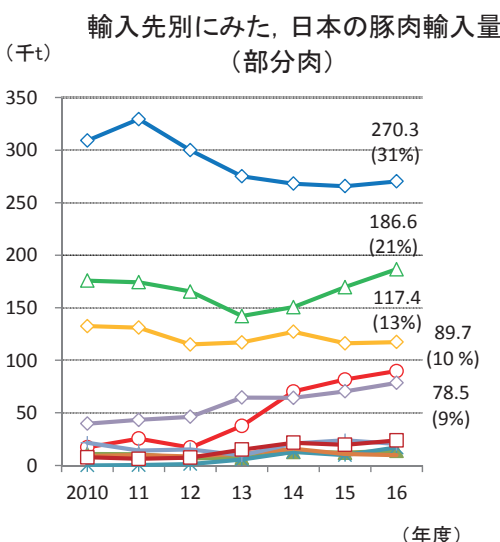
日本の国内供給量に占めるEUのシェアは2割弱、冷凍品中心

- 2016年度の豚肉の国内供給量（部分肉ベース）のうち、海外産が49.5%を占める。EU産のシェアは17.7%。
- 豚肉輸入量のうち6割弱が加工原料向けの冷凍品。近年、冷蔵品の割合が上昇しており、16年度は4割を超えている。
- 輸入国別にみるとアメリカ、カナダからの輸入は7割以上が冷蔵品。一方、EUからの輸入はほぼ冷凍品。船便による輸送日数がスエズ運河経由で40～60日かかり、冷蔵品の消費期限40日を越えるため。



EUではデンマーク産の輸入が最多。近年、スペイン産の輸入が急増中

- 国別にみた日本の豚肉輸入量は、アメリカが最大。次いでカナダ、デンマーク、スペイン、メキシコからの輸入が多い。2013年以降、カナダ産とスペイン産の輸入量が急増している。
- 16年度の国別輸入量では、スペインがメキシコを上回り、第4位の輸入国となった。
- 16年度のEU産のシェアは18%。スペインに加え、オランダ産の輸入も増加傾向にある。
- デンマーク産豚肉は淡泊でぼそぼそ感のある肉質であるが、一方でハム・ソーセージ向けの加工適性が高い（筋繊維が細く味付けしやすい）ため、加工企業から一定の評価がある。また、ベーコン向けバラ肉の評価も高い。



輸入急増国における特徴

カナダ産

カナダ西部を中心に、麦を主要飼料にして肥育しており、食味の評価が高い。チルドポークであり国産と競合している。

スペイン産

インテグレーション化と設備投資が進み輸出体制を構築。肉質はデンマーク産と大差なく、輸入増加の見込み。バリオ豚は高単価のためテーブルミート向け。

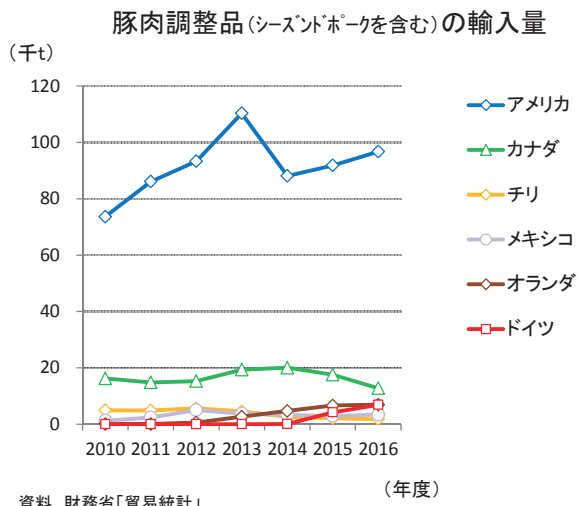
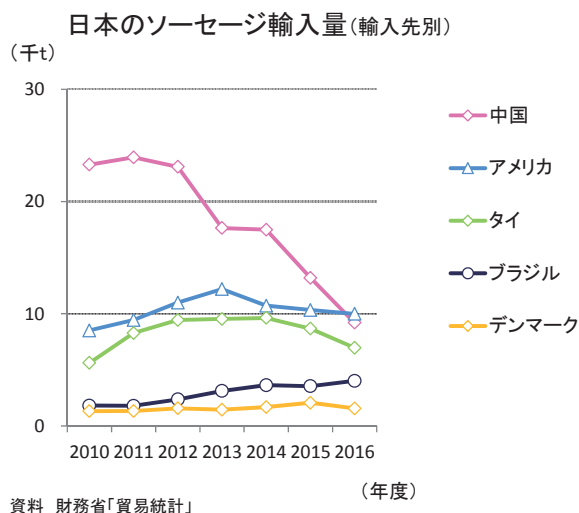
オランダ産

食味に定評のあるトピックスが主な種豚であり、肉色も日本人向け濃いピンク色。将来はテーブルミートとして国産との競合懸念がある。

d 対日輸出動向(豚肉調製品)

EUからのソーセージ・豚肉調製品輸入は少ない

- 日本のソーセージ輸入先は長年中国が最大であったが、近年は減少して2016年度はアメリカが最大となった。デンマークが上位5ヶ国に入っているが、EUのシェアは11%と小さい。
- ハンバーグやソーセージの原料となるシーズンドポーク（カタ肉を原料にコショウで味付けしたもの）を含む豚肉調製品の輸入量は、アメリカ、カナダ、チリ、メキシコ、オランダ、ドイツの順に多い。
- 16年度のシーズンドポーク輸入量はアメリカが75.0%と圧倒的なシェアを占める。
- EUのシェアは10.7%に過ぎないが、近年豚肉調製品の増産体制を整備中で、16年度からは従来まったく輸入がなかったベルギー産やスペイン産の輸入も開始された。今後シェアを伸ばす可能性はある。

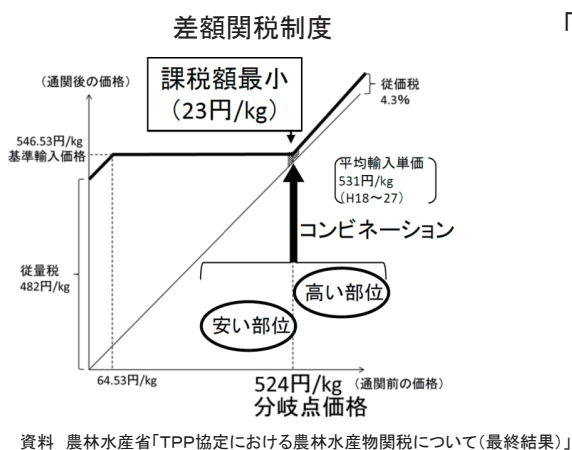


©2018 Norinchukin Research Institute

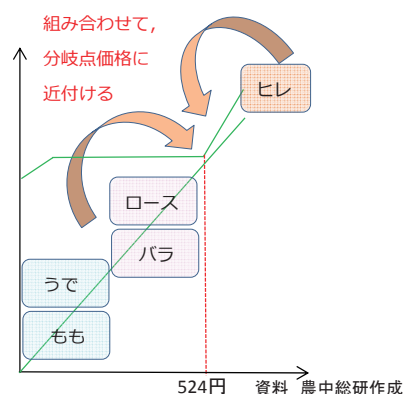
(3) 国境措置の現状と合意内容

a 豚肉輸入の差額関税制度

- 豚肉輸入には低価格帯の豚肉の輸入を防ぐことを目的とした「差額関税制度」が採用されている。豚肉あるいは豚肉調整品の輸入価格（通関前）に応じて従量税または従価税が適用される。
- 輸入価格が1kg当たり64.53円以下の豚肉に対しては482円/kgの従量税が適用されるが、これまでほとんど実績がない。1kg当たり64.53円～524円の豚肉には基準輸入価格（546.53円/kg）と輸入価格の差額が「差額関税」として課税される。
- 1kg当たり524円以上の豚肉には4.3%の従価税が適用される。「差額関税」適用と従価税適用を分ける輸入価格（524円）は分岐点価格と呼ばれ、政府が決定している。
- 輸入量が急増した場合に基準輸入価格を上昇させるセーフガード措置も用意されている。従価税の税率は、セーフガード発動時も4.3%である。
- 分岐点価格（524円）付近が最も課税額が低くなるため、価格が安い部位と高い部位を組み合わせる「コンビネーション輸入」による輸入が一般的に行われている。



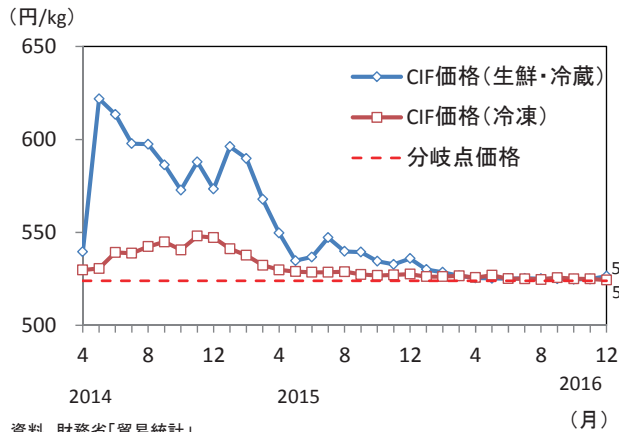
「コンビネーション輸入」イメージ図

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

輸入価格は分岐点価格に集中

- 輸入量が多い部分肉ベースでのkg当たりCIF価格は、2015年4月以降、520円台が続いている。
- 16年10月実績のCIF価格は、生鮮・冷蔵品で526円、冷凍品で524円。ほぼ分岐点価格である524円に近い水準になっており、コンビネーション輸入が実施されている。
- コンビネーション輸入の場合、分岐点以下の価格の部位の肉にも従価税が適用される。部位ごとに実施従価税率を計算すると、どの部位も10%以下となり、単品で差額関税を課税するよりも低い税率で輸入が可能となる。
- また、ヒレなどの高価格帯の部位の実質従価税率は3.0%となり、コンビネーション輸入をせずに輸入した場合（4.3%）よりも低い税率で輸入が可能となる。

輸入価格(CIF価格)の推移(部分肉ベース)



資料 財務省「貿易統計」

部位別実質関税率

	うで	もも	肩ロース	バラ	ロース	ヒレ
海外オファー価格 (円/kg)	250	330	450	480	470	740
差額関税適用時税率 (%)	118.6	65.6	6.8	5.0	4.7	-
実質従価税率 (%)	9.0	6.8	5.0	4.7	4.8	3.0

注1 差額関税適用時税率は、基準輸入価格と輸入価格の差を課税額として税率を計算した値。輸入価格は、輸送費や為替レートが影響するため、海外オファー価格よりも高い。そのため、計算値はやや高めの傾向がある。

注2 実質従価税率は、分岐点価格付近でのコンビ輸入を前提として、分岐点以下の価格の部位の課税額を22.5円（524円×従価税4.3%）として計算した値。

注3 海外オファー価格は2013年の水準。

資料 高橋寛（2013）「TPP交渉の結果予想される豚肉差額関税撤廃とわが国の豚肉産業の課題」『ミートジャーナル』（13年9月号）を参考に総研作成

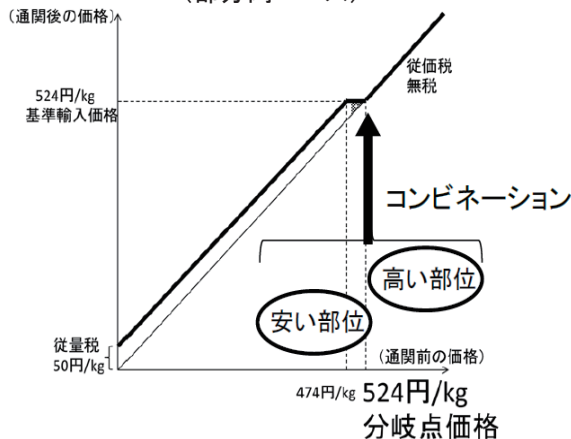
©2018 Norinchukin Research Institute

b 日EU・EPAの合意内容(豚肉)

474円までは従量税50円を一律課税、524円以上は無税となる

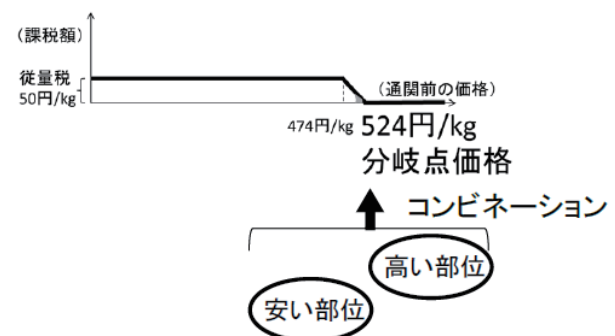
- 豚肉に関する日EU・EPAの合意内容は、TPPの合意内容とほぼ同じ。
- 差額関税制度を維持するが、発効後10年目までに、従量税を現状482円/kgから50円/kgに削減し、従価税（現在4.3%）を撤廃する。
- 制度変更にともない、通関前の価格が474円/kgより低い豚肉は従量税50円/kgが課税される。524円/kg以上の豚肉は無税となる。
- 制度変更後に分岐点価格（524円/kg）で輸入する場合は、kg当たり22.5円（574円×0.043）低い価格で輸入可能となる。

関税削減最終年度(10年目)の仕組み
(部分肉ベース)



資料 農林水産省「TPP協定における農林水産物関税について(最終結果)」

通関前価格に応じた課税額
(部分肉ベース)



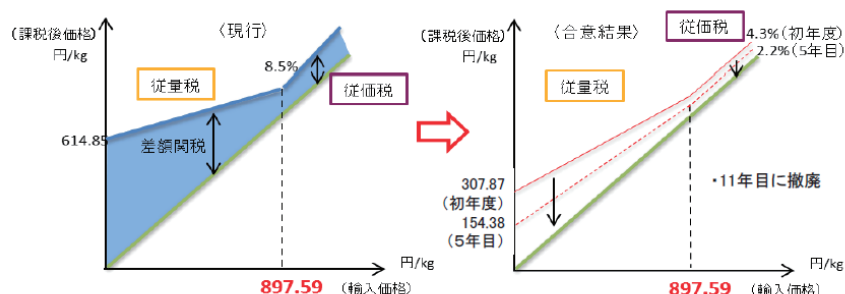
©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

c 日EU・EPAの合意内容(豚肉調整品・ハム・ソーセージ)

豚肉調製品等の関税は撤廃される

- 豚肉調製品等に関する日EU・EPAの合意内容は、TPPの合意内容とほぼ同じ。
- 現在はハム・ベーコン等の豚肉調製品は分岐点価格（897.59円/kg）以下の場合は差額関税（ $614.85 - 0.6 \times \text{輸入価格}$ ），分岐点価格以上の場合は従価税8.5%が課税されている。
- EPAでは初年度の関税を現行▲50%とし、以降段階的に削減し、11年目に撤廃することで合意。
- 輸入量の急増に応じたセーフガード措置は用意されているが、EPA発効後徐々に発動基準が厳しくなる。また、発動後の税率も発効後毎年段階的に下がる仕組みで12年目以降は撤廃される予定。
- ハム・ソーセージ等以外の豚肉調製品（シーズンドポーク等）は、現行10～20%の従価税を段階的に引き下げ、6年目に撤廃。
- 冷蔵の内臓・冷凍の肝臓は現行8.5%の従価税を段階的に引き下げ、11年目に撤廃。
- 冷凍の内臓は8.5%の従価税を初年度に4.3%に削減。その後段階的に引き下げ、8年目に撤廃。

豚肉調製品（ハム・ベーコン等差額関税のもの）の合意内容



資料 農林水産省「TPP協定交渉の合意内容について(畜産関係品目)」

豚肉調整品等の合意内容

	現行の関税率	EPA合意内容
豚肉調整品（ハム・ソーセージ等）	差額関税	初年度▲50% 11年目撤廃
豚肉調整品（ハム・ソーセージ以外）	10～20%	段階的引き下げ 6年目撤廃
豚の冷蔵の内臓、冷凍の肝臓	8.5%	段階的引き下げ 11年目撤廃
豚の冷凍の内臓	8.5%	初年度▲50% 8年目撤廃

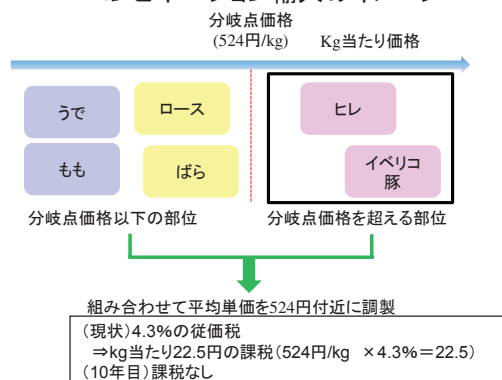
©2018 Norinchukin Research Institute

(4) 日EU・EPAの影響

a 低価格部位と豚肉調整品の輸入が増える可能性

- EPAの合意内容では輸入豚肉の差額関税制度を維持したので、（実質的な関税負担の面から）部分肉のコンビネーション輸入が続くと想定している。
- ただし、「うで」や「もも」などの低価格部位を加工用向けに利用する企業が50円の従量税を支払って部位単品で輸入を増やす可能性はある。また、市況変動が激しくなった場合は、輸入業者によるスポット輸入が増える可能性もある。
- かた肉に胡椒等を入れて調製したシーズンドポークは、ハンバーグ・ソーセージ・餃子の具などに利用される。この生産は世界的には北米が多く、輸入もアメリカ産・カナダ産がほとんどで、EU産のシェアは現状10%程度にとどまる。ただし、EU各国が日本向けのシーズンドポークの生産に着手し始めていることや、シーズンドポークが先行して無税となることから輸入量が増える可能性がある。
- 個別企業がEUから冷凍ソーセージ輸入に取組む可能性もある。

コンビネーション輸入のイメージ



資料 農中総研作成

豚肉関連製品の具体例

関税率 20%

串カツ(衣付き)

(関税番号)
160241090
160242090
160249290

シーズンドポーク
(胡椒入り細切れ肉)

輸入量 18万トン
(EUシェア 11%)
輸入単価 339円/kg

6年目に無税

差額関税

生ハム

(関税番号) 021011010 021011020 021012010
021012020 021019010 021019020 021099011
021099019 160241011 160241019 160242011
160242019 160249210 160249220

輸入量 0.9万トン
(EUシェア 48%)
輸入単価 1,216円/kg

ハム・ベーコン

11年目に無税

資料 農林水産省「農林水産物品目別参考資料」

b 生産者への影響

輸入冷凍肉増加による業務用需要での競合懸念

- 国産豚肉は業務用向けに生産量の3割が仕向けられているが、惣菜・弁当などの中食業界と外食業界向け需要に影響が出てくる可能性がある。
- 豚肉はうで肉などの低価格部位で輸入品の影響を受ける可能性がある。また、豚肉調整品ではシーズンドポークの輸入増加や高級輸入ソーセージの価格低下も想定される。
- 日本の家計消費における豚肉は、ほとんどがチルドであり、消費者は味へのこだわりがある。また、日本人の豚肉料理はとんかつ、生姜焼き、カレー、ポークソテー、豚汁などである。消費者に受け入れられる美味しい豚肉生産が求められている。
- 18年から豚肉格付における脂肪交雑基準が導入され、チェックオフ制度による消費者への情報提供も始まろうとしており、肉質向上に向けた取組みを深めていく必要がある。
- 生産コストダウンに向けて、国産種豚の生産性向上（産子数・離乳頭数増加、飼料要求率向上）や高い衛生水準を実現する生産システムへの取組みが求められる。
- 生産者は大規模層への生産集中が進んでいるが、市況低下などの影響を受ければ、その傾向に拍車がかかる可能性がある。

©2018 Norinchukin Research Institute

スパゲティ・マカロニ

Ⅲ スパゲティ・マカロニ

<要約> 日EU・EPAが国内のスパゲティ・マカロニに与える影響

- 国内市場は輸入品と輸入原料を利用した国内生産品がシェアを分け合っている。近年、ロットは小さいものの、製麺メーカーなどが主導して国産小麦を用いたスパゲティ・マカロニも生産されている。
- 日EU・EPAの発効で11年目までに30/kgの関税が撤廃されると、イタリア産を筆頭に廉価なEU 製品の輸入が拡大すると見込まれている。輸入原料を用いた国内生産品は、価格競争力の低下から減産が予想される。輸入原料を用いて国内で生産を行ってきた大手の製粉・製麺メーカーは、戦略の転換を迫られ、差別化を目的に原料の一部を国産原料に置き換える動きが進むことが考えられる。
- EPAに対する国内政策の時期・内容とも未確定である。ただし、日EU・EPAを踏まえて2017年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」では、小麦のマークアップの実質的撤廃を行って輸入原料価格を引き下げることで国内製粉・製麺業への影響を緩和する政策をとっている。一方、マークアップは経営安定対策の財源となってきたこともあり、国内農業者の所得減少につながらないように配慮する必要がある。

日EU・EPA発効による影響見通し



資料 政府資料等を基に農中総研作成

©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

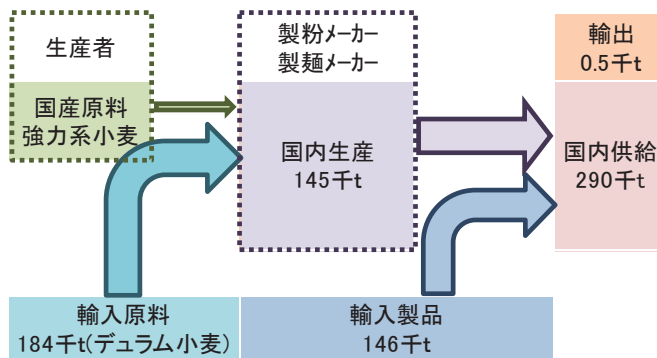
(1) 国内の需給構造

国内消費量の半分を輸入に依存し、輸入は増加傾向にある

- 輸入品と輸入原料を用いて製粉・製麺メーカーが生産する国内生産品が国内市場を2分する。2016年の国内供給量は290千t前年比0.7%増加。国内生産量が減少する中で輸入量が増加しており、16年は国内供給量の5割を輸入品が占めている。
- 16年の一世帯当たりのスパゲティ支出金額は年間約1,200円、購入数量は約3kgで、支出金額は米の20分の1である。07年から16年のスパゲティの消費量は米が20ポイント落ち込む中でも堅調である。

※以下では、パスタ(日本パスタ協会)、マカロニ類(農林水産省・食料需給表)をスパゲティ・マカロニとみなして表記する。

スパゲティ・マカロニの供給(2016年)

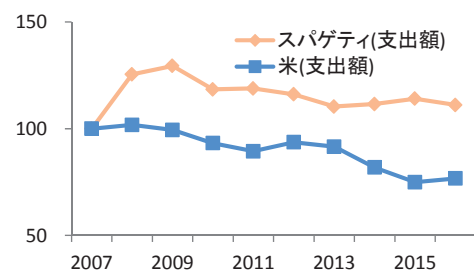


スパゲティ・マカロニの国内生産・輸入・輸出・供給・輸入比率

	国内生産 (千t)	輸入 (千t)	輸出 (千t)	供給 (千t)	輸入比率 (%)
2007	163	104	1.2	267	39%
2008	159	127	0.7	285	45%
2009	150	116	0.8	265	44%
2010	155	121	0.8	274	44%
2011	158	134	0.6	292	46%
2012	153	142	0.6	295	48%
2013	157	133	0.6	289	46%
2014	163	133	0.6	296	45%
2015	157	132	0.6	288	46%
2016	146	145	0.5	290	50%

資料 財務省、農林水産省
注 国内生産には生パスタを含む

家計のスパゲティ、米の支出額指数(2007年=100)

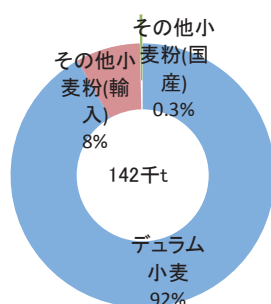


©2018 Norinchukin Research Institute

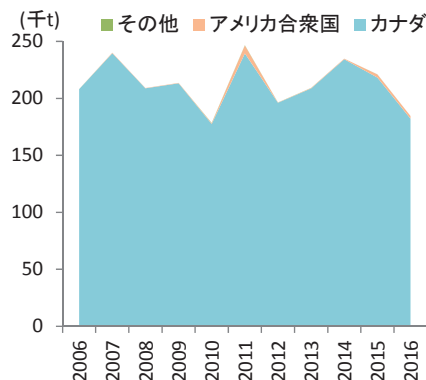
国内生産品はカナダからの輸入原料に依存、EPAを見越し生産の国外移転も

- 国内で生産されるスパゲティ・マカロニの原料には主としてデュラム小麦（グルテンが多く硬質）が用いられる。従来、デュラム小麦の国内生産が困難であることから、輸入に依存してきた。輸入元は主にカナダであり、2016年の輸入量のうち99%がカナダ産である。
- 輸入された小麦は商社、製粉メーカー、製麺メーカーをへてスパゲティ・マカロニに加工される。製粉市場、製麺市場はともに特定の企業にシェアが集中し、製粉業界との結びつきが強い日清フーズ(株)、日本製粉の最大手2社だけで販売量で7割のシェアを占める寡占市場となっている。
- 大手製麺メーカーは、TPP、EUやトルコとのEPAによって関税引き下げが行われると、輸入スパゲティ・マカロニの価格下落と輸入量の増加が進むと見ている。こうした状況のなかで、最大手の日清フーズ(株)は、従来のアメリカ工場に加え、15年にトルコ工場を新設するなど生産拠点の一部を国外に移す動きを進めている。

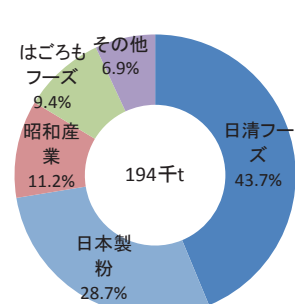
国内生産品の原料内訳
(2016年)



デュラム小麦の輸入量の推移



国内メーカー別販売集中度
(2016年)



少量ではあるものの、国産小麦の使用拡大、国産デュラム小麦生産も開始

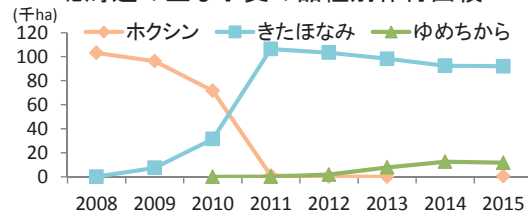
- 近年、パン用に開発された北海道産強力系小麦を用いたスパゲティ・マカロニ生産が行われ始めている。特に2011年から生産が開始された新品種「ゆめちから」を用いた製品が、中堅・中小の製粉・製麺メーカーなどから複数販売されている。また、北海道留萌郡小平町の「ルルロツソ」のように、小麦生産者がJA南もい、行政、商工会議所、消費者団体、地域の製麺業者や飲食店を巻き込んで国産小麦を用いたスパゲティ・マカロニを製品化する動きもある。
- 大手製粉・製麺メーカーは、農研機構と日本製粉㈱が共同で育成した国内初のデュラム小麦「セトデュール」を収穫時期に雨の少ない瀬戸内海地域で生産し、輸入原料の1%を置き換えを計画している。

主な国産小麦を使用した製品

製品名	製麺		原料		形態
	取扱業者	所在地	品種	原産地	
北海道 Pasta	赤城食品	群馬県	ゆめちから(秋播き)	北海道	乾麺
ゆめちから Pasta	山本忠信商店	北海道	ゆめちから(秋播き)	北海道	乾麺
北海道味わい Pasta	日東富士製粉	北海道	ゆめちから(秋播き)	北海道	乾麺
国内産ロング Pasta	桜井食品	岐阜県	きたほなみ(秋播き)	北海道	乾麺
北海道小麦の Pasta	江別製粉	北海道	-	北海道	乾麺
おらちの Pasta	米農家寺崎	富山県	-	富山県	乾麺
ルルロツソ	フタバ製麺	北海道	ルルロツソ(春播き)	北海道	生 Pasta
北のもっちゃんの Pasta	望月製麺所	北海道	きたほなみ(秋播き)	北海道	生 Pasta
ピチ	サッポロ麺匠	北海道	はるきり(春播き)	北海道	生 Pasta

資料 各種公開情報より農中総研作成

北海道の主な小麦の品種別作付面積



資料 北海道庁農産振興課

北海道 Pasta (乾麺)



資料 赤城食品Webページ

ルルロツソ (生麺)



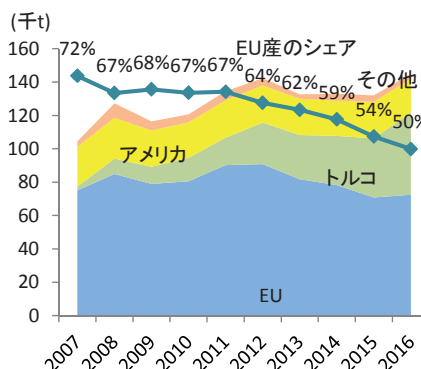
資料 フタバ製麺Webページ

©2018 Norinchukin Research Institute

輸入の半分を占めるEU産はEPA発効に伴ってシェアを高めるとみられる

- スパゲティ・マカロニの輸入量は増加傾向にあり、2016年には145千tと前年比10%増加した。輸入量・輸入額の約半分はイタリア産を中心にEU産が占めているが、近年、EU産の輸入は減少傾向にあり、より価格の安いトルコ産の輸入が急速に伸びている。
- イタリア産のスパゲティ・マカロニにはブランド力があり、国内の主要な製麺メーカーの一部は、ディ・チェコ(日清フーズ)、バリラ、ヴォイエロ(日本製粉)などのイタリア産の銘柄商品を取り扱う輸入代理店となっている。近年ではイタリア産の銘柄商品に加えて、トルコ系商社が取り扱う銘柄が急速に家庭用を中心に輸入を伸ばしている。
- 日EU-EPAで関税が撤廃されると通関価格の平均170円/kgが140円/kgに下がり、EU産は低価格帯の市場ではトルコ産に対して競争力を高め、高価格帯の市場ではブランド力を生かして輸入原料を用いた国産品に対して価格競争力を強める。このため一部の製麺メーカーは、国内生産を減らしてEUからの輸入を増やす可能性がある。

スパゲティ・マカロニの輸入量の推移



資料 財務省「貿易統計」

国別輸入量、輸入価額(2016年)

		数量 (t)	数量 (%)	価額 (百万円)	価額 (%)
EU	イタリア	68,064	46.9%	9,660	52.0%
	ギリシャ	3,746	2.6%	318	1.7%
	その他	603.15	0.4%	58	0.3%
	計	72,414	49.9%	10,035	54.0%
その他	トルコ	49,461	34.1%	5,173	27.8%
	アメリカ	20,235	14.0%	3,127	16.8%
	その他	2,912	2.0%	244	1.3%
	計	72,608	50.1%	8,544	46.0%
合計		145,021	100.0%	18,580	100.0%

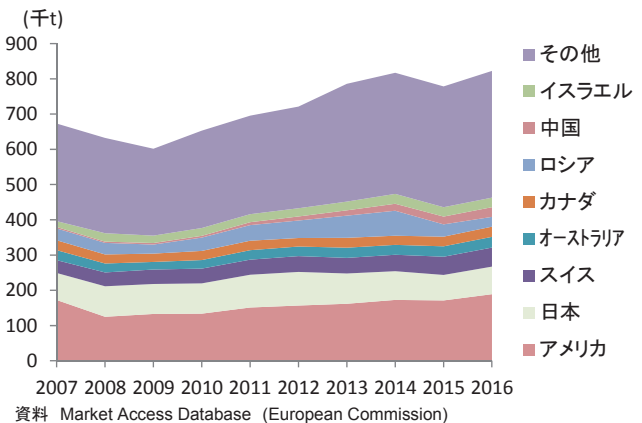
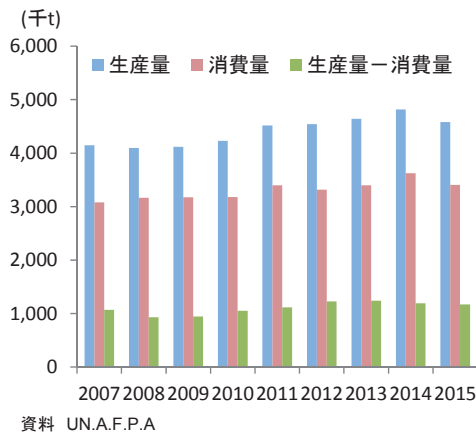
資料 財務省「貿易統計」

(2) EUの需給構造

EUにとって日本は主要な輸出先の1つだが、輸出は頭打ちになっている

- EU域内の生産量は約4,000千tで、3,000千tをEU域内で消費し、1,000千tほどの輸出余力がある。イタリアの生産量は3,246千tのEU全体の7割を占め、EU最大の生産国となっている（2015年）。
- 16年のEU域外への輸出量は823千tで、07年（673千t）と比べて20%増加している。EU域外の輸出先はアメリカが20%を超えて最大であり、次いで日本へ78千t輸出している。中国への輸出量は少ないが、徐々に有力な輸出先として台頭しつつある。
- 日本へのスパゲティ・マカロニ輸出は全体では増加しているが、EUからの輸出量は競合するトルコ産などに押されて伸び悩んでいる。

EUのスパゲティ・マカロニ生産・消費量 スパゲティ・マカロニのEU域外への輸出



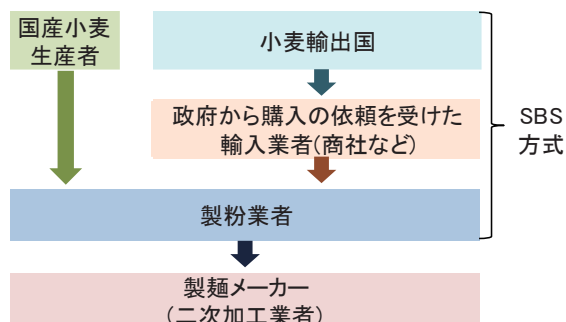
©2018 Norinchukin Research Institute

(3) 日EU・EPAの合意内容

TPP以上に譲歩し11年で関税撤廃

- 現在スパゲティ・マカロニには30円/kgの関税がかかっているが、11年目に撤廃される。9年目で12円/kgとなるTPPと比べて削減幅が大きい。現在の通関価格（平均170円/kg）が140円/kgになり、EU産の価格競争力が高まり、廉価なトルコ産に奪われていたシェアを取り戻す可能性がある。
- 国内で生産されるスパゲティ・マカロニの原料となる輸入デュラム小麦は政府の管理下で流通しマークアップが課されている。07年からはSBS方式が採用され、価格変動の影響が小麦価格に反映されるようになった。カナダの作況によって輸入価格が変化し、スパゲティ・マカロニ価格を上げざるを得ない年もある。
- マークアップは国内の小麦生産に対する経営所得安定制度の財源として用いられている。国産製麺メーカーに対する日EU・EPA対策として、2017年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」では小麦のマークアップの実質的撤廃を行うとしている。EUからの小麦輸入は3%に過ぎないが、マークアップの実質的撤廃により国内の小麦価格の低下や経営所得安定対策の財源不足に波及する可能性がある。

スパゲティ・マカロニ用小麦の流通

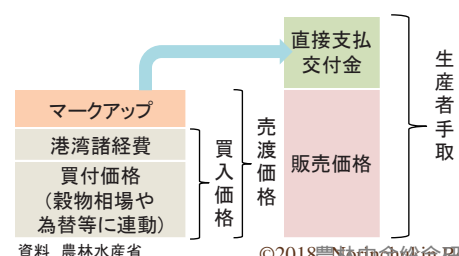


資料 農林水産省より農中総研作成

現行の関税措置と日EU・EPAの合意内容

現行関税	日EU・EPA		TPP	
	合意内容	輸入シェア	合意内容	輸入シェア
30円/kg	11年目に撤廃	50% (2016年)	9年目に12円/kgまで削減	14% (2016年)

マークアップと直接生産支払交付金の関係



資料 農林水産省

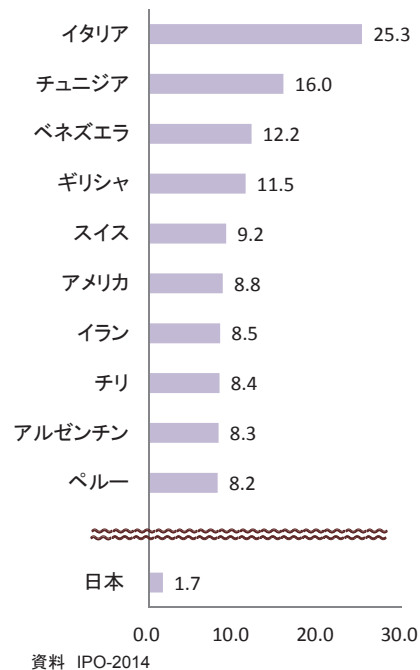
©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

(4) 日EU・EPAの影響

関税撤廃により、EUからの輸入量が増加し価格が低下。

- 日EU・EPA発効後11年目に関税は撤廃され、EU産の競争力は高まる。輸入品の増加によって、輸入原料を用いて国内生産を行ってきた国産製麺メーカーは国内生産の縮小を迫られる。一方、国内農業との関係ではスパゲティ・マカロニ向けの国産小麦がこれまでほとんど生産されてこなかったこともあり、直接的な影響は大きくはないと考えられる。
- 国内のスパゲティ・マカロニ消費量は、イタリアと比べて1人当たり15分の1と少ないが、コメ消費が大幅に落ち込むなかでも一定の水準を保ってきた。今後、海外から廉価な製品が流入することになれば、安価な主食としてさらに市場規模が拡大する可能性がある。
- 政府による国内対策は内容・時期など未定であるが、「総合的なTPP等関連政策大綱」では、国産製麺メーカーに対策として、輸入デュラム小麦のマークアップを実質的に撤廃するとしている。一方、マークアップは経営者安定所得制度の財源となってきたこともあり、国内の農業者の所得の減少につながらないように、今後の動向を注視していく必要がある。

スパゲティ・マカロニの1人当たりの消費量 (kg)



©2018 Norinchukin Research Institute

ワイン

Ⅳ ワイン

<要約> 低価格帯ワインは競争激化の見込み。ワイン市場拡大の可能性。

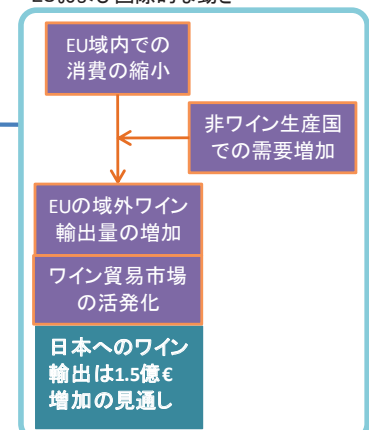
- 2010年以降、ワイン消費量の増加と「日本ワイン」（原料ブドウがすべて国内産のワイン）の登場などにより、日本国内のワイン市場は活発な動きが見られる。
- 一方、EUでは消費の縮小により構造的なワインの生産過剰が続き、輸出を拡大してきている。
- 日EU・EPAでは、EUからの輸入関税の即時撤廃が決定。最大でもボトル（750ml）あたり93.75円の減税となるため、高価格帯での影響は限定的な見込み。低価格帯では非EU産の輸入ワインがEU産に置き換わると見られる。
- 海外原料を使用した国内製造ワインは価格競争力低下が見込まれる。大手ワイナリーではEUワインの輸入販売と日本ワインによる自社製品の差別化が進むと見られる。
- EPAと直接の関係はないが、20年および23年に予定されている酒税の改正についても、ワイン市場に与える影響を注視していく必要がある。

日EU・EPA発効による影響見通し

		<現状>		<日EU・EPAの影響>	
		2010年まで	2010年以降	2020年～日EU・EPA発効	
国内	市場動向	ワインブーム期以降の消費の減退	安価な輸入ワインによる市場拡大	高価格帯ワイン：限定的な影響 低価格帯ワイン：EU産ワインの消費拡大	
	国境措置	15%あるいは125円/Lの低い方		輸入関税の即時撤廃	
	ワインメーカー	輸入ワインによる訴求 輸入原料の利用（国産ワイン）		市場拡大による輸入の増加 輸入原料ワインの競争力低下 日本ワインによる差別化	
		国産ブドウへのシフト（日本ワイン）			

2020年 酒税改正

EUおよび国際的な動き



資料 各種公表資料より農中総研作成

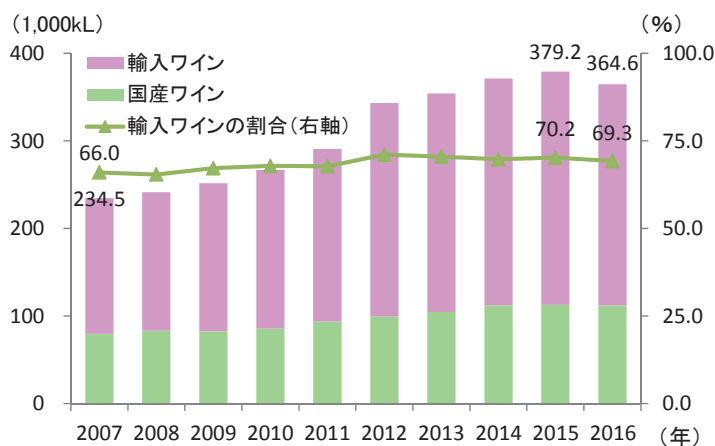
©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

(1) 国内におけるワインの需給動向

a 消費動向

- 日本のワイン出荷量は2008年以降増加しており、12年以降は98年のワインブーム期を超えた水準になっている。特に輸入ワインの出荷量が伸びており、国内流通量の約70%が輸入ワインとなっている。
- 輸入ワインが伸びる中で、EUからの輸入量は減少している。国別で見ても、15年に最大の輸入国がフランスからチリに交替して以降、チリが最大の輸入国になっている（2位：フランス、3位：イタリア、4位：スペイン）。一方で、輸入量のシェアの減少と比較して輸入額のシェアの減少は緩やかであり、EUのワインが比較的高価格帯であることがうかがえる。

日本におけるワイン出荷量の推移



資料 メルシャン「ワイン参考資料」

日本のワイン輸入量・価格

	年	全体	EU28	EU28のシェア (%)
輸入量 (1,000kL)	2012	264.9	159.6	60.3
	2013	273.0	153.8	56.3
	2014	279.4	152.5	54.6
	2015	289.1	150.5	52.1
	2016	276.4	142.2	51.4
輸入額 (100万円)	2012	125,635	96,575	76.9
	2013	154,335	115,391	74.8
	2014	173,641	129,314	74.5
	2015	180,319	129,768	72.0
	2016	163,032	118,624	72.8

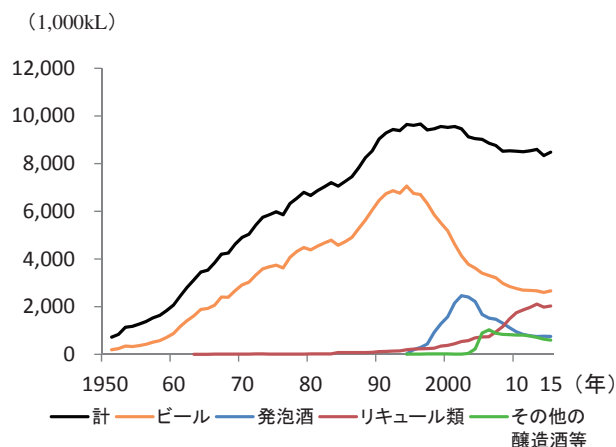
資料 財務省「貿易統計」
※統計品目番号が2204で始まるものであり、スパークリングワインや酒精強化ワイン、バルクワインも含む。

©2018 Norinchukin Research Institute

アルコール消費量が減少する中で、ワインは消費量を伸ばしつつある。

- 日本国内のアルコール消費量はビールの消費量増加とともに伸びていたが、1996年をピークに減少傾向である。ビールの消費量も94年の発泡酒の発売を機に減少した。その発泡酒も96年、2003年の2度にわたる増税と、いわゆる「第三のビール」（統計上は「リキュール類」、「その他の醸造酒等」の一部）の開発により、消費量を奪われている。
- 10年以降では、リキュール類の他に果実酒（ワイン）、ウイスキーで消費量が増加。国内アルコール消費量に占めるワインのシェアは上昇を続けており、15年には4.5%を占めている。

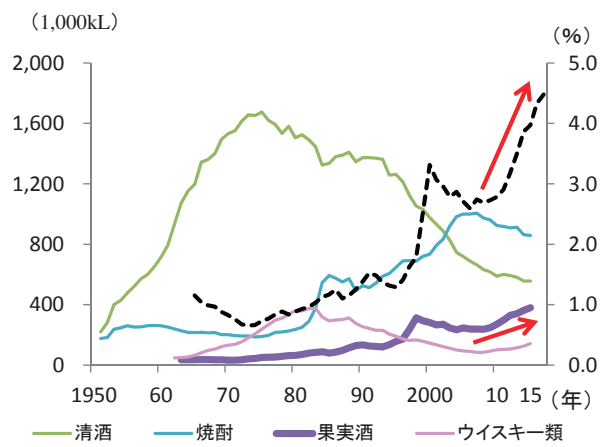
国内アルコール消費量の推移①



資料 国税庁「統計年報」

注 「その他の醸造酒等」には雑酒・粉末酒を含む

国内アルコール消費量の推移②



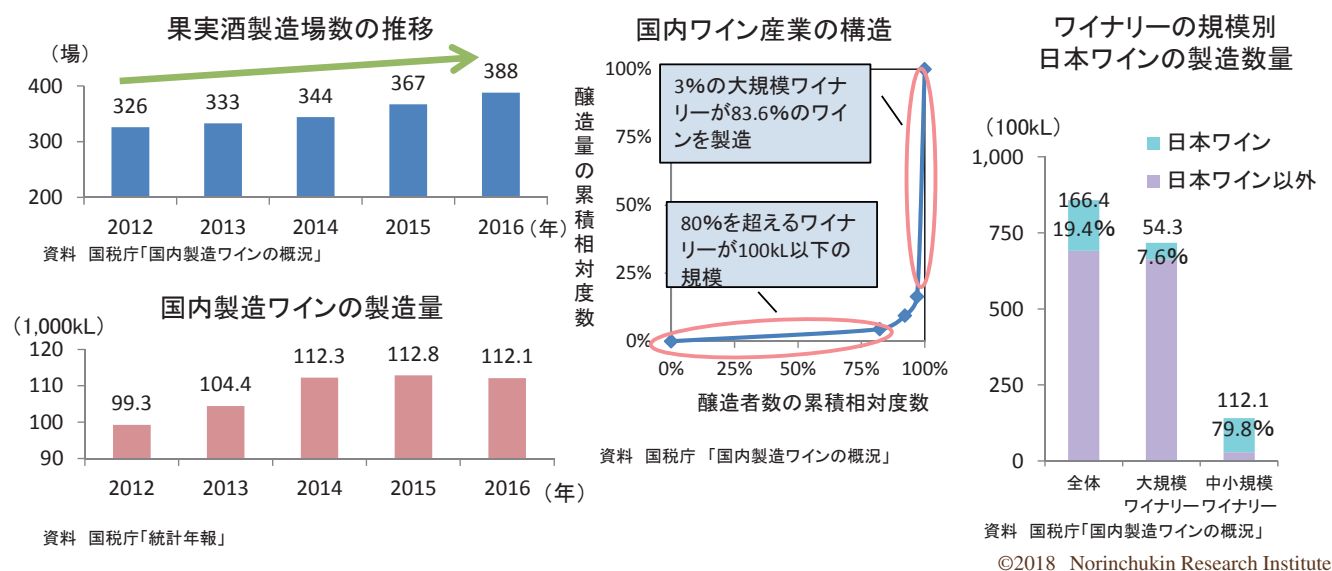
--- 酒類消費に占める果実酒のシェア (右軸)

注 「ウイスキー類」にはブランデーを含む

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

b 生産動向

- 日本国内の果実酒製造場数と国内で製造されるワインの量は近年増加傾向を示している。
- 年間醸造量が100kL以下の小規模ワイナリーが80%を占めている一方で、1,000kL以上の醸造量を持つ大規模ワイナリー（メルシャン、マンズ、サントリー、アサヒ、サッポロなど7社）が製成数量の83.6%を占める構造になっている。
- 国税庁のアンケート結果によると、国内製造ワインのうち19.4%が日本ワイン。大規模ワイナリーでは製造数量の7.6%が日本ワインである一方、年間醸造量1,000kL以下の中小規模ワイナリーでは、税総数量の79.8%が日本ワインである。



国内におけるワイン用ブドウ生産の概況

国内のブドウ収穫量に占める醸造仕向は増加傾向。今後も拡大の見込み。

- 国内でのブドウ収穫量のうち醸造に仕向けられるのは10%弱であったが、日本ワインの表示ができるようになった2015年には約15%。国内のブドウ生産が減少する中で醸造仕向量は増加している。
- チリワインをはじめとする低価格帯ワインによる市場拡大の中でも、日本ワインの醸造量及び出荷量に占める割合は増加しており、日本ワインの消費は底堅さを示している。
- 関東農政局のアンケートでは、約半数のワイナリーで自社管理畑の規模拡大意向がある。開拓から販売までに5年ほどかかるため、今後も日本ワインの拡大が見込まれている。

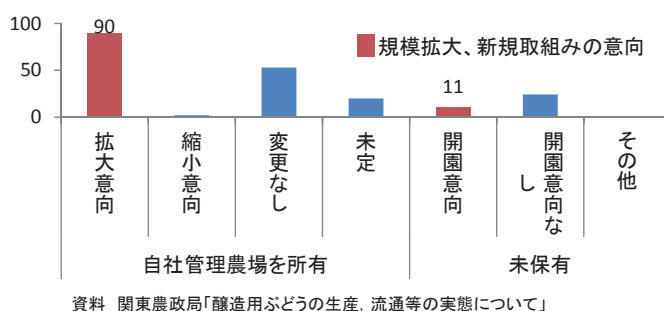
国内の醸造仕向ブドウおよび日本ワインの推移

		2005	2010	2013	2014	2015
ブドウ	醸造仕向量	11.6	10.1	12.9	14.3	25.3
	出荷量	200.8	168.5	173.6	173.4	165.2
	加工仕向の割合(%)	5.8	6.0	7.4	8.2	15.3
日本ワイン	製造数量 (斜字は推計)	8.7	7.6	9.7	10.7	18.9
	日本ワインの割合(%)	3.7	2.8	2.7	2.9	3.7

資料 農林水産省「特産果樹生産動態等調査」, 「作況調査」
 国税庁「国内製造ワインの概況」

注 醸造仕向量の11~14年は「特産果樹生産動態等調査」, 15年は「国内製造ワインの概況」の数値であり、連続性はない
 「日本ワインの製造数量」は醸造仕向量×0.75で計算。醸造仕向ブドウが全て日本ワインになった場合の製造数量であり、各年の上限を示す。

国内ワイナリー自社畑の保有状況と将来の意向



国内ワイナリー大手5社の自社畑保有状況と将来の意向

	自社畑 (ha)	今後の意向
アサヒビール	5	10ha以上まで拡大
メルシャン	34.5	27年までに60haまで拡大
サントリー	25	甲州収穫量を22年までに5倍
サッポロ	15	-
マンズ	-	-

資料 各種報道資料により作成

(2) EUにおけるワインの需給動向

a 生産および消費の動向

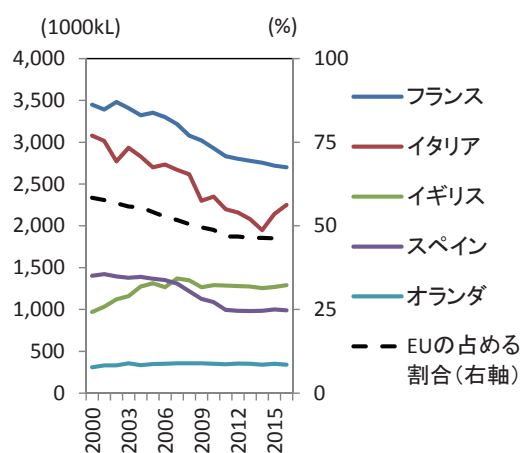
- EUにおけるブドウ栽培面積は政策の影響もあって減少し続けており、2000年と比較してスペインでは16.6%、フランスでは13.5%、イタリアでは24.0%の減少となっている。それに伴い、ワインの生産量も減少しているが、16年より年間最大1%までのブドウ園の新規開設が認められるようになった。
- EUのワイン消費量も近年は減少しており、00年比でEU全体として約15%減少している。一方で、イギリスやオランダなどの非ワイン生産国での消費が伸長してきている。全世界のワイン消費に占めるEUの割合は近年では50%を下回っている。

EUワイン生産国のブドウ栽培面積および生産量

	2000	2010	2014	2015	2016	増加率(%) 00-16
ブドウ栽培面積(1,000ha)						
スペイン	1,169	1,037	975	974	975	△ 16.6
フランス	907	804	789	785	785	△ 13.5
イタリア	908	739	690	682	690	△ 24.0
ワイン生産量(1,000kL)						
イタリア	5,162	4,853	4,423	5,000	5,090	△ 5.7
フランス	5,754	4,438	4,653	4,700	4,350	△ 24.4
スペイン	4,169	3,535	3,949	3,770	3,930	△ 1.4
EUの上位10ヶ国の合計	18,637	15,327	15,752	16,320	15,970	△ 14.3
全世界	27,878	26,413	26,990	27,600	26,700	△ 4.2
EUの占める割合(%)	66.9	58.0	58.4	59.1	59.8	△ 7.0

資料 O.I.V

主要ワイン消費国におけるワイン消費量の推移



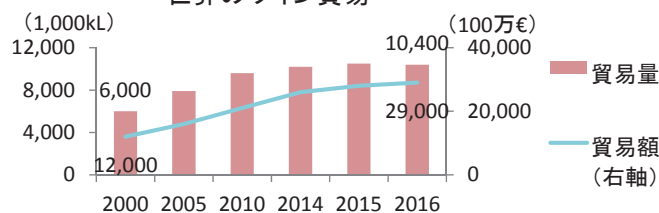
資料 O.I.V

©2018 Norinchukin Research Institute

b 貿易動向

- 近年は世界的にワイン貿易が活発であり、市場規模は年々拡大している。EUのワインは世界のワイン貿易量の約70%を占めているが、多くがEU域内での貿易となっている。
- EUの域外輸出は2,237千tで増加傾向にある。特に米、中、露への輸出が多く、日本は139千tの輸出をしており第6位の規模であり、輸出量全体の約6.2%を占める。
- 近年、中国向け輸出が急速に伸びており、日本の2倍以上の量をEUから輸入している。特にフランス産ワインの輸出先としては国別で最大である。
- EU域内貿易は域外貿易の2倍強の規模があり、スペインやイタリアでは輸出量の70%以上がEU域内である。

世界のワイン貿易



資料 O.I.V

EUのワイン域外輸出量

	2005	2010	2015	2016
アメリカ	419	480	563	592
中国	40	162	285	325
ロシア	219	400	241	251
カナダ	141	170	177	176
スイス	161	175	171	168
日本	113	124	149	139
EU域外計	1,509	2,084	2,200	2,237

資料 Eurostat

EU各国のワイン貿易量(2016年)

	輸出		輸入		純輸出	
	うち域内	うち域外	うち域内	うち域外	うち域内	うち域外
スペイン	2,292	1,707	79	73	2,213	1,634
イタリア	2,085	1,403	173	120	1,912	1,284
フランス	1,443	831	781	720	662	111
オランダ	51	37	383	287	△ 333	△ 251
ドイツ	362	283	1,477	1,241	△ 1,115	△ 958
イギリス	92	81	1,415	762	△ 1,324	△ 681
EU28合計	6,999	4,762	5,884	4,461	1,115	301

資料 Eurostat

(3) 国境措置

- 2017年8月現在、EUからの輸入ワインにかかる関税は下表のとおり。
- スパークリングワインで最も関税額が高く、関税撤廃の影響も大きくなると考えられる。
- 輸入濃縮果汁にかかる関税は19.1%。購入価格は4倍濃縮で200円/kgほどであり、ワイン一本当たり50円の計算となる。なお、国産ブドウは安くても180円/kgである。

EUからの輸入にかかる関税額

	容器入りワイン	バルクワイン	酒精強化ワイン	スパークリングワイン
関税額 (750ml換算)	15%か125円/Lの低い方 (15%か93.75円の低い方)	45円/L (33.75円)	112円/L (84円)	182円/L (136.5円)

資料 財務省Webサイト

(4) 日EU・EPAの合意内容とその影響

関税即時撤廃により、低価格帯ワインでEU産ワインの競争力が強まる。

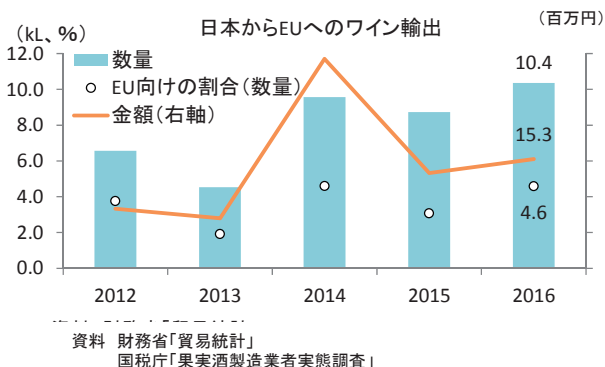
- EUからの輸入関税を即時撤廃することで合意。
- EU産のワインには高価格帯も多く、最大93.75円の下げ幅であるため高価格帯のワインへの影響は限定的である。一方、低価格帯では米国、豪州、チリ等の輸入ワインがEU産に置き換わる見込み。
- 欧州委員会が公表しているレポートでは、EPA発効によって日本へのワインの輸出規模は1.5億€（現在の輸出規模の約13%に相当）拡大すると見られている。
- 日本ではワイン市場の拡大を期待する声もある。これはチリとのEPAの影響でチリ産ワインの輸入が拡大し、国内のワイン消費量も増加したことによる。
- 海外原料を使用した国内製造ワインは価格競争にさらされる見込みであり、大手ワイナリーではEUワインの輸入販売促進と日本ワインによる自社製品の差別化が進むと見られる。

©2018 Norinchukin Research Institute

(5) 補足資料「日本ワイン」の輸出

EUは「日本ワイン」の醸造方法を承認。生産者の自己証明で輸出可能に。

- 日本からEUへのワイン輸出は2016年で10.4kL（1,530万円）であり、ワイン輸出全体の4.6%を占める。近年増加傾向にあるものの、その量は多くない。（参照：16年の日本ワイン生産量は16,638kL）
- 日EU・EPAでの合意内容は主に4点。
 - ① EU側もワイン輸入にかかっていた関税を即時撤廃する。
 - ② EUは「日本ワイン」醸造方法を承認。EUのワイン醸造規則によらなくても、「日本ワイン」であればEU市場で流通可能になる。
 - ③ EU輸出向けの醸造規則に従っている旨の証明について、生産者による自己証明を導入。事前に（独）酒類総合研究所から「日本ワイン」の生産者として指定を受ける必要がある。
 - ④ 日EU双方で相手国・地域の主要なワイン添加物を自国・地域で認めるよう手続きを開始する。
- 「日本ワイン」の輸出にかかる非関税障壁が緩和されることから、輸出の伸長が期待される。



日EU・EPAのワインに関する主な合意内容

実行主体	合意内容
日本、EU	関税の即時撤廃
EU	「日本ワイン」の醸造方法(補糖、補酸、ぶどう品種等)を承認
EU	「日本ワイン」の生産者による自己証明を承認
日本、EU	主要な添加物(日本側25品、EU側28品)の指定に向けた手続開始

資料 財務省「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート」
欧州委員会「EU-Japan Economic Partnership Agreement texts of the agreement」

V トマト加工品

＜要約＞EUからの輸入が増加し国内の加工用トマト生産に影響が出る

- 輸入自由化に対応して加工用トマトを用いたトマト加工品の市場は輸入原料に依存した構造となっている。国内の加工メーカーは国産の加工用トマトとEU等から輸入するトマトピューレ・ペーストを用いてトマトジュース、野菜ジュース、トマトケチャップ、トマトソースを製造している。
- 2016年の加工用トマト出荷量は31千tでトマト出荷量の全体の5%程度である。国内生産者はトマトジュース原料となる加工用トマトに特化して生産している。加工用トマトの出荷量は減少傾向にあり、07年から16年の9年で30%減少している。
- 日EU・EPAでは、トマトピューレ・ペーストの関税が6年目に撤廃される。また、トマトケチャップ、トマトソース、トマトジュース、調整したトマト、野菜ジュースについても6～11年目に関税が撤廃される。日EU・EPAが発効すると、価格競争力を高めたEU産の輸入が増加する可能性がある。また、主として国内原料を用いてきたトマトジュースでも輸入原料への切り替えが進み、結果的に国内の加工用トマトの価格を引き下げる可能性もある。

日EU・EPA発効による影響見通し

	2000年以降	＜日EU・EPAの影響＞ 2020年～ 日EU・EPA発効
市場動向	輸入自由化とともに輸入原料を用いた国内のトマト加工生産が拡大、2012年のリコピンブームでトマト需要が拡大	EU産の輸入増加、輸入原料を用いたトマトジュースなどの生産が増加
国境措置	トマトピューレ・ペーストは関税割当枠内無税(37千t)、枠外16%、トマトジュース9.8%、21.3%など	6～11年目で関税撤廃
国内加工メーカー	輸入原料を用いた国内生産、トマトジュースは国産原料	EU産加工原料の使用拡大
国内農業	トマトジュースの原料となる加工用トマトに特化、国内加工メーカーとの契約栽培、生産は減少傾向	輸入原料との内外価格差の拡大に伴う輸入原料使用拡大で、加工用トマト価格の引下げ？

資料 政府資料等を基に農中総研作成

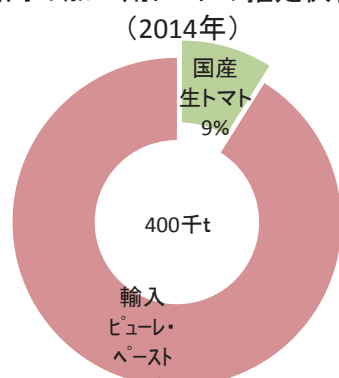
©2018 Norinchukin Research Institute

(1) 国内の需給構造

加工用トマト、トマト加工品の大部分を日本では輸入原料に依存している。

- 日本国内に供給される加工用トマトの大部分を輸入原料に依存しており、推定供給量の9割を超える。1972年のトマトピューレ、トマトペーストの輸入自由化後、廉価な輸入原料に押され、国内で生産されている加工用トマトはその多くがストレートジュース向けに供給されている。
- 国内の加工メーカーは国産の加工用トマトと輸入トマトピューレ・ペーストを用いて、トマトジュース、野菜ジュース、トマトケチャップ、トマトソースを製造している。
- トマトジュースは2012年のリコピンブームを受け、輸入原料を用いた濃縮還元ジュースの国内供給量が急速に増加した。トマトジュースの輸入は突発的な需要変動の調節弁としての役割を果たしている。

国内の加工用トマトの推定供給量



資料 日刊経済通信社

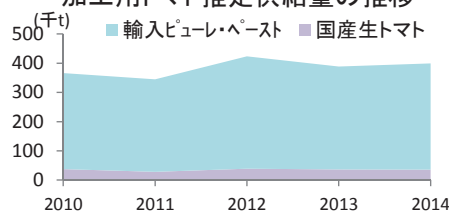
トマト加工品の国内生産、輸入、輸出

	国内生産 (千t)	輸入 (千t)	輸出 (千t)
トマト加工品全体	295	230	2
トマトピューレ・ペースト	8	111	
トマトケチャップ・ソース	126	7	0.1
トマトジュース	62	2	0.4
野菜ジュース	59	4	2
その他	40	107	

資料 農林水産省、全国調味料・野菜飲料検査協会

注 2016年の国内生産量は計画数量

加工用トマト推定供給量の推移



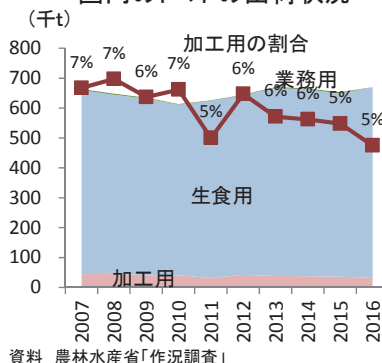
資料 日刊経済通信社

©2018 Norinchukin Research Institute
<https://www.nochuri.co.jp/>

加工用トマトの生産は減少傾向、主にトマトジュース用に利用されている。

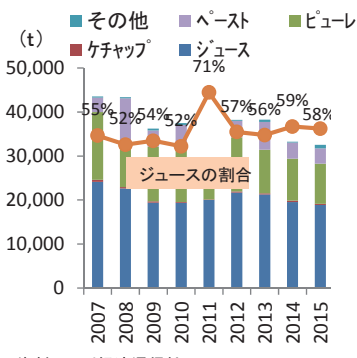
- 国内で生産されるトマトには生食用と加工用がある。2016年の加工用トマトの出荷量は31千tでトマト出荷量の全体の5%程度。加工用トマトの出荷量は減少傾向にあり、07年から16年では30%減少した。
- 国内産の加工用トマトの5割以上がジュース原料に用いられている。これらは国内の飲料メーカーの契約栽培で生産され、全量収穫して主に夏季のストレートジュース（フレッシュパック）向けに加工・製造される。最大の産地は茨城県や長野県で、それぞれ1万トンを超える生産がある。茨城はカゴメ、長野はデルモンテ、カゴメ、ナガノトマトなどが主な出荷先である。
- トマトジュースを生産する国内飲料メーカーは、国産の加工用トマトを原料として差別化を図る。安定した生産を確保するために、全国トマト工業会などを通じて生産者の機械化を奨励し、収穫拡大や反収増加などの支援を行っている。しかし、生産者の高齢化等により生産量が減少しており、輸入原料を用いて生産される濃縮還元ジュースの生産が増加傾向にあるなかで、ストレートジュースの生産は減少し続けている。

国内のトマトの出荷状況



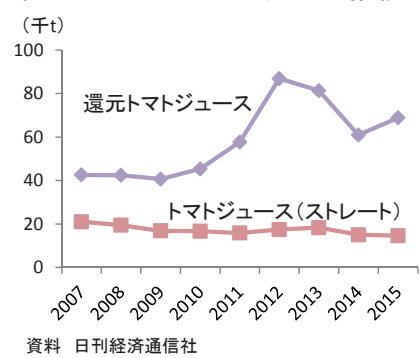
資料 農林水産省「作況調査」

国内産加工用トマト品目別仕向量



資料 日刊経済通信社
注 推計値

国内トマトジュース生産量の推移



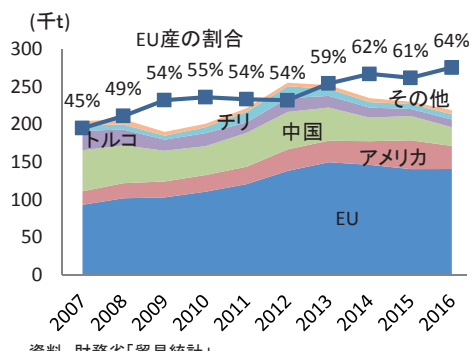
資料 日刊経済通信社
注 元データは農林水産省調

©2018 Norinchukin Research Institute

トマトピューレ・ペーストなどの輸入品でEU産は高いシェアを占めている。

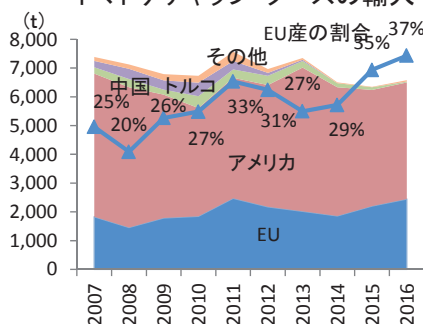
- トマトピューレ・トマトペーストの輸入は2012年をピークに減少傾向にある。世界的な天候不順でトマトが大幅に減産し、価格が高騰したことも減少の一因とみられる。EU産は輸入量の6割以上を占め、日本市場の重要な供給元となっている。
- トマトケチャップ・ソースの輸入は米国が最大であり、EUからは7,000t前後を輸入している。EU産は近年シェアを高め、16年では輸入量全体の37%を占めている。
- トマトジュースは12年にリコピンブームを受けて3,000トンの輸入がみられたが、その後ブームが終息して1,500tに半減した。EU産は12年には1,200t近い輸入があったが、近年は輸入量は大きく減少している。トルコ産は輸入量を一定の水準に保っており、16年には5割のシェアを占めている。

トマトピューレ・ペースト・調整品の輸入量



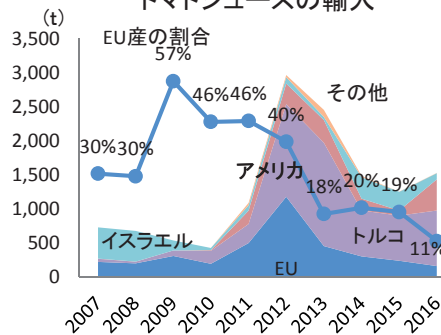
資料 財務省「貿易統計」

トマトケチャップ・ソースの輸入



資料 財務省「貿易統計」

トマトジュースの輸入

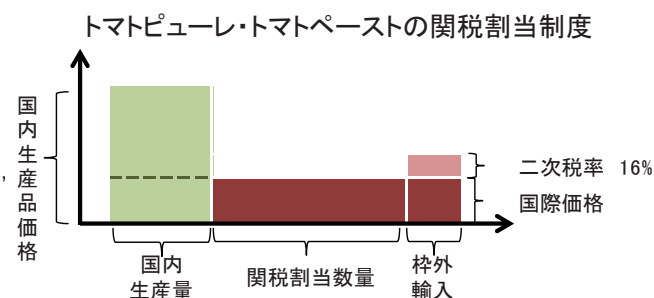


資料 財務省「貿易統計」

(2) 国境措置の現状及び合意内容

合意内容はTPPと同水準。

- 日EU・EPAの合意内容はTPPと同水準となっている。
- トマトピューレ・ペーストの関税割当が廃止され、枠外税率（16%）も6年目に撤廃。トマトケチャップ、トマトソース、トマトジュース、調整したトマト、野菜ジュースも6～11年目で関税が撤廃される。



現行の国境措置と合意内容

	現行の国境措置	日EU・EPA 合意内容	TPP 合意内容
トマトピューレ・ トマトペースト	関税割当枠内無税(37千t)、 枠外16%	枠外税率を6年目に 撤廃	枠外税率を6年目に 撤廃
トマトケチャップ	21.3%	11年目に撤廃	11年目に撤廃
トマトソース	17%	11年目に撤廃	11年目に撤廃
トマトジュース	29.8%, 21.3%	6年目に撤廃	6年目に撤廃
調整したトマト	9%, 13.4%	6年目に撤廃	6年目に撤廃
野菜ジュース	8.1%, 5.4%	6年目に撤廃	6年目に撤廃

資料 農林水産省

資料 農林水産省

トマトピューレ・ペーストの
国産品・輸入品の内外価格差

	国産品 価格	輸入品 価格	内外 価格差
2012	476円/kg	97円/kg	4.91倍
2013	476円/kg	116円/kg	4.10倍
2014	476円/kg	121円/kg	3.93倍
2015	514円/kg	123円/kg	4.18倍

資料 農林水産省

(3) 日本への影響

国内の加工用トマト価格が低下する可能性がある。

- トマト加工品市場では輸入品と国産品の棲み分けができており、国内市場への影響は小さいとみられる。トマトピューレ市場のように、アメリカ産、中国産、EU産が競合する市場では、関税撤廃によりブランド力のあるEU産への切り替えが進む可能性がある。
- 一方、トマトジュース市場では、国内で生産されるトマトジュースは輸入原料への置き換えや輸入トマトジュースの数量増加などによって、国内生産者のトマト買取価格の低下の懸念がある。

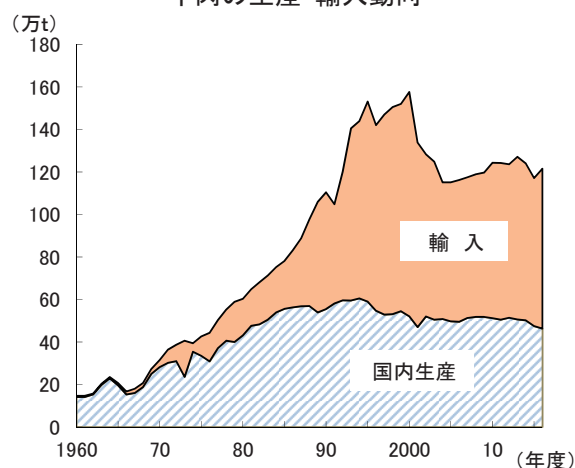
©2018 Norinchukin Research Institute

Ⅵ 牛肉

(1) 国内の需給構造 ～牛肉消費量は近年ほぼ横ばいで推移、自給率は38%～

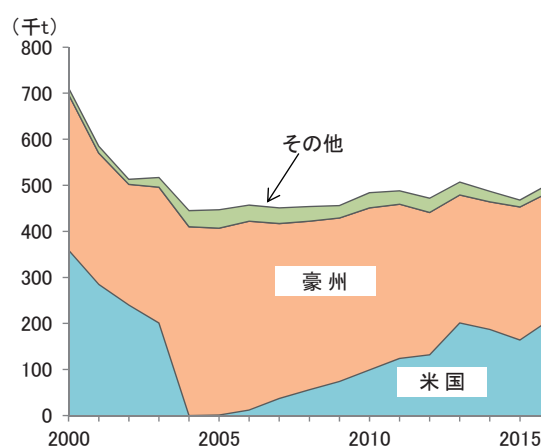
- 日本の牛肉消費量（＝供給量）は850千トン（2016年、部分肉ベース）で、過去10年間ほぼ横ばいで推移。
- 日本の牛肉生産量は324千トンで自給率は38%。国産牛肉の生産量はやや減少傾向にある。国産牛肉のうち和牛143千トン（44.1%）、乳雄98千トン（30.0%）、交雑種78千トン（24.1%）。
- 輸入牛肉526千トンのうち豪州産278千トン（52.9%）、米国産208千トン（20.5%）、その他40千トン。BSE発生で米国からの牛肉輸入は一時禁止されたが、輸入再開（05年）以降、米国からの輸入は回復。
- 牛肉の輸出量は増加しているが、16年の輸出量は1,909トン（生産量の0.6%、輸入量の0.4%）のみ。

牛肉の生産・輸入動向



資料 農林水産省「食料需給表」

牛肉の輸入国推移

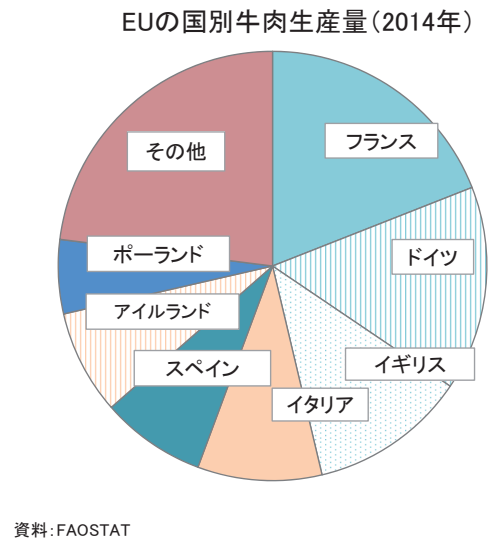
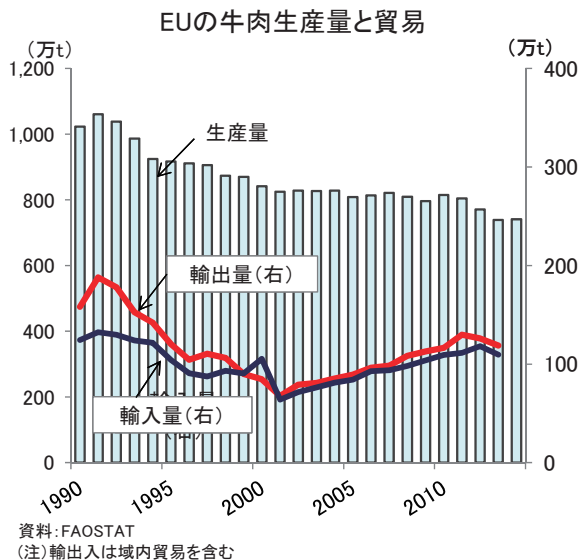


資料 財務省「貿易統計」

(2) EUの需給構造

EUの牛肉生産量は減少が続き、輸出量、輸入量は少ない。

- EUの牛肉生産量は5,090千トン（16年、部分肉ベース）で日本の15.7倍。生産量は消費量減少により減少傾向にある。主な生産国はフランス、ドイツ、イギリス、イタリア、スペイン、アイルランド、ポーランド。
- 域外への輸出量は134千トン、輸入量は230千トンであり、EUは全体としては牛肉の純輸入地域。輸出量は生産量の2.6%、輸入量も消費量の4.4%であり、輸出入の割合は小さい。
- 主な輸出国（製品ベース210千トン）は、ポーランド（51千トン）、ドイツ（27千トン）、スペイン（22千トン）、オランダ（20千トン）、アイスランド（17千トン）で、この5カ国で65%を占める。主な輸出先はロシア、ボスニアヘルツェゴビナ、スイス、香港であり、日本への輸出は少ない。



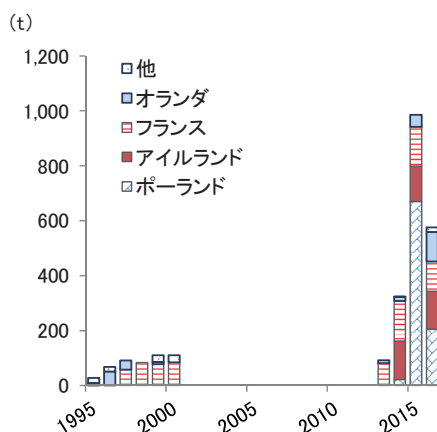
©2018 Norinchukin Research Institute

(3) EUと日本との間の牛肉輸出入

EUからの牛肉輸入量は少なく、日本からEUへの牛肉輸出もわずか。

- 16年においてEUから日本への牛肉輸出量は576トンで、日本の牛肉輸入量全体の0.1%のみ。主な輸出国は、ポーランド（206トン）、アイスランド（137トン）、フランス（109トン）、オランダ（107トン）で、この4カ国で97%を占める。
- BSE発生により2002年より12年まで11年間EUからの牛肉輸入は禁止。12年に一部輸入を解禁したが、現在もドイツ、イギリス、スペイン等は輸入禁止。
- 日本はEUから牛タン1.44千トン、ハラミ等1千トンを入力しており、牛肉輸入量を上回っているが、日本の輸入量全体に占めるEUの割合は牛タン4%、ハラミ等2%である。
- 日本は16年にEUへ牛肉を1,909トン輸出し、過去5年間で輸出量は3.3倍に増加しているが、EUへの輸出は127トン（輸入全体の6.6%）のみ。

日本のEUからの牛肉輸出量の推移



日本からEUへの牛肉輸出（2016年）

	関税率	輸出量	輸出額
EU	12.8% + 141.4~304.1ユーロ/100kg	127t	1,203百万円
全世界	-	1,909t	13,552百万円
割合	-	6.6%	8.9%

資料 農林水産省資料より作成

(4) 日EU・EPAの合意内容とその影響

日EU・EPAが日本の牛肉生産に与える影響は小さい。

- 牛肉の関税は16年目で9%に削減（TPPと同水準）。他の牛肉関連品目の関税も撤廃・削減。
- 関税率が下がればEUからの牛肉輸入量は増加するが、EUからの輸入が輸入量全体に占める割合は小さく、EUの牛肉の競争力も高くないため、日EU・EPAの日本の牛肉需給への影響は小さい。
- EUの牛肉関税が撤廃されるため、日本からEUへの牛肉輸出は伸びる可能性があるが、日本産の牛肉は高価格であるため、輸出増大には限界があり、日本の肉用牛生産への寄与は限定的である。

牛肉に関する合意内容

品 目	現在の関税率	合意内容	国内生産量	輸入量	EUからの輸入量
牛 肉	38.5%	発効時に27.5%に引き下げ、10年目に20%、16年日以降9%（TPPと同水準）	324千t	526千t	576t
牛肉臓	12.8%	初年度6.4%、13年目に撤廃	0.3万t	2.7万t	0.02万t
牛タン	12.8%	初年度6.4%、11年目に撤廃	0.1万t	3.5万t	0.05万t
牛肉30%未満の調製品	21.8%	段階的に引き下げ11年目に撤廃	（統計なし）	541t	0
塩蔵、乾燥、くん製の牛肉	181.5円/kg	段階的に引き下げ11年目に80.75円/kgに削減	（統計なし）	9.5t	0
その他牛肉調製品	10～50%	段階的に引き下げ16年目に撤廃	0.1万t	0.8万t	0.09万t

資料 農林水産省資料より作成

©2018 Norinchukin Research Institute

菓子・チョコレート

Ⅶ 菓子・チョコレート

(1) 国内生産の動向

チョコレートは菓子の中で最大の生産額であり、小売額は増加している。

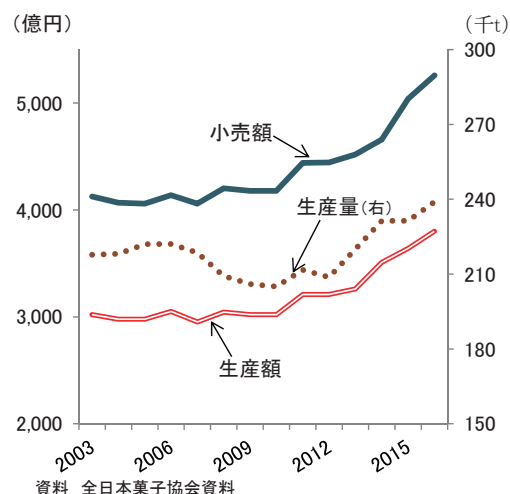
- 16年の菓子の生産額は2兆4,773億円。小売額は3兆3,609億円で、生産額は近年ほぼ横ばいで推移。
- うちチョコレート菓子は、生産額3,820億円（15.3%）、小売額5,269億円（15.7%）で菓子のなかで最大。主要メーカーは明治製菓、ロッテ、森永製菓、江崎グリコ、不二家で、5社で7～8割のシェア。
- チョコレートの生産額、小売額は増加しており、小売額はこの5年間で18.5%増加した。

菓子の生産額と小売額（2016年）

	生産額	小売額	割合	5年前比
チョコレート	3,800	5,260	15.7	18.5
和生菓子	3,850	4,750	14.1	2.1
洋生菓子	3,376	4,250	12.6	▲ 3.3
スナック菓子	2,962	4,225	12.6	3.9
ビスケット	2,560	3,685	11.0	9.7
米 菓	2,730	3,643	10.8	8.6
飴菓子	1,880	2,610	7.8	2.0
その他	3,615	5,186	15.4	1.2
計	24,773	33,609	100.0	5.2

資料 全日本菓子協会資料

チョコレート製品の生産動向



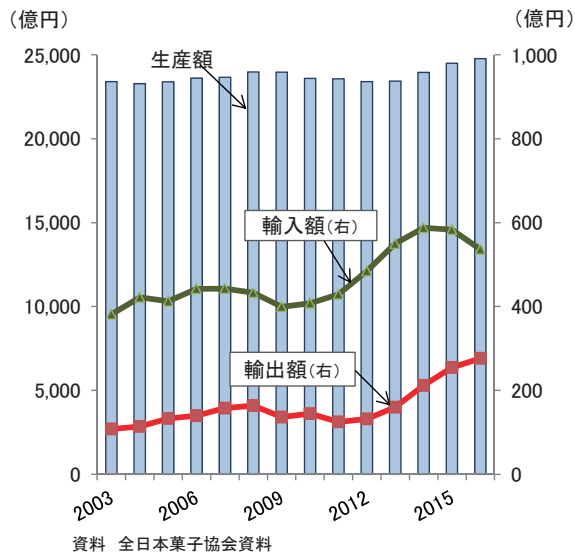
資料 全日本菓子協会資料

(2) 日本のチョコレート輸入

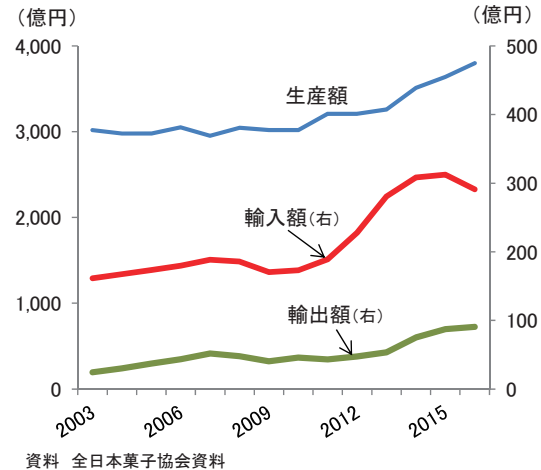
チョコレートは欧州、米国、中国から輸入し、輸入額が増加している。

- 16年における菓子の輸入額は536億円で、生産額の2.1%に相当する。
- このうちチョコレートの輸入額が291億円で最大であり、菓子の輸入額全体の54%を占める。
- チョコレートの主な輸入先はベルギー、米国、フランス、イタリア、中国であるが、欧州からは単価が高いチョコレートの輸入が多く、欧州の3カ国で全体の43%を占める。
- 原料のカカオ豆はガーナ、コートジボワール、ベネズエラ等から輸入。また、カカオ脂、ココア粉、ココア調製品、ココアペーストとしての輸入も多い。

菓子の生産額と輸出入額



チョコレート製品の生産額と輸出入額



©2018 Norinchukin Research Institute

(3) 日本のチョコレート輸出

- 日本の菓子の輸出額は276億円であり（生産額の1.1%）、過去5年間で2.2倍に増加している。
- 主な輸出品目はキャンディ65億円、米菓38億円、チョコレート48億円で、主な輸出先は香港、台湾、中東、米国、中国、韓国である。
- チョコレートの輸出先は香港が最大で37%を占め、米国、台湾、中国、韓国が続く。

(4) 日EU・EPAの合意内容とその影響

チョコレートの関税撤廃は菓子業界や砂糖産業に影響。

- チョコレート菓子の現行関税率は10%であり、11年目に撤廃を合意。関税の削減・撤廃によりEUからの輸入が増加し、菓子業界、チョコレートメーカーの戦略に影響を与える見込み。
- チョコレート以外にもビスケット、ココア調製品等の関税撤廃に伴う輸入増加によって、日本の砂糖需要や小麦粉需要が減少し、砂糖産業や製粉業界に影響する。

菓子等に関する合意内容

品 目	現在の関税率	合意内容	国内生産量	輸入量	EUからの輸入量
チョコレート菓子	10%	段階的に引き下げ11年目に撤廃	220千t	29千t	10千t
砂糖菓子 (キャンディ)	25%	段階的に引き下げ11年目に撤廃	168千t	12千t	6千t
ビスケット	13～20.4%	段階的に引き下げ6年目、11年目に撤廃	240千t	19千t	6千t
ココア調製品	28～29.8%	段階的に引き下げ11年目に撤廃	-	80千t	6千t

資料 農林水産省資料より作成

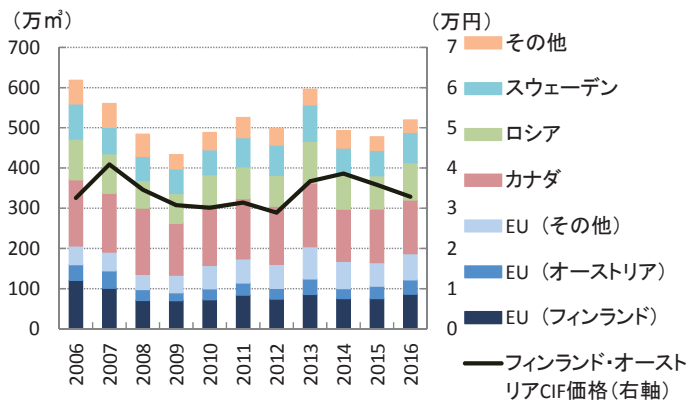
©2018 Norinchukin Research Institute
https://www.nochuri.co.jp/

VIII 林産物

(1)対象品目と輸入動向

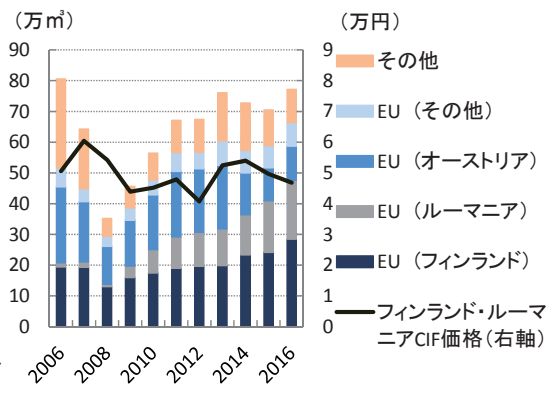
- 関税撤廃の対象となった主要林産物は以下の10品目である。①SPF製材 (Spruce, Pine, Fir), ②構造用集成材, ③PB, OSB (Particle board, Oriented Strand Board), ④加工木材 (床材壁面など), ⑤くい及びはり, ⑥その他建築用木工品 (CLT: Cross laminated timber等), ⑦たる・おけ, ⑧造作用集成材, ⑨針葉樹合板, ⑩広葉樹合板。
- 10品目の輸入額 (2012~14年の平均値) は3,696億円であり, そのうちEUは1364億円と4割弱を占める。
- EUからの輸入額のうち, ①SPF製材 (建築用資材や集成材の原材料として利用) が880億円 (65%), ②構造用集成材 (住宅用柱, 梁等) が309億円 (23%) と, ①・②で9割弱を占める。
- 日本の国内製材出荷量の900万 m^3 強に対し, ①SPF製材の輸入量は500万 m^3 (うちEU4割弱)。国内集成材出荷量の150万 m^3 弱に対し, ②構造用集成材の輸入量は80万 m^3 弱 (うちEU8割強) を占める。特に, フィンランドとオーストリアからの輸入量が多い。

SPF製材の国別輸入量の推移



資料 財務省「貿易統計」

構造用集成材の国別輸入量の推移



資料 財務省「貿易統計」

©2018 Norinchukin Research Institute

(2)国境措置の現状及び合意内容

- 林産物は, SPF製材 (関税率4.8%), 構造用集成材 (3.9%), PB (5.0~6.0%) など10品目の関税を7年間かけて段階的に引き下げ, 8年目にゼロにすることで合意した。
- TPPでは, 林産物の多くが即時撤廃となったが, 対EUでは影響が大きすぎることから, 段階的な引き下げで合意した。構造用集成材の場合, TPP諸国からの輸入額 (2012~14年の平均値) は3億円であるのに対し, EUからは309億円と規模が異なる。

(3)日本への影響

- 構造用集成材では, 約186億~371億円の生産減少を見込んでいる (農林水産省試算)。ただし, 輸入品の価格が関税削減相当分下落するが, 段階的な引き下げに加え, 体質強化対策を適切に実施することにより, 引き続き生産や生産者所得が確保され, 国内生産量は維持されるとみている。
- TPP等関連政策大綱では, 加工施設の効率化, 競争力のある製品への転換, 原木供給の低コスト化等の施策が記され, 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化が盛り込まれた。2017年度農林水産関係補正予算では, 合板・製材・集成材国際競争力強化対策として400億円が計上された。

主な林産物の関税

主な品目	関税率 (%)	主な用途
丸太	無税	原料
チップ	無税	
紙	無税	用紙、段ボール等
木製家具	無税	家具
製材 (米ツガ、米マツ)	無税	住宅・建築用 (柱、梁、けたなどの構造材等)
製材 (SPF)	4.8	
構造用集成材	3.9	家具用、建築用 (屋根や床、壁などの下地材)
PB (OSB含む)	5.0~6.0	
合板 (熱帯木材)	6.0	構造物の耐力部材等
合板 (針葉樹、広葉樹)	6.0	
直交集成板 (CLT)	3.9	
造作用集成材	6.0	階段、壁面、床材等

資料 農林水産省「日EU-EPA交渉の大枠合意について」

木材製品のイメージ

SPF製材: (Spruce, Pine, Fir)
トウヒ属, マツ属, モミ属の製材

資料 農中総研撮影

構造用集成材: 一定の寸法に加工された
ひき板を複数枚、繊維方向が平行になるよう
集成接着した製品

資料 農中総研撮影

総研レポート 29 基礎研 No.5

発行 (株)農林中金総合研究所 基礎研究部

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11

電話 03-6362-7727
